博士論文

可能世界意味論と言語行為理論から捉えた根源的モダリティ must の研究

2020 年　1 月

合田優子

目次

1. はじめに 1
1.1. 序論 1

2. モダリティについて 7
2.1. モダリティ 7
2.1.1. モダリティとは 7
2.1.2. モダリティにおける「主観」と「客観」 9
2.2. モダリティの分類 13
2.2.1. Kratzer (1977, 1981a, 1991, 2012)による分類 13
2.2.2. 澤田 (2014a)による分類 14
2.3. 分析の立場について 15

3. 先行研究: 可能世界意味論 18
3.1. 可能世界意味論 18
3.1.1. 可能世界意味論とは 18
3.1.2. Portner (2005)の接近可能関係とは 29
3.2. Kratzer の可能世界意味論 31
3.3. 他の研究者の可能世界意味論の考え方について 61
3.4. Kratzer への批判 65
3.4.1. Papafragou (1998, 2000)の枠組み 65
3.4.2. Papafragou の枠組みに対しての疑問 70

4. 可能世界意味論からのアプローチ 73
4.1. 命令文(imperative sentence)とは 73
4. 2. Han (1999) 73
4.2.1. Han (1999) 73
4.2.2. Han (1999) の問題点① 81
4.2.3. Han (1999) の問題点② 85

4.3. 分析① 85
4.3.1. 問題点①への提案: 枠組みの観点より 86
4.3.2. 問題点②への提案: 意味形式の提示 89
4.4. まとめ 91
4.5. 可能世界の集合図 92

5. 可能世界意味論における must の問題点 94
5.1. Papafragou (2000)を利用した must と have to の考察 94
5.2. 本研究の意味論分析における問題点 98
5.3. must の勧誘的用法における義務の強弱 103
5.4. 意味論と語用論 111
5.5. 義務の源について 113
5.5.1. 澤田（2006） 113
5.5.2. Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012) 115

6. 言語行為理論からのアプローチ 122
6.1. 言語行為理論(speech acts) 122
6.1.1. 言語行為理論とは 122
6.1.2. 条件 126
6.1.3. 発語内行為の種類 128
6.2. 間接的言語行為 132
6.3. 分析②: 可能世界意味論と言語行為理論からの分析 135
6.3.1. must の分析の前提 135
6.3.2. must の分析 136
6.3.3. must の勧誘的用法, have to との比較 140
6.4. まとめ 155

7. 終わりに 157
7.1. 結論 157
7.2. 今後の課題 158

参考文献 161

1. はじめに

1.1. 序論

世界に存在する言語、または私たちが使っている言語の中では、文や発話において、話し手が物事や状況を心の中でどのように捉えているかを表現したり、話し手の気持ちを表す表現がある。それは、例えば日本語では、「ね」「な」「よ」「か」などの終助詞を例に挙げることができる。一方で、英語の場合では “must” “may” “should” “might”などの助動詞や、また、副詞や形容詞などでも表される。その他の言語でも、モダリティ表現が存在する。

英語の助動詞 must 等の意味は、一般的に会話などにおいて、発話内容を遂行することが義務的であるのか、許可されているのかを示し、それによって人は行為を社会的に義務付けられたり、許容されることがある。英語の準助動詞 have to も must と同様に扱うことができる。have to は、時制の変化、否定形など表面的には must とは異なっているが、must と同様に義務的な用法を持っている。

また、モダリティは大きく分けて 2 種類存在する。その 2 つとは、根源的モダリティと認識的モダリティである。まず、根源的モダリティ(root modality)とは、ある事柄に関与する行為者のあるべき姿を、話し手が記述し、発話するものである。主語が指す人物が持つ、意思、能力や義務などを表すことができる。一方で、認識的モダリティ(epistemic modality)は、話し手が事柄をあるがままに捉えた上で、それに関する話し手自身の判断を表すことができる。

例えば、澤田 (2006: 69)によると、英語の助動詞 must の場合では、2 通りの意味がある。

(1) a. He <u>must</u> be singing now. 澤田 (2006: 69)

(彼は今歌っているに違いない。筆者訳)

b. He <u>must</u> sing now. 澤田 (2006: 69)

(彼は今歌わなければならない。筆者訳)

(1a)の must は、話し手が「彼が歌っている」という命題[1]の成立の可能性に関する、話し手の査定判断を表していると考えられるため、認識的モダリティと捉える。一方で、(1b)の must は、「彼が歌う」という事象に関わる当事者(主語)の必要性や義務を表しているので、根源的モダリティと捉えることができる。

本論文は英語を対象として、義務的モダリティ must を、命令文や have to と比較する。利用する理論は可能世界意味論と言語行為理論の 2 つである。本研究の目標は、まず、Kratzer (1977, 1981a, 1991, 2012)の理論の修正を提案することである。次に、義務的モダリティ、特に must の特徴を明示的な意味形式で説明し、話し手から聞き手への行為の指示や要求表現を正しく理解し使用することによって、対人関係における会話の誤解や言葉の誤用を防ぐ手がかりとなることの土台を整えることを目指す。そして、語用論の分野からのアプローチにより、must を日常会話でも適切に利用できることを目指す。

本論文の研究目的は、must と have to の意味を意味論と語用論の観点から明らかにすることである。例えば、次の例文を確認してみよう。

(2) You really must come and see us soon. Swan (2005: 360)
(あなたは本当にすぐに私たちに会いに来てください。筆者訳)

中学校や高校などの日本の英語教育の現場では、英語の助動詞 must の意味は例文(1a)(1b)のようなものがよく知られている。しかしながら、(2)のような話し手が聞き手に行為を勧めるような意味があるので、このような用法も含まれた、助動詞の特徴付けを本論文で行うこととする。一方で、have to は勧誘的に使われないと

[1] 命題とは、文がある場面で、世界について述べている事柄のこと。
(cf. Allwood, Andersson and Dahl (1977: 20)).

先行研究で述べているものがある。

(3) You <u>have to</u> have some of Aunt Marie's pie. Larkin (1976: 397)

(あなたはマリーおばさんのパイを食べなければならない。筆者訳)

(3)の例文の発話状況は、勧誘的な must の例文と似通っている。話し手か、またはマリーおばさんがパーティを開き、ケーキをゲストに提供するというものである。Larkin (1976)によれば、(3)の例文の場合には、ただ外部からの命令を述べているだけであるという。have to が勧誘的に使われないと述べるその他の先行研究は、Sanada (2009)と Palmer (1990: 75)が存在する。それでは、Sanada (2009)の例文を確認してみよう。

(4) a.?? Hey, come to my house, and you <u>have to</u> have dinner with me.

(?? ねえ、私の家に来て、そしてあなたは私と一緒に是非ディナーを食べてください。筆者訳)

b. Hey, come to my house, and you <u>must</u> have dinner with me.

(ねえ、私の家に来て、そしてあなたは私と一緒に是非ディナーを食べてください。筆者訳)

Sanada (2009: 63, 74)

(4)は、話し手が聞き手にディナーを一緒に食べようと招待している状況である。(4a)は語用論的に受け入れられないという。根源的な have to は外的な要因からくる義務の含意を伴っており、言語行為の勧誘にそぐわないという。その勧誘とは、話し手の申し出から、なんらかの行動が聞き手へ利益を与えられるはずであり、話し手の誠実な意図を伴うという。(cf. Sanada (2009: 75)).

Palmer (1990: 75)では、次の例文が比較されている。

(5) a. You must come and see me tomorrow.

(是非明日私たちのところに会いに来てくださいね。筆者訳)

b. You have to come and see me tomorrow.

(あなたは明日私たちに会いに来なければならない。筆者訳)

Palmer (1990: 75)

(5a)は勧誘的であると言うが、(5b)はある話し手の独立した強制的な理由を提案しているという。もし、聞き手が話し手の言ったことをしなければ、違反がおこるかもしれない。

本研究で最も問題となるのが、must の勧誘的用法である。must と have to は義務の意味があるにもかかわらず、must は勧誘的に使われる。(3)と(4)の例文で挙げた先行研究を参考にすると、have to は勧誘的に使われない場合もあるようである。本研究では must の用法を分析・考察することによって、日常言語の場面において、どのような状況のときに must が義務を表すのか、どのような状況のときに must が勧誘的な意味を表すのかが、明らかになる。どのような状況の時に、勧誘的な意味や義務的な意味が生じるかについては、未だ曖昧である。それを解明することによって、現実での具体的な会話の場面で、英語学習者が使い分けをできるようになるヒントを見つけることができれば、人間関係の築き方などに応用できる場合もある。

本論文の展開の前に、まず言葉の定義について触れたい。勧誘とは「ある行動をするように誘うこと。」である(日本国語辞典 (2001, 3: 1404))。提案とは「案を提出すること。またその案。」である(日本国語辞典 (2001, 9: 533))。助言とは「かたわらから言葉を添えて助けること。また、その言葉。」という(日本国語辞典 (2001, 7: 348))。本論文では、話し手が聞き手に対してある行為を勧める用法を勧誘的用法として使用しているが、そこには強い義務の強さを伴うものも対象としている。それを考慮すると、勧誘的用法には、助言の意味合いは多くは、含まれないと考え

る。助けることは必ず聞き手の利益になるが、本論文で取り扱う must の例文は、必ずしも聞き手の利益になるかどうかは決まっておらず、むしろ、話し手の意図が含まれているものであるからである。一方で、提案についても、強い強制力はその発話には含まれていないと考えるため、案を提出するという意味合いを本論文では基本的な軸として考えない。

確かに、勧誘は話し手の意図が含まれているので、強い強制力が伴うものである一方で、その行為をしなければ罰を与えられるわけでない。つまり、選択の余地は聞き手にあると考える。

本論文の研究方法については、第 1 段階として、命令文と must 文の考察を行った先行研究の問題点を指摘し、その両者を Kratzer（1977, 1981a, 1991, 2012）の可能世界意味論の枠組みで考察分析する。一方で、例文対象とする発話や文は、参考文献等に記載されている例文である。また、例文のインフォーマントチェックにより入手した例文である。第 2 段階では、Kratzer の可能世界意味論では不十分な点を Searle（1969, 1979)の言語行為理論で補うが、2 つの理論を融合して、モダリティの分析を発展させていく立場をとる。have to なども比較している。最終的には、must の特徴と機能について論を展開していき、意味形式を提案する。本論文では、Kratzer の可能世界意味論を利用するが、本論文において、彼女の枠組みがモダリティ分析に適していることを述べる。本論文によって、彼女の枠組みを補うことを目標とする。

また、must を研究する意義については、根源的モダリティ must と have to などを可能世界意味論の観点から考察することによって、義務的な観点による意味論的、語用論的な機能について記述することができることである。must を中心とした義務的なモダリティなどを考察することによって、言葉と社会の接続部分を俯瞰することが可能になり、さらに、社会における言語の運用や対人関係について考えることに繋がる。そして、個々の人間の繋がりだけでなく、社会における力関係や規則などの、社会と人間の繋がりと言語の役割に焦点を当てることができる

と考えられる。たとえば、次の例文を確認してみよう。

(6) You must come and see us.

(是非うちに来てくださいね。筆者訳)

Jespersen (1949: 170)

例えば、この発話を海外に住んでいる友人から、現地で言われたとして、もし聞き手が意味を理解できなかったら、大変驚くであろう。一方で、義務の意味が強いと言われている must でも自分の気持ちを伝えることができる便利な道具であると理解することも大切である。

最後に、本論文の構成を確認する。1 章で研究目的や意義、方法などについて述べた。2 章で、モダリティについて詳しく述べる。3 章で、先行研究の 1 つである可能世界意味論について詳しく紹介する。その先行研究とは Kratzer (1977, 1981a, 1991, 2012)である。主に本論文は Kratzer の枠組みで進めるが、それに関するその他の先行研究についても言及する。4 章では、must と命令文の比較を行う。Han (1999)に対して、意味形式と可能世界の枠組みにおいて対案を示す。5 章では、可能世界意味論の枠組みにおける must 分析の問題点を挙げる。そして、語用論の言語行為理論を取り扱う理由について触れる。6 章では、Searle (1969, 1979)の言語行為理論の枠組みから must を考察し、間接的言語行為を利用することで、可能世界意味論に言語行為理論を組み込んで、5 章への答えとする。7 章では、本論文のまとめを行う。このような流れで、本論文は構成されている。

2. モダリティについて

2.1. モダリティ

2.1.1. モダリティとは

まず、モダリティとは何であろうか。モダリティは、多義的であるため、多くの研究者たちが様々な領域からアプローチを試み、研究している。本章では、モダリティに関する内容をまとめる。節 2.1.1.と節 2.1.2.は、合田(2013)に修正と加筆を加えたものである。

英語においては、助動詞、形容詞や副詞によって、モダリティを表すことができる。準助動詞でも表すことができる。さらに、黒滝（2005: 91)によれば、次の(1)のように記載されている。モダリティには多義的な意味が認められることから、広義の定義づけがなされている。

(1)

現実世界をありのままに叙述[2]するのではなく、そうあるべき世界を模索したり、そうだと思われる世界を想像したりするのに用いられる。

黒滝（2005: 10）

一方で、モダリティという言葉がよく使われるのと同時に、「話し手の心的態度」という言葉がよく使われている。そこで、「心的態度」の意味を確認したい。

国立国語研究所（2000)によると「心的態度」とは、例えば、確信、疑い、関心、からかい、叱責などを指す。「心的態度」は、話し手がかなりの程度まで意図的にコントロールして表出することのできる「気持ち」のことであるという。一方で、「感情」とは、話し手が意図的にコントロールすることのできない「気持ち」のことであるという。「気持ち」は 2 つに分けられる。例えば、悲しみ、怒り、喜びな

[2] 叙述とは、物事のありさまや考えなどを、順を追って述べること。

どは一種の生理的反応であり、我々はその生起を制御することはできない。

さらに、他の概念も確認する。

(2) It is raining. Patterson (2011: 4)

(雨が降っている。筆者訳)

(3) It must be raining. Patterson (2011: 4)

(雨が降っているに違いない。筆者訳)

(2)は、たった今、つまり現在という瞬間の、世界の有様を説明している。この文が真として成立する条件、すなわち真理条件は、雨が今降っているような状況、世界がそこに存在しているということである。そのような状況、世界の集合のすべてにおいてこの文は正しいのだが、これを、文の内包という。内包とは、金水・今仁(2000: 109)によれば、記号が表す概念のことであるという。そして、実際に、今の状況において雨が降っていれば真であり、降っていなければ偽である。これが文の、その状況で表す真理値[3]である。そして、これが外延と呼ばれる。外延とは、金水・今仁 (2000: 109)によれば、記号が指し示す指示物のことという。一方で、(3)は、「雨が降っているに違いない。」という、話し手の判断や推測を表しているが、その話し手の心的態度に関して真偽を問うことはできない。実際に雨が降っていても、降っていなくても、世界のあり方について述べたものではなく、話し手の主観的な信念について述べているからである。その心的態度が成立していれば、外的状況と関係なく(3)は真となる。従って、モダリティが含まれる文は、話し手の心的態度を含むので、主観的であると言える。一方で、モダリティを含まない現実世界を説明する文は、客観的であると判断できる。一方で、Palmer (1986: 16)によると、モダリティは話し手の主観的な態度や見解を文法化したものであると定義できる、と言及されており、モダリティは本質的には主観的であると考えられて

[3] 真理値については、Allwood, Andersson and Dahl (1977: 27)を参照。

いる。

2.1.2. モダリティにおける「主観」と「客観」

ここで、モダリティの解釈を確認する。Lyons (1977: 795)によれば、“believe”や“think”のような心理動詞は、non-factivity (非叙実性)を示す動詞である。非叙実性は、世界の有様の真偽を問うものではない。話し手の信念世界の中で、話し手がある命題を信じているならば真で、信じていなければ、偽である。従って、モダリティは心的態度を表す、と考えることができる。このような点を参考にすると、モダリティは主観的表現であるとみなすことができる。

また、モダリティの解釈の仕方について、Lyons (1977: 791)によると、モダリティには主観的な読みに加えて、客観的な読みがあるという。Lyons (1977: 792)では、主観的な認識的用法と客観的な根源的用法について論じている。

モダリティの読み方について次の例文を確認してみよう。

(4) Alfred <u>must</u> be unmarried. Lyons (1977: 791)

(4)の例文の解釈は、2 通り解釈があり、(5a)のように読める場合と、(5b)のように読める場合がある。これは、認識的な読みが(5a)で、根源的な読みが(5b)である。

(5) a. I confidently infer that Alfred is unmarried.
(私は自信をもってアルフレッドが未婚であると推察する。筆者訳)
b. Alfred is obliged to be unmarried.
(アルフレッドは余儀なく未婚でなければならない。筆者訳)
Lyons (1977: 791)

(5a)は(5b)より、主観的である、と Kuryłowicz (1964)が述べている、と Lyons (1977: 792)が述べている。次の例文は、遂行的であると彼は述べている。

(6) I (hereby) oblige Alfred to be unmarried.

(私はこれによってアルフレッドが未婚であることを義務づける。筆者訳)

Lyons (1977: 792)

上記の(6)は、真偽を問うようなものでなく、遂行的な発話である。つまり、話し手が自分からその文を発話することによって、義務を Alfred に課す、という主観的な表現になっている。その文が発せられないならば、義務は生じないからである。つまり、筆者は次のように解釈する。(5a)が主観的な認識的モダリティの読みで、(5b)が客観的な根源的モダリティの読み方と考えられるかもしれない。Lyons (1977: 791- 793)が論じている通り、モダリティの中には、主観的に読めるものと、客観的に読めるものがあると考えられる。

一方で、Quirk et al. (1985: 225)によると、(7)について ‘You are obliged to be back ... ’; ‘ I require you to be back…’ の意を含んだ義務や強制を表すという。主観的であるとも考えることができる。

(7) You <u>must</u> be back by ten o’clock.

(あなたは 10 時までに戻っていなければならない。筆者訳)

Quirk et al. (1985: 225)

また、Quirk et al. (1985: 226)によれば、have to は義務や論理的必然性を表すという。

(8) There <u>has to</u> be some mistake.

(いくつかの間違いがあるに違いない。筆者訳)

(9) You <u>have to</u> be back by ten o’clock.

（あなたは 10 時までに戻っていなければならない。筆者訳）

Quirk et al. (1985: 226)

(8)の Quirk et al. (1985)が言及している have to の論理的必然性は、物事の事象についての話し手の判断を説明しているとも考えられるので、客観的であるとも捉えることができる。must より強調されているという。(9)は義務や強制を表現しているが、must より匿名性が高く、話し手の権威が不足している傾向がある。

一方で、Curme (1931: 395)では、have to と have got to の比較もしているが、ここでは、have to の確認をする。have to は元来環境からの強制を示すが、現在では人の意思など主観的な強制力を示す場合にも使われるという。強制力は、不特定の主語によるものでなく、その他のもの、例えば環境や自然の法律などによるものであるという。また、Quirk et al. (1985: 145-146) では、have to と have got to の比較については、例えば、"Jim's got to check the temperature every 12 hours" は指示的であり、将来の Jim の義務になることを規定している。一方で、"Jim has to check the temperature every 12 hours"は、'This is what Jim's present duties consist of' という習慣的な行動について示していることが言及されている。

Leech (1983: 228)によると、have to は一般的な考えからの義務について指すことができ、must は義務を課したのは話し手と同定されるという。

(10) a. You <u>have to</u> be back in camp by ten.

（あなたは 10 時までにキャンプに戻っていなければならない。筆者訳）

b. You <u>must</u> be back in camp by ten.

（あなたは 10 時までにキャンプに戻っていなければならない。筆者訳）

Leech (1983: 227)

Leech (1983: 228)によれば、(10b)の場合では、命令を与えられている役人によっ

て話しかけられているようであるという。一方で、(10a)の場合では、誰かによって発された命令を仲間に知らせている一般的な兵士によって話されている可能性があるという。また、Leech (2004: 83)によれば、must は主観的であり、それは話し手が重要や必要不可欠だと思ったことを言及する。一方で、have to は客観的で、話し手の外にある源から発生する義務の傾向があるという。“You must save money to buy a house.” は I’m telling you の意を含み、 “You have to save money to buy a house.” は This is a financial requirement の意を含むという。

Lakoff (1972a: 240)によれば、must は、話し手の共感を含む、つまり、「ジョンに賛同している」ことを表すが、have to は報告になるという。

(11) a. John says you <u>must</u> apologize.

(ジョンはあなたが謝らなければならないと言っている。筆者訳)

b. John says you <u>have to</u> apologize.

(ジョンはあなたが謝らなければならないと言っている。筆者訳)

Lakoff (1972a: 240)

Larkin (1976: 392)によれば、must は話し手の信条を表現しているという。

(12) a. The garage <u>must</u> be cleaned up before we can use it.

(その車庫は私たちが使う前に掃除されなければならない。筆者訳)

b. The garage <u>has to</u> be cleaned up before we can use it.

(その車庫は私たちが使う前に掃除されなければならない。筆者訳)

Larkin (1976: 392)

(12a)は車庫が汚すぎて使えないという話し手の信条を表現する。しかしながら、もし、話し手が家主に賛成していることを示すつもりでない場合や、彼の仕事の意

気込みでなければ、家主によって課された条件を報告するときであれば、それは少し変に聞こえるという。一方で、(12b)の場合では、この点に関しては中立であるという。

また、Thomson and Martinet (1986: 140)でも、must は話し手によって課された義務と述べられていて、have to は外因的な義務を表現するという。以上のように、must と have to の違いは、話し手の意図を含むかどうかによるという意見がある。

Perkins (1983: 60)でも、先行研究について言及し、must は話し手の権力を伴うことができ、have to は伴わないことを述べている。

つまり、モダリティを形づくる表現には、主観的な意味を持つ表現と客観的な意味を持つ表現が存在すると考えられ、その単語が主観的なのか客観的なのかという観点によって、話し手が使い方を変えることができると解釈できる。

以上に述べたように、モダリティの解釈に関して主観的な観点と客観的な観点があり、先行研究によって意見が分かれるが、本論文ではモダリティは、本質的には主観的な表現であることを認める。その上でモダリティについて、下記に載せた澤田 (2006)の定義によって考察を進める。

(13) モダリティとは、事柄(すなわち、 状況・世界)に関して、たんにそれがある(もしくは真である)と述べるのではなく、どのようにあるのか、あるいは、あるべきなのかということを表したり、その事柄に対する知覚や感情を表したりする意味論的なカテゴリーである。

澤田 (2006: 2)

2.2. モダリティの分類

2.2.1. Kratzer (1977, 1981a, 1991, 2012)による分類

本論文は Kratzer の可能世界意味論の枠組みを使って考察を進めるが、彼女が

考えるモダリティは、根源的と認識的に分かれる立場をとっている。これについては、3 章で詳しく述べることとする。

2.2.2. 澤田（2014a)による分類

澤田（2006, 2014a)では、モダリティを根源的モダリティと認識的モダリティという 2 つに分ける立場をとっている。しかしながら、名称が異なっている。「命題的モダリティ」と「事象的モダリティ」である。「命題的モダリティ」は、認識的モダリティのことで、「事象的モダリティ」は根源的モダリティのことである。澤田（2014a: 162)によるモダリティの分類を図 2-2-2 に載せるが、澤田（2014a)における束縛的モダリティとは根源的モダリティに含まれることを、前もって述べておく。

図 2-2-2

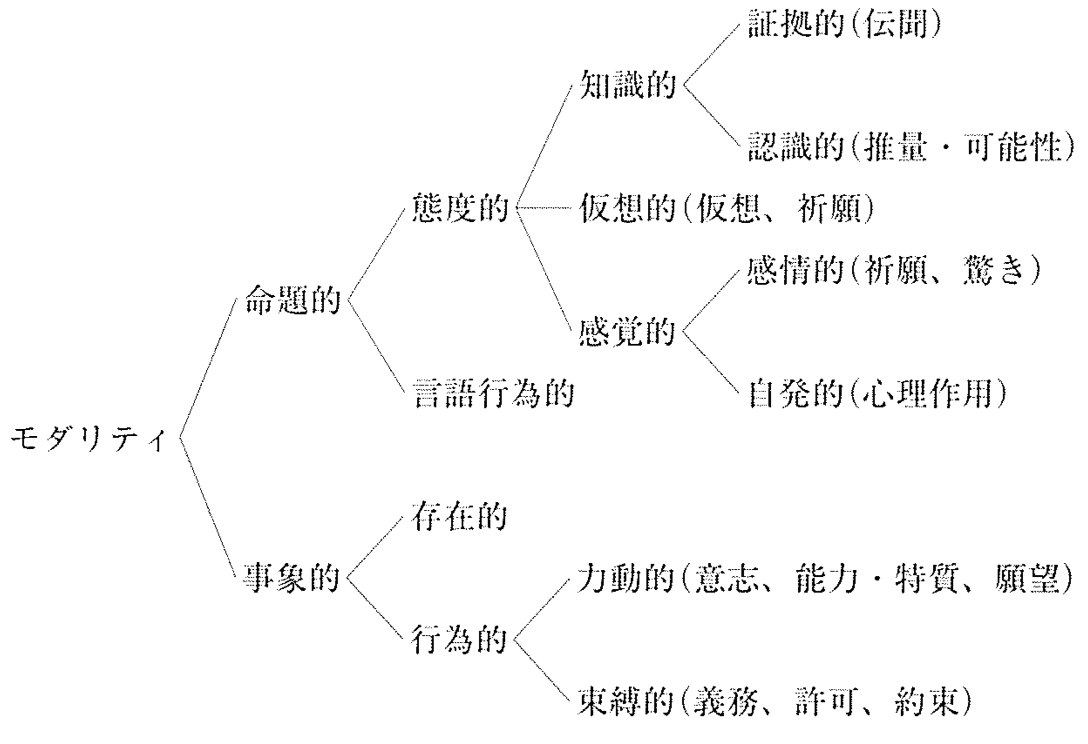

澤田（2014a: 162）

2.3. 分析の立場について

本節は、合田（2018b)に修正と加筆を行ったものである。

まず、Coates (1983: 12)では、モダリティは曖昧である、と述べられている。つまり多義的であると解釈する。

モダリティ研究は大まかに分けて 2 つ分析の仕方が存在する。多義性分析と単義性分析である。まず、多義性分析では、各助動詞の意味はモダリティの体系によって分類され、それぞれの中でさらに細かく分けられている。また、単義性分析とは、1 つ 1 つの助動詞が有する様々に異なった意味が、それぞれの語彙的意味ではなく、発話のコンテクストに依存するという考え方に基づく。その場合には、助動詞は助動詞の基本的な意味と、会話や文脈状況によって使われ方が変わるという用法に区別される。この 2 つの方法により、現代のモダリティ研究は行われている。

ここでは簡単に紹介するが、黒滝（2005: 75-89)によると、モダリティ分析の立場は 4 つあるという。単義的アプローチ[4]、多義的アプローチ[5]、動機付けられたアプローチ、認知言語学的アプローチである。多義的アプローチの先行研究とは、Lyons (1977)や Palmer (1986)などを挙げている。一方で、単義的アプローチの先行研究とは、Kratzer (1977, 1981a, 1991)や Papafragou (1998, 2000)、Groefsma (1995)などを挙げている。このようにモダリティ分析の立場は複数あり、どの先行研究が適切であるのかという議論や問題があるが、その議論については本研究の主旨とは異なるので触れない。本論文では単義性分析と多義性分析の 2 つ分析の立場が分かれていることを前提とする。

まず、多義性分析の利点は、多義的で複雑なモダリティを体系的に捉えることが

[4] 本論文では単義性分析という言葉を用いる。
[5] 本論文では多義性分析という言葉を用いる。

できることである。一方で、多義性分析の問題点は、澤田（2014b: 329)でも述べられているが、モダリティは命題や会話状況での話し手の心的態度を表し、意味の変化が大きいため、どのように区分するのかという問題点が挙げられる。これはモダリティを細密化し、モダリティの数を増やすことによっては解決できない。

また、どの助動詞がどのような意味に対応するのかと考えたときに、モダリティの種類が多くなればなるほど、この用法が○○、あの用法が△△のように振り分ける作業が複雑化してしまう。判断の区分が複雑になると、その区分の境界線同士の根拠が曖昧になってしまう可能性がある。

一方で、単義性分析の利点は、モダリティの特徴を 1 つに定めているので、単純である。一方で、単義性分析の問題点はコンテクストへの依存度が高いので、分析が不透明になる可能性がある。例えば、単義性分析の問題点は野村（2012: 37-39)が指摘している。適切な文脈があれば、Papafragou の提案する定義に照らして、助動詞が一般的に有するとされる「義務」や「可能性」などの意味を、聞き手は必ず解釈することが可能である、と彼女の主張を紹介している。つまり、彼女は根源的モダリティと認識的モダリティに分けなくても、モダリティの意味はコンテクストだけで理解できるという解釈であるが、彼は、Papafragou の枠組みでは根源的用法と認識的用法の区別をつけることができないと述べている。つまり、Papafragou の提案は曖昧であるかもしれないということである。Papafragou への疑問に関しては、3 章で再度述べる。

一般的に Kratzer の分析法は単義性分析と言われている(cf. Papafragou (2000: 29, 1998: 8), Groefsema (1995: 5), 澤田（2003: 117), 黒滝（2005: 76)） しかし、Kratzer (2012: 23-24)において、彼女はモダリティが根源的と認識的の 2 つに分けることができると考える立場をとっている。彼女は根源的モダリティのための状況的な(circumstantial)会話背景と認識的モダリティのための認識的な会話背景を想定している。それはつまり、モダリティが二分されるということである。また、Kratzer (2012: 50)によると、根源的ではなく状況的(circumstantial)という言

葉は、彼女が名付けたものである。彼女の可能世界意味論は、モダリティを可能世界の集合の数量（量化）によって捉え、意味形式を利用し、考察するものである。可能性か必然性かを捉え、コンテクストによって、根源的または認識的用法を区別している。従って、単義性分析の立場に位置すると想定してもよい。

助動詞は１つ１つに複数の意味があるので、多義的である。Kratzer (1977: 340) では、must には、複数の意味があるので、それぞれを区別できないと述べている。義務の意味に関して、ただ単に義務と言及することはできない。なぜなら、義務でも様々な種類の義務が存在するからである、と述べられているからである。認識的な意味についても同様に考えられている。このような場合では、must1, must2, must3 のように番号を付けることはできるが、その方法では十分でないという。それゆえ、それぞれの must に様々な義務や情報、知識に基づく世界を設定することによって、１つ１つのモダリティについて記述し、それぞれのモダリティの意味を捉えるという手法で対応するというのが彼女の枠組みである。

すなわち、本論文の考察対象である must には、義務的な用法と話し手の判断に関する用法という２つの基本的な用法が存在する。must には勧誘的な用法が存在する。つまり、１つの助動詞には用法がいくつかある。それは、文脈状況によって様々な使われ方が存在すると想定できるので、個々の意味はコンテクストに依存していると考えられる。従って、筆者は Kratzer の可能世界意味論の立場からモダリティ考察を試みることを軸とする。本論文は彼女の枠組みを言語行為理論と融合させることによって、彼女の枠組み補うことを目標とし、英語の助動詞の考察を進め、特徴付けを行う。また、多義性分析と単義性分析のどちらが、モダリティ分析に適しているのかという議論について研究者達が行っているが、本論文の主旨は、Kratzer の枠組みを補うことであるので、その議論は行わない。

3. 先行研究: 可能世界意味論

この章では、Allwood, Andersson and Dahl (1977)と Kratzer (1977, 1981a, 1991, 2012)の観点から可能世界意味論について取り扱う。本章は、合田 (2013, 2015, 2017, 2018b, 2020)に基づいており、修正と加筆を加えたものである。

3.1 可能世界意味論

3.1.1. 可能世界意味論とは

私たちは現時点で、ある世界に住んでいるが、実際の世界と異なる世界があることを想像し、それについて表現することができる。そのような世界を想定すると、その世界はいくつか存在することになる。その世界とは現実の世界に加えて、過去、未来、また非現実的な世界などである。このような世界のことを可能世界(possible world)と呼ぶ。例えば、誰かがある命題を想定し、述べた場合、その命題はある可能世界では真となる。一方で、その他の可能世界では偽となることもある。話し手の想定する世界に関わりのある表現の考察には、可能世界意味論が役立つと考えられるため、本枠組みを利用する。

それでは、可能世界意味論における基本的な概念を確認する。論理学を利用した可能世界意味論の枠組みには、可能性(possibility)と必然性(necessity)という 2 つの尺度が存在する。まず、可能性について確認する。次の例文を見てみよう。

(1) It <u>might</u> be snowing outside. 合田 (2018b: 64)

(雪が降っているかもしれない。)

話し手が(1)を発話した場合は、雪が降っているかもしれない、と日本語で訳すことができる。発話状況は次の状況を想定できる。話し手は昨晩のニュースで天気予報を見たが、その時には予報士が明日の降雪確率は 30 パーセントと伝えていた。

一晩明けてカーテンを開ける前に、話し手が昨晩の予報士の話を思い出したとする。このような場合では、話し手は命題内容について確実な証拠を持たないので、必ずしも全ての可能世界で真とはならない、と考える。つまり、話し手が持つ知識では、現在雪が降っているかどうか推論する証拠は十分でない。可能世界意味論で考えると、雪が降っていることは、複数ある可能世界の中の 1 つにすぎない、つまり、話し手が述べていることは、雪が降っている可能世界が少なくとも 1 つ存在する、ということである。次に(2)を見てみよう。

(2) It <u>must</u> be snowing outside. 合田（2018b: 64）

（雪が降っているに違いない。）

(2)では、話し手は仮に現在、テレビでニュースを見ていると想定してみよう。テレビでは、雪が降っている情景が放映されている。話し手はカーテンを閉めているので、窓の外を見ることができない状況だが、外は静かであり音がしない。光に反射して何かが舞っているようである。このような時、話し手は雪が降っているという十分な証拠を持っているため、(2)のように発話することができる。つまり、どんな可能世界が想定できても、その世界では必ず雪が降っている、ということを発話している。可能世界意味論の枠組みで言うと、全ての可能世界において、雪が降っているということを表す。つまり、(1)では、雪が降っている可能世界が少なくとも 1 つ存在すれば真で、(2)は全ての可能世界で雪が降っていることを意味し、そのような状況があれば真である。つまり、可能世界意味論における「可能である」とは、1 つ以上の可能世界で真であることを示す。また、「必然である」とは、全ての可能世界で真であることを示す。それでは、必然性と可能性について確認してみよう。

この様相論理(modal logic)の 2 つの概念を記号化したものを述べる。 $\Box p$ は命題 p が必然であることを示す。つまり、すべての可能世界の中で、p が真であ

る、ということである。一方で、 ◇ p は命題 p が可能であることを示す。複数の可能世界の中で、p が真となる可能世界が少なくとも 1 つ存在する、ということである。ここで述べたいことは量化において、可能性は存在量化子∃に対応し、必然性は普遍量化子∀に対応するということである。

以下の記号は、本論文内の形式意味論の枠組みで使われている意味形式であり、ここに記載する。

(3)

a. w は、世界を指す。($w' \in W$ とは、w' は世界の集合 W の要素であることを表す。)

b. f は、関数を表す。f(w)は、可能世界の集合の集合を表す。これには、接近可能性（関係）の考え方が含まれる。

c. p は、命題を表す。

d. $\leq_s$ と $\leq_{g(w)}$ は、可能世界の順序関係を表す。s は話し手を表す。g は解釈関数と呼ばれ、ものの見方を表す。g (w)は、世界のものの見方を表す。

e. ∩は、共通部分を示す。

f. $\cap f(w)$ は、世界 w において真である全ての命題(可能世界の集合)の共通部分である。

g. ‖ ‖ は、言語形式(表現)を表す。

h. A⊆B は、A は B の部分集合である。

i. α iff β は、β は α の必要十分条件であることを示す。

例えば、Allwood, Andersson and Dahl (1977: 62)を参考にすると、例えばヘラクレイトスの「万物は流転する」という例文 F(x)を、普遍量化子を用いて表してみると下記のようになる。次の 2 つは合田 (2013: 15)で記載したものに追加している。

(4) ∀xF(x)

(すべての x に対して、x が流転している。)

一方で、存在量化子を使った形式は下記のように表せる。例えば「誰かが保守的である。」という例文 C (x)を確認してみる。

(5) ∃xC(x)

(保守的であるような x が少なくとも 1 人いる。)

また、次の英文も考えてみる。

(6) All students speak English.

(全ての学生は英語を話す。)

∀x [Student (x)→ Speak(x, English)]

(ある x が学生であるならば、どの x も英語を話す。)

合田 (2013: 16)一部修正

この例文と意味形式を可能世界の集合図として表すと、次のようになる。

図 3-1-1 ①

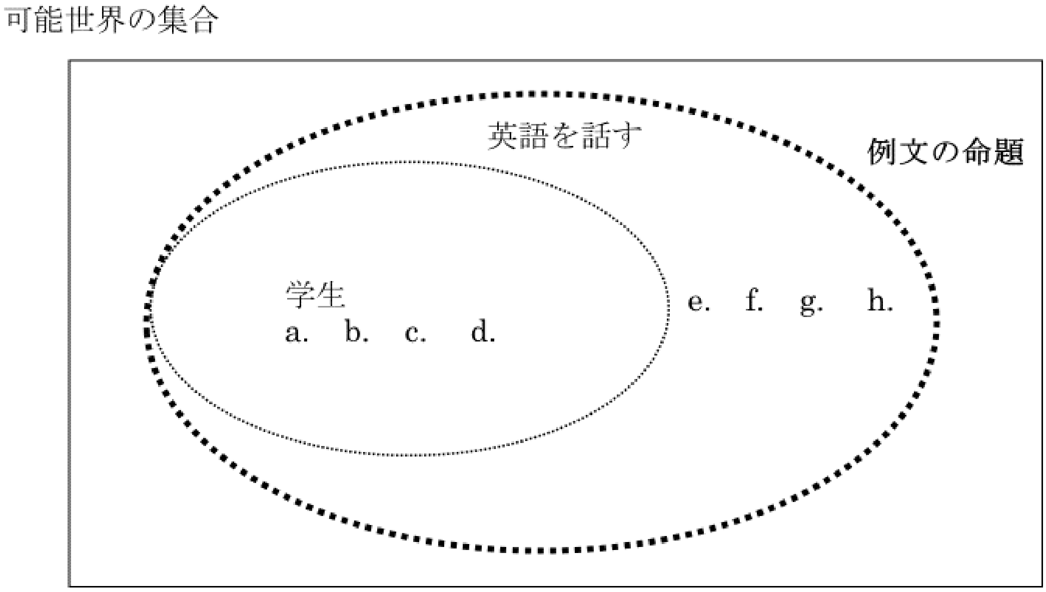

一方で、次の英文も考えてみる。

(7) Some students speak English.

(英語を話す学生が何人かいる。)

∃x [Student (x) & Speak(x, English)]

(学生である x が存在し、かつ x が英語を話す、そのような x が少なくとも 1 人存在する。)

合田（2013: 16)

この例文と意味形式を可能世界の集合図として表すと、次のようになる。

図 3-1-1 ②

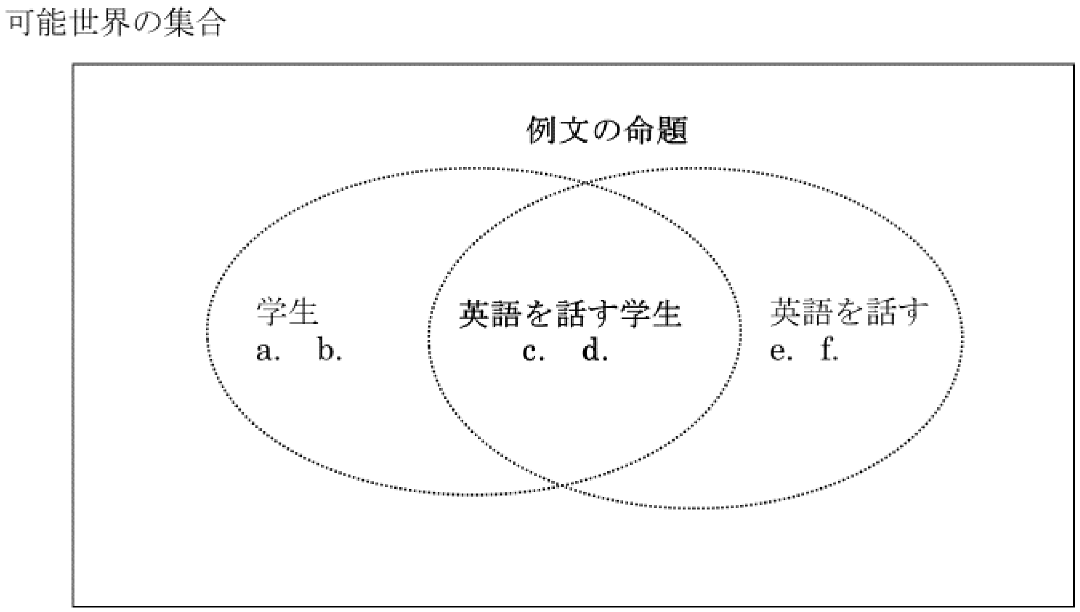

以上で述べた論理を使って、様相論理を量化として表してみる。必然性は次のように表せる。

(8) ∀w [w ∈W → p is true in w]

(w が可能世界の集合 W の要素であるならば、すべての w において命題 p は世界 w で真である。)

一方で、可能性は次のように表せる。

(9) ∃w [w ∈W & p is true in w]

(w は可能世界の集合 W の要素であり、かつ、命題 p が世界 w で真であるような w が少なくとも 1 つは存在する。)

このように、可能性を表す様相論理は、例えば英語の助動詞 may の意味解釈に対応することができ、必然性を表す様相論理は、英語の助動詞 must の意味解釈に利用できる。さらに、Allwood, Andersson and Dahl (1977: 111)によると、義務的な可能世界の集合とは、何らかの道徳的あるいは法的体系に関係するすべての理想世界の集合のことであるという。つまり、義務的であるということは、このような理想世界の集合の全てにおいて実行せねばならないということであり、また許されているということは、この集合の内部で実行できるということである。従って、義務的助動詞を考察するということは、「理想」世界の集合で、真か？偽か？ということが問われるのである。

一方で、Allwood, Andersson and Dahl (1977: 113)によると、様々な種類の様相について考えるときに、接近可能性・到達可能性(accessibility)または接近可能関係(accessibility relation)という概念が大切となる。なぜなら、金水・今仁（2000: 113)が述べているように様相論理の領域では、可能世界の集合はその集合同士でお互いの間で何らかの関係をもつと考えられるからである。いくらかある可能世界の間の関係を決めるのが、接近可能性である。吉本・中村（2016: 152-153)によれば、接近可能性には 3 つの条件がある。再帰性、対称性と推移性である。再帰性とは、ある世界から接近可能であれば、基軸とした世界さえも接近可能であるということである。対称性とは、2 つの可能世界を想定した時に、それぞれの関係は等しいことを示す。推移性とは、複数の可能世界を想定した時に、基軸とした世界からその他の世界との関係は等しく接近可能であるということである。

接近可能性の概念を導入する利点は、飯田（1995: 110)によると、考慮すべき可能世界の範囲を限定できることである。もし、限定しなければいくらでも無限に可能世界が想定できてしまい、範囲が無限大になってしまうからである。

このような枠組みで、事物を見ることから生じる重要な帰結は、世界の集合はどんな世界を出発点にとるかに応じて変化する、ということである。従って、一般的に、それぞれのモダリティは一定の接近可能性という関係に対応する。

そもそも、接近可能性の概念がなかった様相論理学の領域では、must などの必然性を正確に説明することができなかった。しかしながら、Kripke (1980)の登場により、接近可能性について言及されたことで、可能世界意味論は大きく躍進した。恒川 (2013: 145)によると、可能世界意味論を初めに提示したのは、Kripke とされると述べられている。しかしながら、可能世界に関する考え方には様々な立場があるようだが、大きく分けて 2 つの立場が存在する。1 つ目は Kripke の現実主義で、一方で 2 つ目は可能主義で、特に、Lewis (1973)などの様相実在論である。下記より、それぞれの立場を確認する。

まず、Kripke の現実主義とは、実際に存在するのはあくまで現実世界だけであり、可能世界は現実世界に含まれる形で、抽象的にしか存在しないとする考え方という。可能世界とは、わたしたちの取り決めによってしか成立しないと考え、可能世界は抽象的な存在と考えるという。野本 (1997: 190)でも、Kripke の可能世界への言及について、「可能世界」は私たちがそれに結びつける記述的条件によって与えられ、約定されるものであって、なにか強力な望遠鏡によって発見される類のものではない、と説明している。

次に、可能主義で、特に Lewis の考え方は様相実在論と呼ばれ、可能世界を私たちが暮らす世界とまったく同じ性質を持った、いわばパラレル・ワールドと見なすものである。現実世界は特別な世界ではなく、可能世界の 1 つにすぎないという。つまり、わたしたちの現実とは、この世界に住む私たちにとっての現実であるにすぎず、別の可能世界の住人にとっては、彼らの世界こそが現実であると述べられている。つまり、可能世界は存在すると考えられている。

両者への批判はそれぞれ存在する。三浦 (1997: 115)では現実主義への疑問を次のように挙げている。可能世界とは、「ありうる」ことへの説明について利用する言葉であるに関わらず、その可能世界の定義について、「ありうる」や「可能である」という言葉を使うのであれば、理解が進まないという。一方で、飯田 (1985: 283)における、様相実在論への批判の 1 つは、次のようなものである。可能世界

とは現実世界と同等に存在しえるのならば、ある対象物が存在することが可能であることについて、存在しない理由を尋ねた場合、「存在しないから」という反論ができないことを挙げている。

以上で、可能世界への立場をそれぞれ確認したが、本論文ではどちらがモダリティ考察に適しているかという議論は進めず、また両方の立場も取らない。本論文では、可能世界をモデルとして扱い、助動詞の意味の特徴づけに役立てる。可能世界を利用する利点は、現実に起こっている出来事、まだ起こっていない出来事、過去に起きたこと、話し手の心的世界における推論などを、量化によって同等に考察できるという点であると考える。

一方で、可能世界意味論に対する反論として、時間の概念が挙げられている。氷川 (2000, 2003)では、日常言語への可能世界意味論からのアプローチを否定している。可能性は変化するが、可能世界意味論はそれに対応できないと問題点を挙げている。例えば氷川 (2000)が挙げている可能性の変化について述べる。

(10) 泥棒がいる可能性がある　　氷川 (2000: 24)

氷川 (2000: 24)によれば、この例文の命題は「泥棒である人がいる可能世界がある」と解釈している。筆者は「泥棒である人がいる可能世界が少なくとも 1 つある」と考える。しかしながら、氷川 (2000: 24)では、時間について問題点を挙げている。(11)の例文を確認してみよう。

(11) a. (今ここに)銀行強盗がいる可能性がある　　氷川 (2000: 24)
b. (今ここに)銀行強盗がいる可能性があった　　氷川 (2000: 24)

そして、発話時点の「今」が X 月 Y 日の Z 大学であるとすると、一般的に可能世界意味論では、これら 2 つのモダリティ表現と命題は共に(12)になってしまう、

という。

(12) X 月 Y 日の Z 大学に銀行強盗がいるという可能性がある　　氷川（2000: 24）

そして、このような可能世界は次のようないくつかの様々の状況の下で成立する。

(13) 銀行強盗が Z 大学に逃げ込んだ場合

(14) 銀行強盗が Z 大学に逃げ込む可能性があった場合

(15) 銀行強盗が Z 大学に逃げ込んだ可能性があった場合

つまり、(11b)では、今はその可能性がなくてもよいし、もちろん今もその可能性があっても良い。氷川（2000: 24)は、(11b)の例文について可能世界意味論では(13)(14)(15)の区別ができないと述べている。さらに、(11b)は、「今はその可能性がなくてもよい」のであるという。結局犯人が逃げ込まなかったり、すでに捕まっていたり、すでに別の場所に逃走してしまっていて、今は Z 大学にいない場合には、すでに犯人がいる可能性はなくなっているからである。その点で、明らかに(12)とは異なる。可能性は時間と共に変化する。過去において可能だったことが、時間が経つにしたがって不可能になったり、単なる可能性にすぎなかったことが現実になったりする。この問題に対して、氷川（2000)では、演算子の未来 F や過去 P を挿入する方法を提案している。しかしながら、このように、演算子を細かく挿入すると、作業が増えるだけであって、非常に複雑であると、筆者は考える。氷川（2000)の問題に対しては、時制の可能世界意味論で対応する方法が提案できる。また、吉田（2018: 2)によれば、過去、現在、未来など、いくつかの可能世界を設定し、発話時点を t とし、可能世界と発話時点の集合によって考えると、氷川(2000, 2003)の問題は解決できる。

次の例は認識的用法の must の例で、2 章で取り上げた例文を再び載せる。

(16) It <u>is</u> raining. Patterson (2011: 4)

(雨が降っている。筆者訳)

(17) It <u>must</u> be raining. Patterson (2011: 4)

(雨が降っているに違いない。筆者訳)

また、Patterson (2011: 4)によれば、典型的な様相論理学では、(16)は1つの現実世界だけで真であれば良い。一方で、(17)は現実世界に加えて、さらに他のすべての可能世界を含むため(真であるため)に、must を含む文のほうが、確実性の意味が強くなる、と考える。しかしながら、Kratzer の可能世界意味論によって (16)の方がより確実性が強く、それに比べて(17)の方は、確実性が弱く捉えられるようになった。Kratzer の接近可能性を中心に三つの道具立てを利用した枠組みを採用することにより、この問題を解決することができるのである。

結論から言えば、(16)は現実世界という可能世界について真であれば良い。話し手は、現実世界について接近可能であり、かつ、事実として証拠を持っている。例えば状況を想定すると、家の中で窓から外を眺めて雨の様子を見ている、という状況である。一方で、(17)を発話する場合は、現実世界の状況について、接近可能な世界から見ると、接近可能でない。実際の状況が見えていない場合では、誰かから聞いたという場合などである。間接的な証拠しか存在しないが、そこから確かだと推論している。だから、必然的であると判断していても、事実としての現実は知らないという、弱い主張となる。

つまり、Patterson (2011: 4)によると、Kratzer の枠組みでは、(16)と(17)の例文に関しては、現実世界から接近可能な可能世界を順序付けることによって、(17)の例文の命題、must の意味の方が、(16)よりも弱いと考えることができる。また、Hacquard (2006: 115)では、Kratzer は、接近可能関係はコンテクストから提供されると仮定しているので、Kratzer の枠組みから考えると、must は可能世界を量

化することはできるが、現実世界では真ではないため(接近不可能なので)、意味が弱くなる、と説明できる。もちろん、(16)に関しては、現実世界で真であればよい。

3.1.2. Portner (2005)の到達可能関係とは

本節では可能世界意味論における接近可能性(到達可能関係)について述べる。再度述べるが、接近可能性はそれぞれの可能世界がどのような関係を持っているか、そして、どれだけの数の可能世界が関連しているか、を解釈できる道具立てのことである。例えば、次の例文を確認してみる。

(18) Rich people <u>should</u> give money to the poor. Portner (2005: 154)

(高所得者は低所得者にお金を与えるべきだ。筆者訳)

この例文は、高所得者が低所得者にお金を与えるという世界の集合について考える。(18)の例文は「道徳的に善い世界」に左右される。話し手が(18)を発話するとき、この話し手は「道徳的に善い」世界がそこに関連していると自分がみなしていることを聞き手が理解していると、想定している。道徳的に善いことは、時間と場所によって変わってくるからである。つまり、(18)は、現実世界では必ずしも真とはならないが、他の想定された可能世界では、真となるのだ。そして、文の真偽に関連する可能世界を特定することが必要になってくる。Portner (2015: 192)では図で世界の説明がなされている。

(19) 人々が寛大にふるまう世界：w1, w2, w3

人々が強欲にふるまう世界：w4, w5, w6

お金のない世界：w7

(20) 道徳により寛大さが求められる世界：w1, w5

徳により強欲さが求められる世界：w2, w4

徳によりお金の不在が求められる世界：w3, w6, w7

図 3-1-2 Portner (2005: 157)

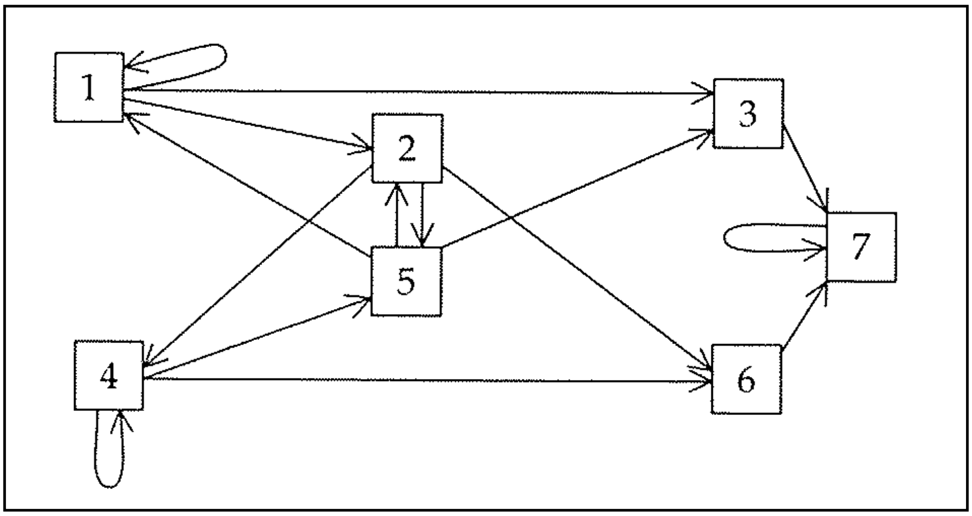

Portner (2005: 156)では、このように特定された世界間関係のことを、到達可能関係と呼ばれる。例えば、w1 から 3 つの矢印がのびているが、それぞれ、w1 それ自体, w2, w3 に向かっている。このとき、「この到達可能関係のもとで w1, w2, w3 は w1 に到達可能である」という。この関係は、w1 における例文(18)の真偽決定に関連する世界が w1, 2, 3 だということを述べている。また、Portner (2005: 157) によれば、(18)の例文が図 3-1-2 にある記載された世界で真になるのは、その世界に到達可能な世界のすべてで、高所得者が低所得者にお金をあげる場合である。例文が真になる世界は、w1, w5 しかない。w1 では、人々は低所得者にお金をあげるべきで、さらに、人々が現に低所得者にお金をあげている。寛大さというより、その世界自体の基準でより良いとされる世界である。w5 は人々が低所得者にお金をあげるべきではあるが、誰も低所得者にお金をあげない世界になる。w5 は、私たちが住んでいる現実世界に近いと想定できる。

到達可能関係は、様々なグループに分類できる。本論文では、義務の意味を持つ must を取り扱っているモダリティを研究対象としているため、束縛的な到達可能

関係について検討してみる。この束縛的な到達可能関係は、Portner (2015: 157)によれば、これについては多様で、「善いこと」は様々な観点から決定されうる。法にてらして善いこともあれば、特定の宗教の教えにてらして善いこと、功利的な計算にてらして善い事、などがある。従って、本論文では、モダリティは主観的であることを認めているが、束縛的な到達可能関係については、それぞれの時間や場所によって決定される可能世界のモデルとコンテクストによって解釈されると捉える。これは、Kratzer の枠組みの道具立ての様相基盤にも関係している。

3.2. Kratzer の可能世界意味論

本論文は Papafragou (2000)の提案とは異なり、Kratzer の理論の枠組みの修正の提案をしている。Papafragou (2000)の出版された年を参考にして、Kratzer (1991)を基軸に本論文を進める。本節は合田（2013, 2015, 2017, 2018b)に修正と加筆を加えたものである。可能世界とは、Kratzer (1977, 1980, 1981a, 1981b, 1989, 1991, 2012)で使われている概念である。

まず、Kratzer (1981a: 39)によれば、先人たちの研究では、自然言語のモダリティ表現の意味が「可能性」の比較や等級付けを持つことについて、あまり注目されていなかったと述べられている。また、Kratzer (1991: 643)によると、もともとモダリティの研究では、文の結合や推論において、可能性が両立するか・しないかといった論理的な推論の問題にもっぱら固執していた。このような研究状況であったため、論理学的な様相論理を直接に自然言語のモダリティ表現の意味解釈に当てはめても、成功しなかった。しかしながら、白井（1987: 15-16, 54)によると、形式意味論の枠組みを利用したモンタギューの総合的文法体系は、自然言語の意味を分析するための厳密に形式化された記述装置を導入したという。そして、統語論、意味論、語用論の一部の領域を中心に自然言語を分析することができるというメリットがあった。しかしながら、白井（1987: 100)でも論じられているが、形式意味論は様相論理の中でも、モダリティを表す副詞より "know" や"believe"など

の心理動詞の方が日常言語でよく使われるという理由で、モダリティを表す表現の研究は進んでいなかった。それは、助動詞の意味解釈に必要な道具や装置を用意できていなかったためとも考えられる。そもそも、様相論理では、必然性と可能性の 2 つの意味しか把握できなかったが、英語やその他の言語には、3 つ以上の助動詞があるので、さまざまなモダリティ表現について、その意味を柔軟に解釈することができなかったのである。その一方で、Kratzer は自然言語のモダリティが等級付けられる(あるべき世界が序列化される)という考え方に目を向けた。黒滝(2005: 6)によると可能世界意味論の考え方は、現実世界の他に可能世界が存在し、可能性や必然性は、可能世界の中からある条件を満たすことによって到達できる可能世界との関係で定義される。可能世界には次のようなものが考えられる。現実世界、現実世界の時間(過去、現在、未来)だけが異なる世界、英語の仮定法で考えられた状況など、SF の状況のような世界、理想世界など様々な世界などである。白井 (1987: 33)によれば、モデル理論に基づく意味論では、抽象的な世界を構築し、世界との対応関係を規定することによって、言語表現を解釈することができる。

　そして、このような可能世界の中に、モダリティに関わる可能世界が仮定でき、ある話し手の発話時点(関連する現在の状況)を出発点とする到達可能な世界の集合を定めることができる。認識的モダリティは、話し手の現在の知識と適合している可能世界の集合だけが到達可能である。認識モダリティに基づく到達可能な世界の集合は、個々の話し手によって異なる。一方で、義務的モダリティは、人間がある倫理的・法律的制度に従って行動する可能世界が接近可能ということになる。この場合では、多くの人間、市民、国民が規範とする一定の共通した可能世界が存在すると考えられる。また、様々な接近可能な世界についても、発話した時点の状況からたやすく到達できる可能世界と、接近可能であっても非常に達成が困難な可能世界もある。この到達可能な可能世界の考え方を応用し、量化したものが、Kratzer の枠組みである。モダリティ表現の意味と多義性を、話し手がもつ会話背

景などの関係で説明し、非言語的な、語用論的な文脈を重視した形式意味論を提示した。

それでは、まず Kratzer におけるモダリティの相互関係について確認してみよう。モダリティは必然性と可能性と関係があるという。(21)は助動詞の例で、(22)は形容詞や副詞である。

(21) a. New structures must be generated.

(新しい構造物が生み出されるに違いない。筆者訳)

b. New structures can be generated.

(新しい構造物が生み出される可能性がある。筆者訳)

Kratzer (1991: 639)

(22) a. This is not absolutely impossible.

(これは絶対に不可能ではない。筆者訳)

b. This is a remote possibility.

(これは可能性から遠い。筆者訳)

c. Possibly, we will return soon.

(もしかすると、私たちはすぐに戻るだろう。筆者訳)

Kratzer (1991: 639)

様相表現はいつも曖昧であるという。下記より Kratzer の言い換え表現も付け加えて記載する。(23)は認識的な must の読みを描いている。

(23) Jockl must have been the murderer.

(in view of the available evidence, Jockl must have been the murderer)

(Jockl は殺人者だったに違いない。筆者訳)

(手に入れられる証拠を考慮すると、Jockl は殺人者だったに違いない　筆者訳)

Kratzer (1991: 639)

(24)は束縛的・義務的な読みの must の読み方の例である。

(24) Jockl must go to jail.

(in view of what the law provides, Jockl must go to jail)

(Jockl は刑務所に行かなければならない。筆者訳)

(法律が規定することを考慮すると、Jockl は刑務所に行かなければならない　筆者訳)

Kratzer (1991: 640)

その他、(25)、(26)と(27)は状況的な(circumstantial)解釈がある様相表現に含まれる。

(25) Jockl must sneeze.

(in view of the present state of this nose etc., Jockl must sneeze)

(必ず Jockl はくしゃみする。筆者訳)

(現在のその鼻の状態を考慮すると、Jockl はくしゃみをするに違いない　筆者訳)

Kratzer (1991: 640)

(26) Jockl can lift the rock.

(given the weight of the rock and the condition of Jockl's muscles etc., Jockl can lift this rock)

Kratzer (1991: 640)

(Jockl はその岩を持ち上げることが可能である。筆者訳)

(その岩の重さや Jockl の筋肉の状態などから仮定すると、Jockl はこの岩を持ち上げることが可能である　筆者訳)

(27) Jockl couldn't see the train arrive.

(given that Jockl is short sighted and the train was far away, Jockl couldn't see the train arrive)

Kratzer (1991: 640)

(Jockl は電車が到着したのを見ることができなかった。筆者訳)

(Jockl が近視で電車が遠いことから仮定すると、Jockl は電車が到着したのを見ることができなかった　筆者訳)

(23)から(27)までの文章は、それぞれの文章がどのように理解される可能性があるのかを説明している。Kratzer (1991: 640)によると、モダリティそれ自体が、与えられたそれぞれの枠組みの言い換えの中に含まれていることに気づくだろうという。特に(23)を例に挙げると、この言い換えの中では、must は「手に入れられる証拠を考慮すると必然的な」を意味するのではない。もしそうであるなら、「手に入れられる証拠を考慮した」は余分であろうという。必然性は必然性であるのだ。Kratzer (1991: 640)は、(23)から(27)は中立のモダリティ(neutral modals)であり、それは曖昧でないという。それらは含まれたモダリティの種類を明確に記述する *in view of...* や *given that...* のような句を伴う。非中立モダリティ(non-neutral modals)は *in view of...* や *given that...* のような句が不足しているという。それゆえに、1 つとその同じ表現は様々な解釈になる。中立のモダリティの存在は、非中立モダリティの特質は曖昧でないことを提案しているという。それらは使用文脈状況によって提供されるために、情報の一部がただ必要であるという。中立モダ

リティと非中立モダリティの間の違いは、そのモダリティの種類は言語的に前者で明確に記述されているが、後者では非言語的状況によって提供される。モダリティはいつも相対的モダリティ(relative modality)であるという。

Kratzer (1991: 640)によると、モダリティの解釈には論述や詳述が必要であるという。この明確に記述することに関して、言語的または非言語的な方法によって与えられる可能性があるという。必然的な部分の情報を明確に記述するための言語学の方法は次のような句を利用することである。「in view of what we know、given the regulations、in view of what the law provides」などである。どのようにして、その種のモダリティが使用状況によって明確に記述されるのかを確認するという試みを彼女はしている。まず、彼女が挙げている標準的な分析について確認する。上記の(23)から(27)までの文章について検討してみる。これらの文章は命題を表現している。その種のモダリティが固定され、それが記述している文脈パラメーターの場合も決まっている。ここで、Kratzer (1991: 640-641)では、いくつかの可能世界意味論のいくつかの観念を確認している。(28)から(33)は Kratzer (1991: 640-641)を訳したものである。

(28) 命題

文の発話は命題を表す。可能世界意味論では命題は、真である可能世界の集合と同一視される。可能世界の集合 W が与えられていると仮定してみよう。すると 1 つの命題は W の部分集合である。

Kratzer (1991: 640) 筆者訳

(29) Truth of a proposition

A proposition p is true in a world w $\in$ W iff w$\in$p. Otherwise, p is false in w.

(命題の真理値

命題 p が、W の要素である可能世界 w において真である必要十分条件は、w

が p の要素であることである。そうでなければ、w において p は偽である。筆者訳)

(30) Logical consequence

A proposition p follows from a set of propostions A iff p is true in all worlds of W in which all propsitions of A are true.

Kratzer (1991: 640)

(論理的帰結

命題 p が命題の集合から帰結する必要十分条件は、A の全ての命題が真である W の全ての世界において p が真であることである。筆者訳)

(31) Consistency

A set of propositions A is consistent iff there is a world in W where all propositions of A are true.

Kratzer (1991: 641)

(無矛盾性

命題の集合 A が無矛盾である必要十分条件は、W において A の全ての命題が真であるような可能世界が 1 つあることである。筆者訳)

(32) Logical Compatibility

A proposition p is compatible with a set of propositions A iff A ∪{p} is consistent.

Kratzer (1991: 641)

(論理的両立可能性

命題 p が命題の集合 A と両立可能である必要十分条件は、A と{p}の和集合（結び）が無矛盾であることである。筆者訳)

(33) 会話背景

会話背景とは、*what the law provides*, *what we know* のような句によって指

示されるある種のものである。*what the law provides* を例にしてみよう。法律が提示することは 1 つの可能世界から他の可能世界で異なる。また、ある特定の世界で法律が提示する世界は命題の集合である。同じように、私たちが知っていることは世界から世界へと異なる。また、ある特定の世界で私たちが知っていることは命題の集合である。すると、法律が提示することの指示対象は、すべての可能世界に対して、その世界で法律が提示するような p を与えるような命題 p の集合を割り当てる関数である。我々が知っていることの指示対象は、すべての可能世界に対してその世界で私たちが知っている命題の集合を割り当てる関数である。一般的に、会話背景は W のすべての要素に、W のべき集合の部分集合を割り当てる関数である。

Kratzer (1991: 641) 筆者訳

文にモダリティを接続すると、別の文になる。その結果は別の命題を表現する。それは使用の文脈から提供される会話背景による命題を表現するという。αが任意の文であり、f が任意の会話背景であるとすると、f に関してαによって表現される命題は〚α〛^{f} と書くことができる。もし、αが様相を含むならば、αによって表された命題は、αがパラメーターf に決定的に依存する。もし、αが様相を含まないならば、f は何の作用も行わない。例えば、〚*The roof is falling down*〛^{f} について考慮すると、天井が落ちている可能世界の集合のことである。任意の文α、任意の会話背景 f に対して次のような意味形式(34)が定義できる。

(34)

a. 〚must α〛^{f} = {w ∈W: 〚α〛^{f} follows from f(w)}

(f に関する must を含むαは、次のような世界の集合である。w は W の要素で、αは関数 f(w)から帰結する。筆者訳)

b. 〚can α〛^{f} = {w ∈W: 〚α〛^{f} is compatible with f(w)}

(f に関する can を含む α は、次のような世界の集合である。w は W の要素で、α は関数 f(w)と両立可能である。筆者訳)

Kratzer (1991: 641)

(34) に従えば、(35)の命題(可能世界の集合)は次のように表現される。

(35) Jockl must have been the murderer.
(in view of what we know). Kratzer (1991: 641)
(Jockl は殺人者だったに違いない。筆者訳)
(私たちが知っていることを考慮すると 筆者訳)。

(35)が世界 w で真である必要十分条件は次のものである。その w において私たちが知っていることから Jockl が殺人者であることが帰結することである。文(36)の発話によって表せられる命題は以下のようなものである。

(36) Jockl might have been the murderer.
(in view of what we know). Kratzer (1991: 641)
(Jockl は殺人者だったかもしれない。筆者訳)
(私たちが知っていることを考慮すると 筆者訳)。

(36)は世界 w で真である必要十分条件は、その w において私たちが知っていることと Jockl が殺人者であることが両立可能であることである。

Kratzer (1991: 641)によると、この分析は私たちがこれまで検討して来たモダリティが接続された言明が偶発的であることを正しく予測している。それらは必然的に真でも必然的に偽でもないのである。Jockl は殺人者だったに違いないというのは、私たちの世界では(私たちの知っていることに基づいて)事実であるが、必ずしも必然的に真ではない。私たちの知識が異なっていたならば、Jockl が殺人者であるということさえ含意していなかったかもしれない。

この分析は、*must* が一定の方において、*can* の意味に関連していることを私たちに伝えている。*must* と *can* はお互いに二元的(duals)なものであるという。*must* と *might* も necessarily と possibility も同様である。それでは、次の例文を確認してみよう。次の 2 つの文によって表現された命題は(ある会話背景の下で)論理的に等価を意味している。

(37) a. We must rehearse for the play.
(私たちは上演のためにリハーサルしなければならない。筆者訳)
b. We cannot not rehearse for the play.
(私たちは上演のために試演しないことができない。筆者訳)

Kratzer (1991: 641)

もし上演のためにリハーサルすることが必然的ならば、上演のためにリハーサルしないことは不可能である。それと同様に、次の 2 つの文でも論理学的に同等であることによって表現されている命題を意味している。

(38) a. We can rehearse for the play.
(私たちは上演のためにリハーサルすることができる。筆者訳)
b. It's not the case that we must not rehearse for the play.
(私たちは上演のためにリハーサルしなければならない訳でない。筆者訳)

Kratzer (1991: 641)

もし、上演のためにリハーサルすることが可能ならば、上演のためにリハーサルしないことは必要でない。

ここまでの内容は、Kratzer (1991: 641)は、接近可能関係によるモダリティの慣習的な分析と異ならないと述べている。なぜそうなるか確認してみよう。接近可能関係は2つの種類からなる関係で、全ての可能世界の集合に関するものである。直観的に接近可能関係は「認識的に接近である」、「義務的に接近可能である」など

のような観念に一致する。世界 w′が世界 w から認識的に接近可能であるのは、w′が w で私たちが知っているすべてのことがらと両立可能である場合に限るという。世界 w′が世界 w から義務的に接近可能であるのは、w′が w で法律が規定するすべてのことがらと両立可能である場合に限る。任意の文α、任意の接近可能性 R について、下記の定義が得られる。

(39) a. ⟦must α⟧ ^{R} = {w ∈W: w′ ∈ ⟦α⟧ ^{R}, for all w′such that wRw′ }
(R に関する must を含むαは、次のような世界の集合である。w は W の要素で、R に関するα の要素であるすべての w′に対して、wRw′であるような関係が成り立つ。筆者訳)
b. ⟦can α⟧ ^{R} = {w ∈W: w′ ∈ ⟦α⟧ ^{R}, for some w′such that wRw′ }
(R に関する can を含むαは、次のような世界の集合である。w は W の要素で、w′はαの要素で、R に関するαの要素であるいくつかの w′ に対して、wRw′ であるような関係が成り立つ。筆者訳)

Kratzer (1991: 642)

そして、全ての会話背景 f は独自に次のような接近可能関係 R_f を一義的に決定できると Kratzer (1991: 642)では言及されている。

(40) For all w, w′ ∈W: wR_fw′ iff w′ ∈ ∩ f(w)
(全ての w について、w′ が W の要素で、wR_fw′ の関係である必要十分条件は、w′ が f (w)の共通部分∩ f(w)の要素であることである。筆者訳)

Kratzer (1991: 642)

(40)によって、Kratzer は考慮している会話背景によって決定された接近可能関係によって must と can の意味を明らかにすることができると述べている。任意の文α、任意の会話背景 f があり、次の 2 つの定義が得られるという。次の定義は

(34)に等しいという。

(41) a. $[\![\text{must}\,\alpha]\!]^f = \{w \in W: w' \in [\![\alpha]\!]^f$, for all w' such that $wR_fw'\}$

(f に関する must を含むαは、次のような世界の集合である。w は W の要素で、$[\![\alpha]\!]^f$ の要素であるすべての w′ に対して、wR_fw' の関係が成り立つ。筆者訳)

b. $[\![\text{can}\,\alpha]\!]^f = \{w \in W: w' \in [\![\alpha]\!]^f$, for some w' such that $wR_fw'\}$

(f に関する can を含むαは、次のような世界の集合である。w は W の要素で、$[\![\alpha]\!]^f$ の要素であるいくつかの w′に対して、wR_fw' の関係が成り立つ。筆者訳)

Kratzer (1991: 642)

標準的分析は正しくモダリティの相対性、モダリティの偶発性、そして、must と can の二元性を正しく説明しているという。しかしながら、Kratzer (1991: 642)では標準的分析の欠点を指摘している。

Kratzer (1991: 642)では、次の状況の場合に標準的分析の欠点が生じることを指摘している。

例えば、法律の起源が、伝統的に受け継がれている判決で決定される国の場合である。判事には上下関係がなく、すべての判決の重みは同じで、過半数は考慮しなくてもよいという。殺人が犯罪であることを規定する判決は 1 つである。この国の歴史では、だれもこの判決にあえて攻撃をしたことはない。しかし、他に複数の判決がある。判決は時々賛成を見ないことがある。意見の相違がある例を挙げると、例えば、 判事 A は、ヤギの所有者には彼らの動物が花や野菜に加えた害について責任があると決定した。判事 B は、ヤギによって引き起こされた損害について、ヤギの所有者には責任がないことを言い渡す判決を決定した。庭の所有者は十分なフェンスを立てなければならないためである。これは、言い渡された判決は矛盾した命題の集合を意味しているという。

標準的分析はこのような状況に対処することができないと Kratzer は指摘して

いる。この状況下において、次の 2 つの文章を表す命題が真であることが予測されるという。

(42) in view of what the judgements provide

a. Murder is necessarily a crime.

b. Murder is necessarily not a crime.

Kratzer (1991: 642)

(判決が提供することを考慮すると　筆者訳)

a. (殺人は必然的に犯罪である。 筆者訳)

b. (殺人は必然的に犯罪ではない。　筆者訳)

一方で、次の 2 つの文章によって表される命題は偽であるという。

(43) in view of what the judgements provide

a. Owners of goats are possibly liable for damage caused by their animals.

b. Owners of goats are possibly not liable for damage caused by their animals.

Kratzer (1991: 642)

(判決が提供することを考慮すると 筆者訳)

a. (ヤギの所有者には彼らの動物によって引き起こされた害に責任がある可能性がある。　筆者訳)

b. (ヤギの所有者には彼らの動物によって引き起こされた害に責任がない可能性がある。　筆者訳)

検討中の世界における法律の内容を形成する命題の集合は、矛盾している。従って、どんな命題でもそのような命題の集合から帰結するが、どの命題も両立可能ではない。これらの結果は、私たちの事例において真であるべきこと、真であるべきことではないことについて明らかな直観を持っているので、なお一層悩ましいこ

とである。殺人は犯罪に違いない、そして、ヤギの所有者は彼らの動物が害を引き起こしたことに責任があるかもしれない、あるいは、ないかもしれない、というように命題同士で、矛盾するのである。以上で述べたことが、Kratzer の挙げる標準的モダリティ分析の問題点である。また、Kratzer (1991: 642)は確信度の強さで強弱がある段階的な認識的モダリティに対しても、標準的なモダリティ分析は対応できないと述べている。彼女は段階的なモダリティの様相力を設定している。

Kratzer (1991: 643-645)では、段階的モダリティをより良く理解するために、1 つの認識的領域で詳しく様相の観念を確認している。

殺人
Girgl は彼の帰り道で殺されていた。警察は調査を始める。確かな結論は、犯罪の状況について知られていることから出されるかもしれない。このような状況では、次の発話が起こっているかもしれない。

(44) a. Michl <u>must</u> be the murderer.
b. Michl is probably the murderer.
c. There is a good possibility that Michl is the murderer.
d. Michl <u>might</u> be the murderer.
e. There is a slight possibility that Michl is the murderer.
f. There is a slight possibility that Michl is not the murderer.
g. Michl is more likely to be the murderer than Jakl.

Kratzer (1991: 643)

(a. Michl は殺人犯に違いない。筆者訳)
(b. Michl は恐らく殺人犯だ。筆者訳)
(c. Michl が殺人犯である十分な可能性がある。筆者訳)
(d. Michl は殺人犯かもしれない。筆者訳)
(e. Michl が殺人犯であるかすかな可能性がある。筆者訳)
(f. Michl が殺人犯でないかすかな可能性がある。筆者訳)

(g. Michl が Jakl より殺人犯でありそうだ。筆者訳)

警部は、あらゆる詳細の点において現実世界がどのように見えるか知らないとする。それでも、彼は彼が手に入れられる証拠から結論を出すことができる。いつでも、この証拠は彼が知っているすべてのことから、現実世界でありうるような世界の集合と両立可能である。これらの世界は認識的に接近可能な世界である。認識的な接近可能な世界の中のいくつかの世界は、他のものより不自然である。Jakl が殺人犯である世界は Michl が Girgl を殺した世界よりももっと不自然である。Michl は Girgl が本当は好きでなかったが、Jakl はとても彼と仲が良かった。それどころか、もっと不自然な世界とは、他の町、他の国、他の大陸または別の惑星からの誰かが Girgl を殺した世界である。これらは何に関して不自然なのか、何に関して現実世界では本当は起きているのか？これらは正しくないように思われるのは、ほとんど現実になるのが不可能であるからである。もし、別の大陸や惑星からのだれかが Girgl を殺したなら、非常に不自然である。なぜなら、それはこのような出来事の標準的な成り行き(normal course of events)には対応しないからである。標準的に人は誰かを殺すなら動機が必要だという。別の惑星の人はこのような動機は欠如しているであろうという。金のためでないであろうという。Girgl には金が盗まれた証拠がなく、全てのお金は彼から見つかったという。出来事の標準的な成り行きを考慮すると、別の惑星からのだれかが Girgl を殺したとするのは不自然である。

この例では、認識的会話背景(手に入れられる証拠を考慮すると)は全ての世界に対して、そこから認識的に接近可能な世界の集合を決定する。これは様相基盤を形成する。上記の様相の推論の一部に関係する 2 番目の会話背景がある。私たちは、それを典型的な会話背景(in view of the normal course of events)と呼びたい。それぞれの世界に対して、この 2 番目の会話背景は、その世界から接近可能な世界の集合の順序づけを導入する。これが順序源として機能する。Kratzer (1991: 644)ではモダリティ概念が二重に相互的(doubly relative)であると述べている。ここで、彼女の枠組みの 3 つの道具立てを確認してみよう。

(45) Ⅰ 様相力（Modal Force）

Ⅱ 様相基盤（Modal Base）

Ⅲ 順序源（Ordering Source）

ⅡとⅢを合わせたものを会話背景(conversational background)という。

Kratzer（1981a: 42)によれば、モダリティ表現は、常に同一の基準によって意味解釈されるのではなく、話し手の発話時のコンテクストに依存している。モダリティ表現を解釈するために Kratzer の様相基盤や順序源の枠組みを使うことは、言語表現の解釈のためには有効であると考えられる。なぜなら、話し手が変わり、発話の世界と時が変化すればそれぞれの会話背景は異なってくるため、接近可能な可能世界も異なってくると考えるからである。この考え方を適切に応用すれば、モダリティ表現に対応するダイナミックな意味解釈も可能になると判断する。以下より、Kratzer の個々の道具立てについて説明する。

Ⅰ 様相力

Kratzer (2012: 40)の枠組みによれば、必然性は次のように定義される。この定義は、Kratzer (1991: 644)とほぼ同じものである。また、(46)の意味形式の解釈のために、吉田（1990: 24)を参考にしている。

(46) Necessity:

A proposition p is a necessity in w with respect to a modal base f and an ordering source g iff for all $u \in \cap f(w)$,

There is a $v \in \cap f(w)$ such that

(i) $v \leq_{g(w)} u$

and

(ii) for all $z \in \cap f(w)$: if $z \leq_{g(w)} v$, then $z \in p$.

(命題 *p* が世界 *w* において様相基盤 *f* と順序源 *g* に関して必然的である必要十分条件は、以下の場合である。即ち、*w* における可能世界の集合の集合の共通部分 *f* (*w*)の全ての要素 *u* に対して、*f* (*w*)の要素である v が存在し、かつ、

(i) *v* は理想的な順序において u より理想性である。または *u* と同じくらい理想的である。かつ、(ii) ∩ *f* (*w*)の要素である全ての *z* に対して、もし、*z* が *v* より理想的である（または同じくらい理想的である）ならば、*z* は *p* の要素である。筆者訳)

この *z, u, v* の関係を図に表すと、次のようになる。

図 3-2 ① z, v, u の関係

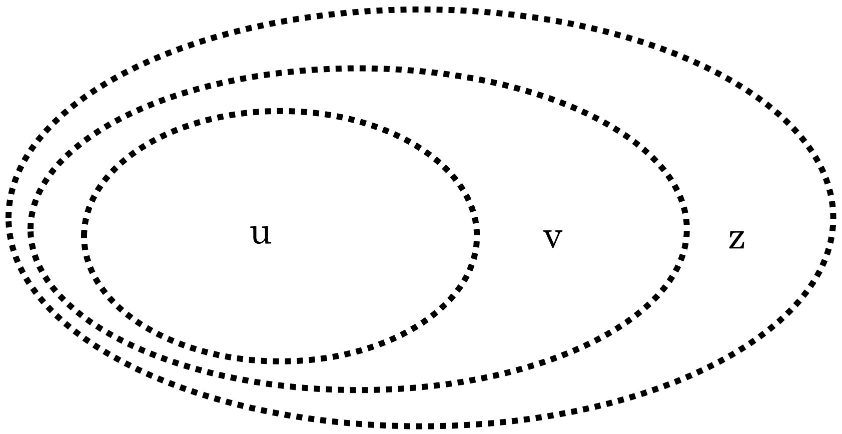

そして、図 3-2 ①から分かるように、z が一番大きい領域で、一番理想的であることが分かる。ただし、この順序付けは部分的であり、u, v, z が同じ領域でもかまわない。また、文が表す命題、この命題とは must を除く部分の命題 *p* のことであるが、その命題 *p* は *z* を含む全ての様相基盤を満たす世界において真であり、必然的となる。このように必然性が成立することは、順序付けによって決定付けられており、コンテクストで問題となる理想に近づいていく可能世界すべてで真であるときにだけ必然的となる。つまり、順序付けから完全に逸脱した理想に反する世界

は問題外である。

例えば、例文を見てみよう。

(47) You must do your homework.　　　　　　　　　　　　　合田（2017: 10)

（あなたは宿題をやらなければならない。）

(47)のような英文では、命題“You do your homework”が真ではないような可能世界は、接近可能ではない。言い換えると、その命題が接近可能でないような世界が「聞き手がそもそも宿題をする」世界である。また、順序付けでいえば、「すべての人が宿題をする世界」が最も理想的であり、次に、「人が宿題をした方が、しないより学校の成績が良くなる」という世界は、その次に理想的である。一方で、「宿題をしない方が、成績が良くなる」可能世界は順序付けから逸脱し、議論の対象から外される。

Ⅱ 様相基盤

重複するが、Kratzer の枠組みでは、会話背景は 2 つのものから構成されている。まず、会話の背景の一部である様相基盤には、いくつか種類がある。この様相基盤とは、ものの見方であり、その見方によって限定されて視野に入ってくる世界を「接近可能な」世界と呼ぶことができる。つまり、この様相基盤は命題の集合、即ち、可能世界の集合の集合を指定する。田村（2009: 164)は、「会話のある時点で前提となっている知識・信念・状況設定に対応する。」と述べている。この接近可能な世界は、発話の文脈から得られる「接近可能関係」に基づいて決定される。様相基盤は、その文脈で、様相演算子により量化が行われる可能世界の集合、すなわち、接近可能な世界の集合の集合（可能世界の集合の共通部分）を指定する役目を担う。この様相基盤はときに、言語的には明示的に顕在化せず、文脈上の情報から提供されなければならないが、「in view of　～(を考慮して、基づいて)」という

枠組みに what the law provides (法律が規定すること), what is moral (道徳的なこと), などを加えて会話(世界)背景を設定することができる。特定の様相基盤はそれぞれの可能世界の中に共存することができ、また、さまざまな可能世界で当てはまる様相基盤が異なる。つまり義務的モダリティ表現の場合では、義務的な会話背景が存在し、関与していると考えられる。Portner (2009: 55)によると、いくつかの会話背景について論じているが、本論文で分析対象としている助動詞は束縛的・義務的な会話背景(deontic conversational background)という可能世界の集合の集合と定めることができる。ここで、いくつかの会話背景を概観する。まず、Kratzer (1991: 646)では、what I want (私が望むこと　筆者訳、以下同じ)という種類が記載されている。その他にも次のようなものがある。

(48) a. what the law provides(法律が規定すること)

b. what is moral(道徳的なこと)

c. what is good for you(あなたにとって良いこと)

d. what is rational(道理にかなっていること)

e. what is normal(標準的なこと)

次に、Kratzer (2012:32) によると、現実的会話背景(realistic conversational background)は次のように定められている。

(49) Realistic conversational backgrounds:

A realistic conversational background is a function f such that for any world w, $w \in \cap f(w)$. That is, f assigns to every possible world a set of propositions that are true in it.

Kratzer (2012:32)

(現実主義的会話背景: ある現実主義的会話背景とは、任意の世界 w において、

$w \in \cap f(w)$となるような（wが関数$\cap f(w)$が出す世界の要素であるような）関数 f である。すなわち、現実主義的会話背景 f は、全ての可能世界に対して、その可能世界において真となるような命題の集合を割り当てる。筆者訳）

Kratzer（2012:32）によると、完全に現実主義的会話背景(totally realistic conversational background)は次のように定められている。次の意味形式は合田(2015: 45)でも一部記載している。

(50) Totally realistic conversational backgrounds:

A totally realistic conversational background is a function f such that for any world $w \in W$, $\cap f(w) = \{w\}$. That is, f assigns to any world a set of propositions that characterizes it uniquely. For each world, there are many ways of characterizing it uniquely. (以下の反事実条件文の言及は省略。)).

Kratzer (2012: 32)

(完全に現実主義的会話背景: ある完全に現実主義的会話背景とは、どの可能世界の集合 W の要素である wに対しても、$\cap f(w) = \{w\}$であるような関数 f である。すなわち、完全に現実主義的会話背景 f は、どの可能世界の集合に対しても、その可能世界を一義的に特徴付ける命題の集合を割り当てる。どの世界を参照した場合でも、その世界を一義的に特徴づける方法は複数ある。(以下の反事実条件文の言及は省略。 筆者訳)

Kratzer (2012: 33) によると、空の会話背景(empty conversational background)とは次のように定められている。

(51) The empty conversational background:

The empty conversational background is the function f such that for any w

$\in W$, $f(w) = \varnothing$. Since $\cap f(w) = W$ if $f(w) = \varnothing$, empty conversational backgrounds are also realistic.

Kratzer (2012: 33)

(空の会話背景: 空の会話背景とは、可能世界の集合 W の要素であるどの世界 wに対しても、$f(w) = \varnothing$となるような世界の集合を取り出す関数 f である。もし $f(w) = \varnothing$であるならば、$\cap f(w)$ が世界の集合 W であるので、空の会話背景は同時に現実主義的でもある。筆者訳)

Kratzer (2012: 33)によれば、全ての日常言語におけるモダリティのための現実主義的会話背景は個々の真理値を評価する世界において事実の主要部を把握するという。すなわち、私たちは関数 f を常に持っているが、その関数 f とは f の領域[6]における任意の世界 wに対するような関数である。その領域には$\cap f(w)$におけるそれぞれの世界のある写しを持っている世界 w 内の個々の事実の主要部があるという。

また、様相は現実的でない背景に依存することもある。それらは、情報の会話背景に依存する。例えば、情報的な会話背景(informational conversational background)は情報の源の意図的な内容を表す。

(52) Informational conversational background:

An informational conversational background is a function f such that for any w in the domain of f, $f(w)$ represents the propositional content of some source of information in w.

Kratzer (2012: 32)

(情報的な会話背景: ある情報的な会話背景とは、f の領域における任意の世界

6 Kratzer の言うドメインとは、様相基盤によって世界が量化されていて、つまり、$\cap f(w)$によって制限されている可能世界の集合と考える。三木 (2012: 53)参照。本論文では領域という言葉を使っている。

世界 *w* に対して、*f* (w)が世界 w における ある情報の源の命題的な内容を表す。筆者訳)

次に固定的な会話背景(stereotypical conversational background)を確認する。

(53) Stereotypical conversational backgrounds:

A stereotypical conversational background is a function *f* such that for any world *w*, *f* (*w*) represents what is normal in *w* according to some suitable normalcy standard for *w*.

Kratzer (2012: 37)

(固定的な会話背景: ある固定的な会話背景とは、任意の世界 *w* について、*f* (w) が、世界 w における、ある適切性の基準に基づいて標準的だとされるものを表すような関数である。筆者訳)

次に確認するのは、本論文に最も関連する義務的な会話背景(deontic conversational background)である。

(54) Deontic conversational backgrounds:

A deontic conversational background is a function *f* such that for any world *w*, *f* (*w*) represents the content of a body of laws or regulations in *w*.

Kratzer (2012: 37)

(義務的な会話背景: ある義務的な会話背景とは、どの世界 *w* に対しても、*f* (*w*)が世界 *w* における一連の法律や規則の内容を表す世界を表すような関数 *f* である。筆者訳)

これを図で表すと、次のようになる。

図 3-2 ② deontic 様相基盤に基づく可能世界の集合

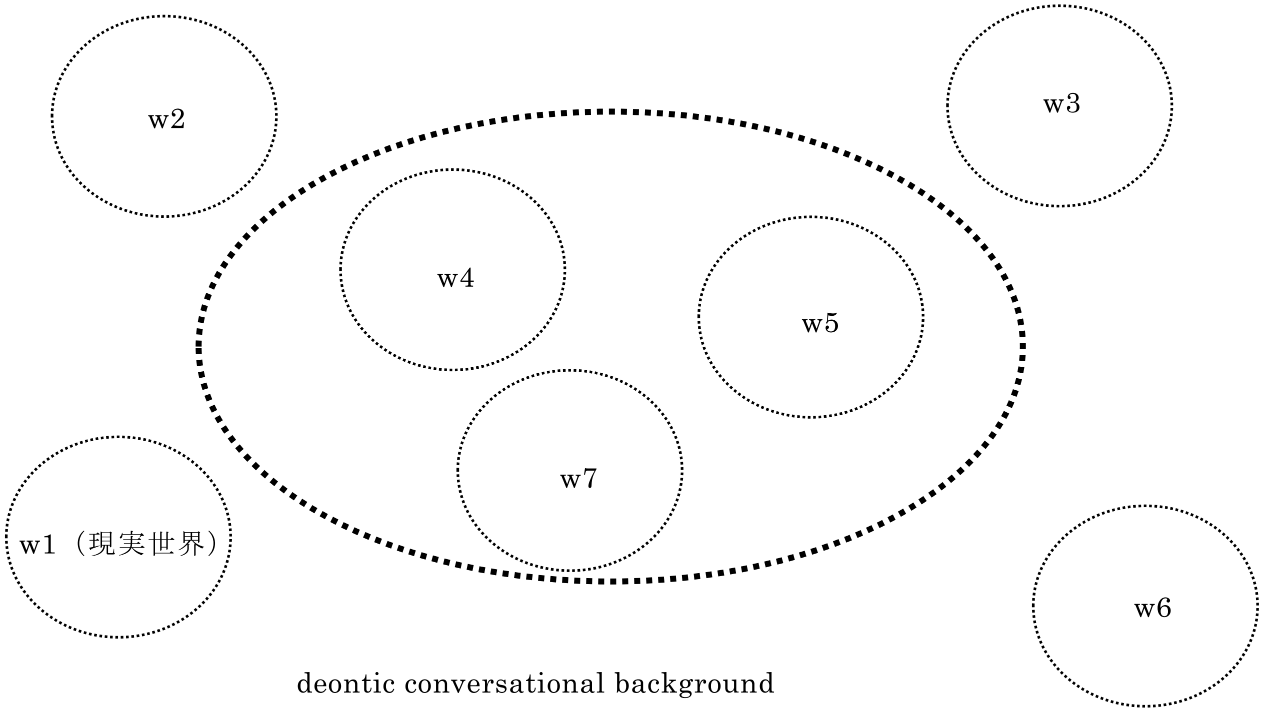

次に、会話背景の目的論(teleological)と願望的(bouletic)を記載する。

(55) Teleological conversational backgrounds are related to goals and bouletic conversational backgrounds have to do with wishes.

Kratzer (1981a: 45)

(目的論の会話背景は目的に関連していて、願望的会話背景は願望を扱う。筆者訳)

(56) Bouletic conversational backgrounds have to do with wishes.

Kratzer (1981a: 45)

(願望的会話背景は願望を扱う。筆者訳)

以上に挙げたものが、Kratzer で紹介されている様相基盤の種類である。

Ⅲ 順序源

順序源とは、会話の背景となる集合で表された可能世界の順序のことである。可能世界の順序付けは、状況的な(circumstantial) 様相基盤のための順序源に関して、義務的な使い方を持つ助動詞 must について述べると、義務的・願望的・理想的などの様相基盤に関係した観点により、接近可能な可能世界の順序が変化すると考えられる。

従って、どの文脈においても、様相演算子の量化の領域が可能世界全体の領域ということはなく、文脈上の関わりを持つ重要な命題の集合によって、語用論的に制限を受ける。

(57) Inducing the ordering $\leq_A$

For all worlds w and $z \in$ W: w $\leq_A$ z iff $\{p: p \in$ A and $z \in p\} \subseteq \{p: p \in A$ and $w \in p\}$.

Kratzer (2012: 40)

(W に関する世界 w の命題の集合 A を誘発することについて

全ての世界 w と $z \in$ W である z に対して、順序づけ A では w が z より理想的であることの必要十分条件は次の場合である。p が A の要素であり、かつ、z が p の要素であることは、p が A の要素であり、かつ、w が p の要素であることの部分集合である。筆者訳)

関係 $\leq_A$ は反射的[7]であり推移的であるが、必ずしも連結されていない。正式には、

[7] 吉本・中村(2016: 152)では「再帰性」の条件について述べているが、吉本・中村(2016: 147)では、「反射的(reflexive)」な関係と呼んでいる。関係概念では「反射的」が一般的な訳語で、ここではこれを使用する。

前順序の関係である(pre-order)。一方で、可能性に関して、Kratzer (2012: 42)は $f(w)$を用いて、可能世界の集合について考えているが、本論文では割愛する。次に順序源で表された可能世界の集合の図を載せる。

図 3-2 ③　義務的な観点により順序付けられた可能世界の集合

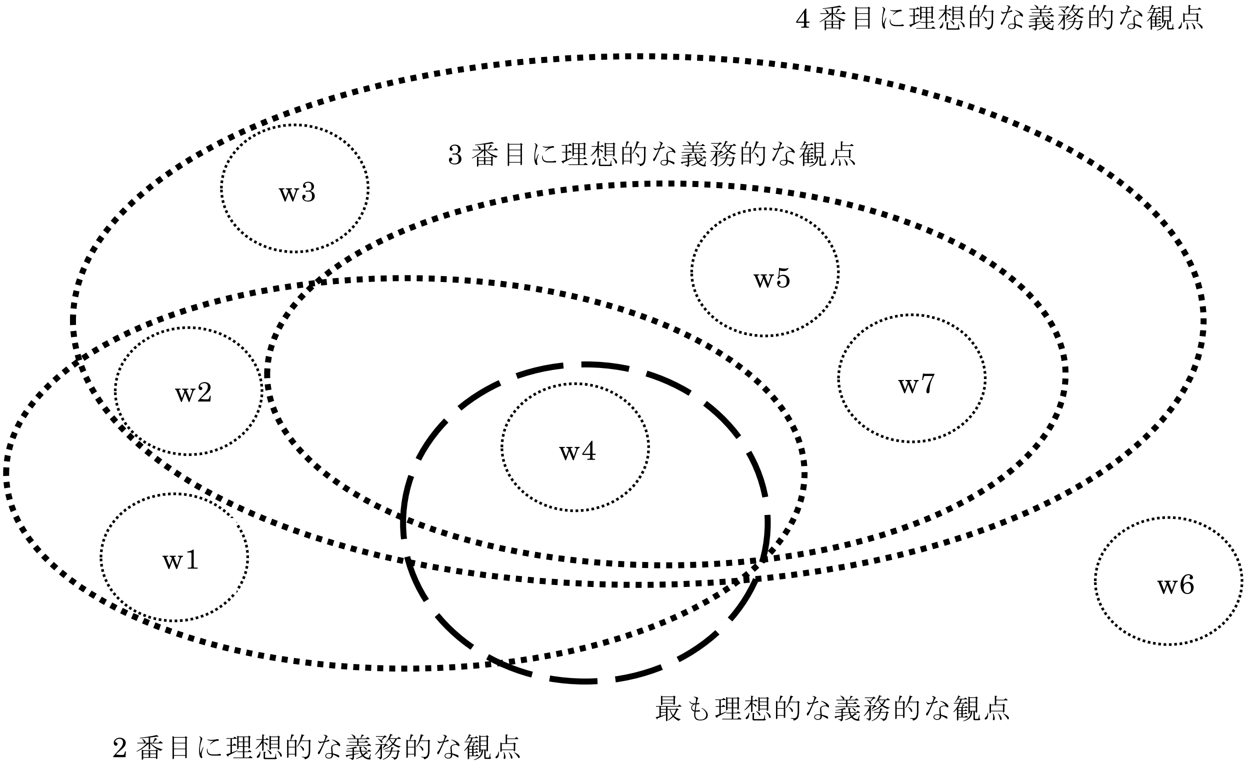

図 3-2 ③によると、w4 が最も理想的な義務的な観点で順序付けられた可能世界である。そして、最も理想的でないものは w6 になる。

それでは、会話背景である状況的な様相基盤と順序源の組み合わせの使い方に注目する。

(58) Hydrangeas <u>can</u> grow here.　　Kratzer (1991: 646)

(紫陽花はここで育つことができる。筆者訳)

(58)は純粋な状況的な読みである。なぜなら、次のような状況が仮定できるからである。「ある人が、遠い国で、土地の一部を手に入れ、その国の土や天気が自分の国のものと似ていることを発見する。自分の国では、どこでも紫陽花が育つが、その人はその遠い国で、紫陽花を育てることができるだろうかと思い、それについて調べる。」このような状況で、(58)の例文は真である。なぜなら、その証拠が既にあるからである。しかしながら、「話し手と聞き手がいる国はアジアやアメリカと全く接触したことがなく、草木が異なっている」と想定される場合では、命題は偽となるであろうという。なぜなら、推論する証拠がないからである。また、Kratzer (1991: 646)は(58)の例文に関して「状況的な様相基盤と空の順序源によって特徴づけられている」と述べている。特に理想的な順序関係は仮定する必要がないからである。様相基盤において指定される可能世界の集合は、手に入れられる証拠に基づき、推論できる。紫陽花が育っても、育たなくても良いため、順序源を設定することができないのである。

(59) There <u>might</u> be hydrangeas growing here. Kratzer (1991: 646)
(ここで紫陽花が育っている可能性がある。筆者訳)

上記の例文は、認識的な(epistemic)読みである。Kratzer (1991: 646)によると、「状況的な様相基盤と認識的な様相基盤は現実的な様相基盤に基づく。つまり、両方とも世界で真となる命題の全ての可能世界の集合を割り当てるからである」という。しかしながら、2 つの様相基盤は異なる種類の事実に基づく。認識的な様相基盤は手に入れられる全ての証拠が与えられた世界で、ある事柄が起こるかもしれない、起こるに違いないということを軸としている。一方で、状況的な様相基盤を使うときは、私たちは含意される必然性、または、ある種の事実によって述べられる可能性を取り扱う。また、what the law provides, what is moral などの規範

的なことに関する会話背景は、状況的な様相基盤の順序源として働くことが想定されるが、理想的な順序源(normative ordering source)の中の 1 つとして位置付けられている。以下、(60)の例文を用いて 2 つの道具立ての関連性を確認してみよう。

(60) Given your state of health you'd be better off going to Davos than to Amsterdam. Kratzer (1991: 646)
(あなたの健康状態から考慮すると、あなたはアムステルダムよりダボスに行く方がいい。筆者訳)

例えば、Kratzer (1991: 646-647)では「話し手が肺結核を患っている人と会話していて、その人の健康状態が芳しくなく、かつ、アムステルダムの天気がその人にとって有害である」とする。その一方で、「ダボスの天気は肺に癒しの効果があることで有名である」とする。話し手はアムステルダムに行くより、ダボスに行くことの選択肢を聞き手に提示しているので、様相力について考えると、「より良い可能性(better possibility)」に区分される。(61)に意味形式を載せる。

(61) A proposition p is a better possibility than a proposition q in a world w with respect to a modal base f and an ordering source iff p is at least as good a possibility as q but q is not at least as good a possibility as p in w with respect to f and g. Kratzer (1991: 644)
(命題 p は様相基盤 f と順序源 g に関してある世界 w において命題 q に比べてより良い可能性であることの必要十分条件は、p が少なくとも q と同様に良い可能性(good posssibility)であるが、しかし、q は f と g に関して世界 w において p ほどには良い可能性ではないことである。筆者訳)

そして、様相基盤について考慮すると、話し手の知っている情報や事実に基づくという可能世界の集合が考えられる。そして、その可能世界の集合は、聞き手にとって良いことという順序源によって並べられていると考えられる。(58)は、証拠があれば、紫陽花が育っても育っていなくても良いので、根源的モダリティ(root modality)として読むことができる。(60)の場合、選択肢があるため、可能性であるが、聞き手にとって良いことという順序で可能世界が並べられている。主語のあるべき姿について記述しているので、根源的モダリティである。一方で、(59)は証拠がある場合では、認識的な読みが成立するので、認識的モダリティ(epistemic modality)として読むことができる。

以上のように、Kratzer の枠組みには 3 つの道具立てがあったが、本章では、それについて説明した。この Kratzer の枠組みを用いて、義務的な must の例について論理的な側面から考えてみる。(62)の例文に関する議論は合田 (2013, 2015) でも行っている。

(62) Robin <u>must</u> pay a fine　　Fintel (2006: 3)

(ロビンは罰金を払わなければならない。筆者訳)

Fintel (2006: 3)によれば、(62)の例文では次のような、義務に関する世界背景が設定されている。ダブルパーキングが交通条例で禁止されている都市で、ロビンはダブルパーキングをしてしまい、それが、警察官などに発見されたとすれば、ロビンの行った行為は違反である。ダブルパーキングとは指定の駐車エリアの外(前のゾーン)に車を止め、指定されたところに止めた車を出られなくする行為のことである。そうすると、違反に対して罰金を払うことは妥当であるので、(62)の命題は真である。

ところが、従来の可能世界意味論の考え方からすれば、(62)の命題は偽となる。なぜなら、義務・条例が定める理想的な可能世界においては、ダブルパーキングが

禁止されているので、ダブルパーキング行為自体が起こらないはずである。しかしながら、実際に現実世界では、ロビンがダブルパーキングをしてしまって、条例に違反した。must は「必然性」を表すため、すべての可能世界で(62)は真とならなければならない。しかし、(62)が真である世界では、全てダブルパーキングを行ってしまい、義務・条例がまったく守られてないという状況になり、反理想的な世界となってしまう。つまり、前提となる規則・義務が守られておらず、矛盾してしまう。逆に、すべての世界で理想が守られていれば、ダブルパーキングは起こらないはずなので、罰金を払う必要はない。(62)は偽となる。

Fintel (2006: 3)によると、Kratzer の分析によれば、様相基盤と順序源を使って考察すると、上の例文の命題は真となる。接近可能な世界とは、ロビンが交通違反をした現在の状況である。(62)の例文は義務的モダリティであるので、現在の発話世界も当然、接近可能である。むしろ、現在の現実の世界が出発点になる。この場合での順序付けは街の交通条例によって、誘導され、ロビンが罰金を払うような好ましい可能世界を順序付けるのである。好ましい可能世界とは、条例が定めた規則が当てはまる様相基盤に基づく。周知の通りダブルパーキングは確かに好ましい行為ではない。しかしながら、違反行為に対して罰金を支払う世界は、最適ではないが、ダブルパーキングが起きた場合、好ましいのである。この可能世界では、ダブルパーキングをおかして、そして、罰金を払わずに逃げるとさらに、悪くなる。例文(62)の様相力は必然性(necessity)で、会話背景は in view of what the law provides (法律が規定することから考慮して)が考えられる。その他の可能世界では、少しずつ異なった他の条件が加わってくるが、順序付けによって、現実世界への接近度を段階的に決定することができる。つまり、順序源については義務的、社会のルールがなど関わった観点から可能世界が順序付けられている。例えば、パーキングエリアが完全に満車の世界と、スペースが他に空いているような可能世界などで条件が異なる。また、罰金を支払う順序付けについても、その場で現金で支払う場合と、後日、金融機関等から振り込んで支払う場合では、世界や状況が異な

ってくる。

そこで、(62) Robin must pay a fine.の例文の場合には、2 つの図(図 3-2 ④, 図 3-2 ⑤に記載)が存在すると考えられる。

図 3-2 ④の場合について、w1 が現実世界で、順序付けに関しては、「ダブルパーキングをしてはいけない」という理想や法律に基づいた順序であるとする。その場合には、ロビンはすでに、ダブルパーキングをしてしまったため、現実世界は、順序から外れることになる。そして、w1 から最も遠い可能世界である w6 が義務に関する最も理想的な世界であると想定できる。

一方で、図 3-2 ⑤の場合では、「ダブルパーキングをすれば、罰金を払う」という可能世界の順序付けであるならば、w1 は罰金を支払えば、理想的であるので、w1 を可能世界の順序源に沿って並べることができる。そして、ロビンはダブルパーキングをしてしまっているため、must (p)は w1 の範囲をカバーする。

図 3-2 ④

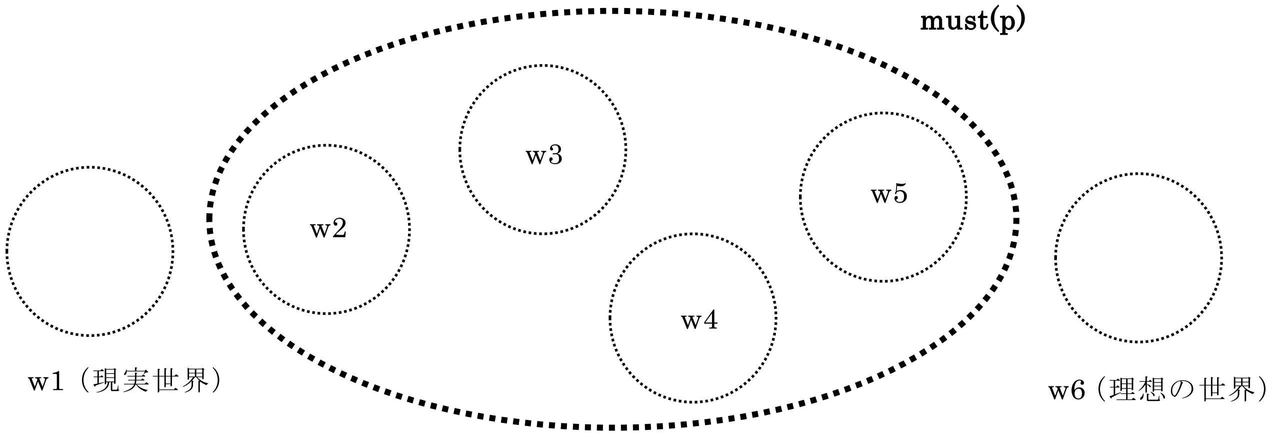

図 3-2 ⑤

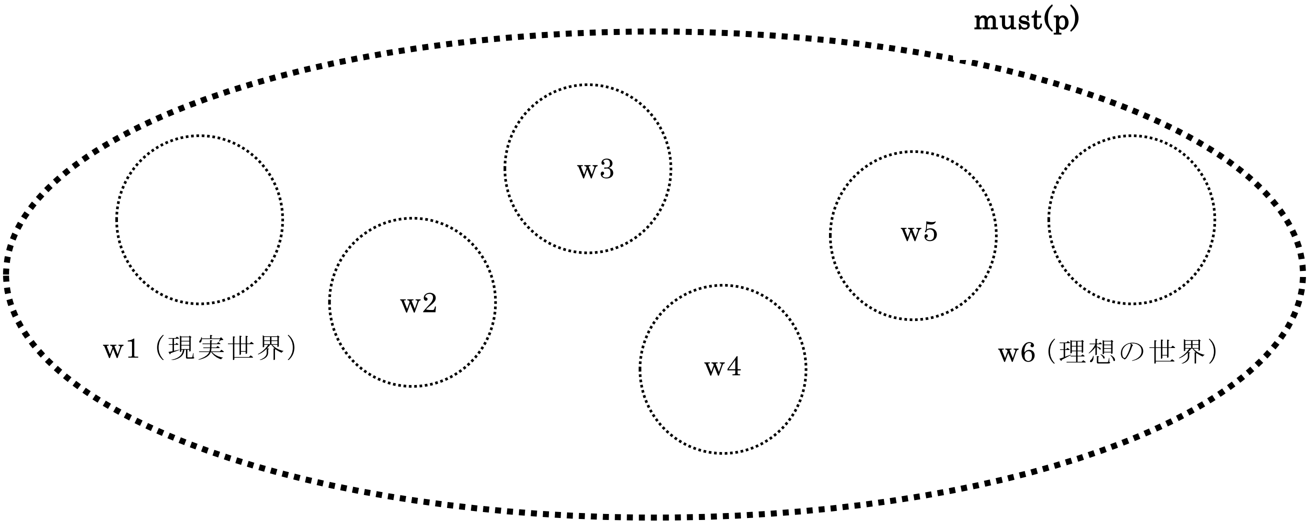

3.3 他の研究者の可能世界意味論の考え方について

本節では、可能世界の様相基盤と順序源ついて付け加える。

Fintel and Iatridou (2008)では、Kratzer の枠組みの様相基盤について、義務の強弱をどのように区別するかについて取り挙げている。そして、義務の強弱を考察する際に、ought の考察を利用している。Fintel and Iatridou (2008: 117)では、ought と should はほとんど同じ意味であり、must と have to に比べて義務の力が弱いと指摘している。

(63) You <u>ought to</u> do the dishes but you don’t have to.

(あなたは皿を洗うべきである、しかしその必要はない。筆者訳)

Fintel and Iatridou (2008: 117)

(64) a. # You <u>have to</u> do the dishes but you don’t have to[8].

(あなたは皿を洗わなければならない、しかしその必要はない。筆者訳)

---

[8] #は前半と後半で矛盾が生じることを表している。(cf. Fintel and Iatridou (2008: 117)). つまり、#は意味論的に容認不可能であることを表している。

b. # You <u>must</u> do the dishes but you don’t have to.

（あなたは皿を洗わなければならない、しかしその必要はない。筆者訳）

Fintel and Iatridou (2008: 117)

(63)は、発話内容の義務の否定ができるにもかかわらず、(64a)と(64b)は発話内容の義務の否定ができないという。

ところで、Fintel and Iatridou (2008: 117)の特徴的な主張は次の通りである。まず、様相基盤に基づいた世界で、その世界は順序付けによって好ましい順番に等級づけられたものを the favored worlds と呼ぶ。その the favored worlds の全てで、基底命題＝prejacent[9]が真であるものが、強い必然性(strong necessity modals)を示す。一方で、弱い必然性(weak necessity modals)の場合は、the favored worlds の中でも、その部分としての最も良い世界の全てで、prejacent が真である。そのため、ought to や should のような弱い必然性は、妥当する可能世界の領域が、must などの強い必然性よりも狭い、小さいということになる。

(65) You <u>ought to</u> do the dishes. Fintel and Iatridou (2008: 118)

（あなたは皿を洗うべきである。筆者訳）

この例文は、the favored worlds という可能世界の中で良いということを意味するのではない。「聞き手が皿を洗う最も良い世界」である。これは、むしろ「良い世界」でなく、全て確実に聞き手が皿を洗う世界で「最も良い世界」なのである。それはつまり、ought-claim は、さらに進んだ区別を作るのだが、それは、the favored worlds の間でどのような良い特定の世界であるかというものに関連する。

具体例は以下に載せる。次の例文を 2 つ確認してみよう。

---

[9] prejacent とは、前提の 1 つで modal の中に埋め込まれた命題のこと。核になる部分。

(66) To go to Ashfield you have to / must use Route 2.

Fintel and Iatridou (2008: 118)

(Ashfield に行くためにはあなたは Route 2 を使わなければならない。筆者訳)

(67) To go to Ashfield, you ought to use Route 2.

Fintel and Iatridou (2008: 118)

(Ashfield に行くためにはあなたは Route 2 を使うべきだ。筆者訳)

must はただ 1 つの候補を選び出す。例文(66)は、Ashfield に行くという聞き手の目的が達成されるすべての the favored worlds の中で、聞き手は Route2 を使う。つまり、これは、Ashfield に行くという聞き手の目的を満足させる他の方法はない。一方で、ought の例文は、Ashfield にいくつかある方法のうち Route2 が最も良い。

次に、Fintel and Iatridou (2008: 118)によると、順序源については、次のことが提案されている。weak necessity modals の場合、少なくとも 2 つの順序源が必要である。1 つ目が、primary ordering source で、2 つ目が secondary ordering source である。primary ordering source は、着点(目的)に方向づけられた場合、単に付加部や条件節から指名される着点命題を指す。secondary ordering source は、どのくらい早いかなどの、着点(目的)へ到達させる方法、副次的なものが考慮されている。従って、should や ought は、着点への複数の方法の中で、最も良い(適切な)ものを指示し、must/ have to に関しては、着点を達成させるには、ただ 1 つの方法しか存在しない。Silk (2012)でも同じようなことが言われている。

(68) To go to Harlem, you should take the A train. Silk (2012: 48)

(ハーレムに行くためにあなたは A の列車を使うべきだ。筆者訳)

(68)の例文では、{You go to Harlem}が primary ordering source の部分を指し、{You take the quickest route when traveling}が、secondary ordering source を指す。つまり、核となる命題は{You go to Harlem}であるが、その目的地に行くためはどのようにすれば良いかなどの別の情報を含んだ可能世界の理想的な順序が secondary ordering source となる。should では、その部分についての理想的順序を指し示すので、妥当範囲が狭く、意味の弱い義務づけとなる。

Fintel and Iatridou (2008)によれば、次の例文を挙げて示している。

(69) a. If you want to get to London by noon, then you <u>ought to</u> go by train.
(もし、あなたが正午までにロンドンに行きたいのならば、電車を使うべきだ。筆者訳)
b. If you want to get to London by noon, then you (<u>must/ have to</u>) go by train.
(もし、あなたが正午までにロンドンに行きたいのならば、電車を使わなければならない。筆者訳)

Fintel and Iatridou (2008: 118)

(69a)は他の方法より電車が最も良いことを示すが、(69b)では電車以外の他の方法が存在しない。つまり、(69a)は他の選択肢が存在している中で、電車が一番適切であるが、一方で、Fintel and Iatridou (2008: 118) によると、(69b)は他の選択肢が存在しないという。(69)の分析で理解できることは、もちろん周知のとおり義務の強弱による違い、そして、ought to がその可能世界の中の社会的状況・発話状況を忠実に前提としていることである。なぜならば、他の選択肢と区別できるということは、可能世界の順序ではなく、その命題が成立する可能世界の状況を話し手が厳密に知っていて判断しているからである。それは、話し手が主観的に発話しているのではなく、外的要因による状況を考慮して、好ましい可能世界の順序を想

定しているためである。

従って、Kratzer の可能世界意味論に付け加えるならば、must 文は、可能世界がいくつかある集合体であっても、全ての可能世界で同じ命題内容を指す可能世界のことを指していると考えられる。

しかしながら、must にも行為の達成について強制力がない用法がある。それは、本論文で取り挙げている must の勧誘的な用法である。勧誘的な must は、話し手が聞き手に行為を勧めるような発話は義務の強い発話であるはずであるにも関わらず、行為の達成に強制力はない。これは、Kratzer の枠組みの様相力の必然性ではないのか、それとも他の状況が関わっているのかが問題となる。あるいは、must は実際のところ弱い必然性を指すのか。この問題は、再び 5 章で採り上げる。

3 章では、可能世界意味論と本研究で利用する枠組みの紹介をしたが、4 章からは可能世界意味論を使って分析と考察を進める。

3.4. Kratzer への批判

3.4.1. Papafragou (1998, 2000)の枠組み

助動詞の意味はどのように決定されるのか、という議論が頻繁にされている。Kratzer の枠組みへの批判は、Papafragou (1998, 2000)や Groefsema (1995)らの助動詞の考察を、関連性理論の枠組みで考察することによって、行われている。

Papafragou (2000)では、関連性理論の枠組みを用い、モダリティ分析を行っている。Papafragou (2000: 10)では、「意味論的決定不十分性テーゼ(澤田 (2003: 117)による日本語訳)(Semantic Underdeterminacy Thesis)」について述べられている。彼女の目標は様相表現の文脈依存性の特徴と意味論と語用論の相互作用について貢献することであると述べられている。ここでは、澤田 (2003: 117-118)における「意味論的決定不十分性テーゼ」を記載する。(cf. Papafragou (2000: 7)).

(70) 意味論的決定不十分性テーゼ:

法助動詞[10]が発話の中で有する多様な解釈（すなわち「伝達されたこと」）は、法助動詞の本来的な意味（すなわち、「言われたこと」）を大幅に超えている。言い換えれば、法助動詞の意味は、コンテクストの中で受ける多様な解釈のほんの一部しか決定できない　澤田（2003: 118）

このように、助動詞の意味は意味確定度不十分なものであり、関連性理論を用いる枠組みは、聞き手の推論によって構築されると考える、という意見がある。(cf. 今井（2001: 119))。

Papafragou (2000)では can, must, may, should の意味について論じている。まず、彼女によると、助動詞の意味は次のように表現される。

(71) R (D, p)　Papafargou (2000: 40)

R は論理的関係、D は領域、p は命題を表している。今井（2001: 122)によれば、「D と p の間に、ある関係 R がある」と言及されている。次に、それぞれの助動詞が、命題がどの領域とどんな関係があるかについて述べている。

また、D にはいくつか種類があるという。事実的(factual domain)、規則的(regulatory domain)、理想的(ideal-centered domain)、願望的(desirable)、抽象的な表示(abstract representation)である。まず、事実的な領域とは、今井（2001: 122)によると、「現実世界を記述したもの、つまりさまざまな出来事やものごとに関する一般常識や、特定の時間的空間的枠内での個々の人物や出来事に関する記述である」という。2 つ目の規則的な領域とは、法律のシステムや規則、ルールなどが関係するものである。次に、理想的な領域とは、理想的または、今井（2001: 123)の言う共通理念的世界に関する命題からなる領域である。願望的な領域とは、誰かの望ましい世界や状況について描かれる領域である。最後に、抽象的な表示と

[10] 法助動詞は、本論文では助動詞として扱っている。

は、今井 (2001: 123)によれば、「自分自身が持つ想定にどの程度の角度・信頼を置いているか、つまりどの程度自分の想定を信じているかを表す「解釈的」命題の集まりである」という。

また、Papafragou (2000: 43)では、各領域とそれぞれの助動詞の関係を表したものを記載している。

(72) I propose that the information grammatically assigned to can, may, must and should is the following:

Can: p is compatible with $D_{factual}$

May: p is compatible with $D_{unspecified}$

Must: p is entailed by $D_{unspecified}$

Should: is entailed by $D_{normative}$

(p: the embedded proposition; D: set of proposition is a domain)

Papafragou (2000: 43)

次に、今井(2001:124)を参考にした日本語訳を記載する。

(73) can: p は D(事実的)の中のどの命題とも両立する

may: p は D(無指定)の中のどの命題とも両立する

must: p は D(無指定)の中のすべての命題から論理的に帰結される

should: p は D(規範的)の中のすべての命題から論理的に帰結される

それでは、彼女の枠組みで、次の例文を考えてみよう。

(74) I must sneeze. Papafragou (1998: 70)

（私はくしゃみをせざるをえない。筆者訳）

この例文の発話状況は、例えば、メアリーがとても寒い部屋で発話したと想定されるものである。論理形式は次のようになる。(Papafragou (1998: 70) 参照)。

(75) a. It is entailed by the set of all propositions in domain D that $_p$[Mary sneezes].

(領域 D における全ての命題の集合から p[メアリーがくしゃみする]という命題が帰結される。筆者訳)

もしくは、次のように表せる。(Papafragou (2000: 59) 参照)。

(75) b. $_p$[Mary sneezes] is entailed by $D_{unspecified}$.

(無指定の領域によって p[Mary sneezes]は論理的に帰結される。筆者訳)

Papafragou (1998: 24)によると、聞き手が期待していたことは、メアリーのくしゃみが彼女の体調と部屋の環境による必然の結果をとることである。これは(75)における領域が、事実的命題の部分集合に対して、語用論的に範囲を狭めることを説明している。次の例文について考えてみよう。

(76) I <u>must</u> lose weight. Papafragou (2000: 60)

(私は痩せなくてはならない。筆者訳)

話し手エイミーは魅力的になりたいと思っていて、痩せることによって魅力的になることを達成しようと思っている、という状況である。これを、彼女が示す三段論法で表すと、次のようになる。(77)で帰結プロセスと(78)で論理形式を記載する。

(77) a. Amy wants to become attractive.

(エイミーは魅力的になりたい。 筆者訳)

b. Unless she loses weight, Amy will not become attractive.

(彼女は痩せない限り、エイミーは魅力的にならないだろう。筆者訳)

Therefore, Amy must lose weight.

(それゆえ、エイミーは痩せなければならない。筆者訳)

(78) a. $_{q}$[Amy becomes attractive] ∈ D_{des},

where D_{des} = what is desirable for Amy

(命題 q「エイミーが魅力的になる」は D_{des} の要素である。

領域 D_{des} とはエイミーにとって望ましいことである。筆者訳)

b. {$_{p}$[Amy loses weight] ∈ $D_{factual}$ } ∨ {～$_{q}$[Amy becomes attractive] ∈ $D_{factual}$ }

Therefore, p is entailed by D_{plan}

where D_{plan} = D_{des} ∪ $D_{factual}$

(命題 p「エイミーが痩せる」ことは $D_{factual}$ の要素である。または、命題 q「エイミーが魅力的になる」ことが成立しないことは $D_{factual}$ の要素である。

それゆえ、p は D_{plan} によって含意される。

領域 D_{plan} とは D_{des} と $D_{factual}$ の和集合である。筆者訳)

D_{plan} はエイミーの計画から構成されている領域として言い換えることができる。つまり、(78b)について、事実的な領域では、エイミーが痩せる、または彼女が魅力的にならない、の 2 つ命題が存在するが、命題 p「エイミーが痩せる」はエイミーの計画の領域 D_{plan} で真であるに違いない。(Papafragou (1998: 72) 参照)。(78)がとらえることは、エイミーにとって痩せることは魅力的な結末への必要な方法であり、この必然性の種類は一般的に must によって伝えられるという。エイミー

の計画では痩せなかったら魅力的ではない、ということである。

それでは、彼女の枠組みにおいて must の勧誘的な用法をどのように考察しているか確認してみよう。

(79) You must come and have dinner with us sometime. 今井（2001: 129)

(あなたは是非いつか私たちのところに来て、ディナーを食べてくださいね。筆者訳)

今井（2001: 129)によれば、領域 D は話し手にとって願望的であるという。彼は「聞き手ともっと親交を深めたい、とか、聞き手に親切を施したい、などの話し手の気持ちから[聞き手が話し手の家を訪ね夕食を共にすること]が論理的に帰結される旨の表明なので、聞き手はこれを勧誘・提案と受け取るのだ」と説明している。(cf. Papafragou (1998: 25, 2000: 61-62)).

また、野村（2012: 47)によれば、彼女の枠組みは Kratzer の影響を受けているという。Papafragou (2000: 33-34)は、Kratzer の可能世界を使った枠組みが話し手の心理的なことについて関わるモデルを構築したことについては賛同しているが、可能世界の枠組みでは、個人間の描写に対しては描写できないと述べている。そして、Kratzer の枠組みの、会話背景と順序源に対して修正が必要であると主張している。

3.4.2. Papafragou の枠組みに対しての疑問

確かに、Kratzer の可能世界を扱った枠組みは抽象的である。これについては、本論文の後半で述べるが、彼女の枠組みには語用論領域からの補足が必要であると考える。なぜなら、話し手と聞き手の細かい発話については深く見ることができないからである。

例えば、野村（2012: 38)では、Papafragou の問題点を挙げている。彼は、

Papafragou の枠組みを次のように解釈している。

(80) ある適切な文脈が整いさえすれば、(75)や Groefsma の(Groefsma の枠組みについては本論文では詳しく論じていないので、省略している。)の定義に照らして、その法助動詞が一般的に有するとされる(伝統的な法助動詞研究が分類するところの)「義務」、「許可」、「可能性」などの意味を、聞き手は必ず解釈することが可能である。

野村 (2012: 38)

つまり、Papafragou は must が根源的用法と認識的用法を二分する立場をとっていない。モダリティ表現の意味は文脈で決定されるということである。しかしながら、Papafragou は根源的用法と認識的用法を区分していないが、野村(2012: 41)は二者の区分は必要であると述べている。

また、次の例文を確認してみるが、これは合田 (2018b)で論じたものに修正と加筆を加えたものである。本論文では義務的モダリティを取り扱ってきたが、(81)のように認識的モダリティも確認してみる。

(81) Jockl <u>must</u> have been the murderer. (Kratzer 1991: 639)

(Jockl は殺人者だったに違いない。筆者訳)

(81)では、 Jockl は殺人者だったに違いないという話し手の過去の出来事への推量や判断が述べられている。Kratzer (1991: 639)では、in view of the available evidence, Jockl must have been the murderer というように解釈される。様相基盤について言うと、話し手が持っている知識に基づいた可能世界の集合が想定されている。それは、理想的な順序を想定する必要はないと想定できるので、空の順序源であると筆者は考える。(81)の例文について考えてみると、話し手の過去の出

来事についての知識情報に基づいて、という話し手の推量や判断を表しているので、認識的な読みと考えられる。

従って、筆者は Kratzer の枠組みを大きく変えて枠組みをつくり直すことは必要ないと考える。なぜなら、可能世界とは、それぞれの世界の存在を想定することができるため、話し手と聞き手の心的態度の時間変化、心理描写が含まれていると考えることができるからである。つまり、モダリティの意味形式をそれぞれ設定した上で、各助動詞の可能世界の集合における話し手と聞き手の会話背景について細かく考察する手立てを準備すればよいと考える。Kratzer の枠組みで注目すべきは会話背景であり、すなわち様相基盤である。様相基盤を使い易くすることが本論文の目標となる。また、Papafragou のアプローチの問題点は 5.1.節において問題点を指摘する。

4. 可能世界意味論からのアプローチ

4.1. 命令文(imperative sentence)とは

本論文での命令文の先行研究として取り扱うのは、Han (1999)である。Han (1999)は、可能世界意味論の観点から must と命令文を比較している。本節では、Han (1999)の簡単な紹介を載せ、問題点や議論については、5 章で記載する。4 章は、合田 (2015)の一部分に修正と加筆したものである。

まず、命令文とは、義務的モダリティと同じように義務の内容を伝えるものである。Han (1999: 479)によれば、命令文とは、文中の主動詞が命令法の形をとっている文のことであるが、多くの言語では、命令文で主動詞が命令形という語形によって活用変化し、命令法という動詞形に変化するが、英語の命令法では、動詞の原形として現れる。そして、英語の命令文では、動詞の原形が語幹となる。Sadock and Zwicky (1985: 171) によると、命令文の効果や機能とは "I want you to..." "You should / must..." "You will..."などを宣言する意味によって伝えられ、また "Will you..."といった疑問文によっても表すことができる。森 (2006: 135)によると、命令文の機能とは、行為の要請として用いられるものが挙げられる。本論文では、言語的機能として話し手が聞き手に行為を要請するものを取り上げることとする。

4.2. Han (1999)

4.2.1. Han (1999)

Han (1999)では、義務的モダリティと命令文の比較を、Kratzer の枠組みから考察している。まず、Han (1999: 480)で挙げられている命令文の発話内の力は 7 つある。

(1) ① 命令

Clean the mess up at once!

(すぐにちらかっているものを片づけなさい! 筆者訳)

② 提案

Get some rest.

(少し休憩をとってください。筆者訳)

③ 許可

Come in.

(入りなさい。筆者訳)

④ 脅迫

Hit me and you'll be sorry.

(私をたたきなさい、そうすればあなたはすまないと思うだろう。筆者訳)

⑤ 願望

Please don't rain.

(どうか雨降らないで。筆者訳)

⑥ 指令

Beat two eggs. Put salt and sugar into the beaten eggs. Mix them well.

(2 つの卵を溶きなさい、そして、塩と砂糖を入れなさい。上手く混ぜ合わせなさい。筆者訳)

⑦ 警告

Be quiet. I am warning you.

(静かにしなさい。私はあなたに警告しています。筆者訳)

⑤の願望以外の用法は、例とされるすべて発話の力は、行為指示的である。命令文と義務的なモダリティは似通っている。両方とも解釈において述語の語彙的なアスペクトで大切な役割を果たしているという。つまり、筆者は "Be tall."と "You may be tall."は行為の達成の結果が伴わないので、述語の領域では似た立場にあ

ると解釈する。Han (1999)は命令文と must などの義務的モダリティ(deontic modality)の共通点は、個体レベルの状態述語(individual-level stative predicate)では利用されることは変則的であると、とりあげられている。また、Han (1999: 482)によれば、活動述語やステージレベルの状態述語(stage-level stative predicate)は文法的であるという。個体レベルの状態述語(individual-level stative predicate)とは、吉川 (2014: 127)によると「時・空間的に比較的長い永続的状況を表し、全ての状況での総称的な読みを与える叙述詞」のことである。個体レベル状態述語は、例えば、吉川 (2014: 128)では "be tall"が挙げられている。一方で、ステージレベル(stage-level)とは「時や空間において制限された一状況の存在を表し、一状況の存在を表す読みを表す動詞のことである。それでは、(2a)と(2b)を確認してみよう。

(2) a. Open the window. Han (1999: 482)
(窓をあけなさい。筆者訳)
b. Be quiet! Han (1999: 482)
(静かにしなさい！筆者訳)

これらの述語は個人によって引き起こされる出来事の状況を指示している。しかしながら、Han (1999: 482)では、個体レベルの状態について述べる述語の命令文は異常であると述べられている。(cf. Quirk et al. (1985: 434)).

(3a)と(3b)のような述語は本来変化しない個体の内在的な特性について言及している。

(3) a. *Know the answer. Han (1999: 482)
(＊答えを知れ。筆者訳)
b. *Be tall. Han (1999: 482)

（＊高くなれ。筆者訳）

一方で、(3a)の述語を使って解釈可能にするには、次のような例文が使われる。

(4) Get to know the answer. Han (1999: 482)

(答えを知りなさい。筆者訳)

ところが、命令文は、話し手の願望を表現しているならば、ダイナミックでない読みの状況下で、個体レベルの状態述語を用いることができる[11]と Han (1999: 482)は主張している。Han (1999: 491)では命令文の個体レベルの状態述語の場合では wish – reading が関係している、と述べている。(5)の例文を確認してみよう。

(5) Please, be tall. Han (1999: 482)

(どうか背が高くなりますように。筆者訳)

例えば(5)のように、メアリーが初対面のデートをすることになったことを想定してみる。この発話を彼女自身が言ったとすれば、これは、義務づけや助言をしているわけでなく、ただ彼女のデートにおいて背が高いというような世界の状態の願望を、彼女が表現しているのである。

一方で、義務的モダリティも命令文と似ているが、個体レベルの状態述語に関しては文法的に逸脱しているという。

(6) a. You must open the window. Han (1999: 483)

[11] Han (1999)は wish-reading について論じた論文である。命令文の願望を表す用法と義務的モダリティの must の比較がされていて、命令文の状態動詞との接続について肯定的立場をとっている、と筆者は推測している。接続可能か不可能かという議論については、本稿に影響しないため論じない。

（あなたは窓を開けなければならない。筆者訳）

b. You must be quiet! Han (1999: 483)

（あなたは静かにしなければならない。筆者訳）

c. #You must know the answer. Han (1999: 483)

（あなたは答えを知らなければならない。筆者訳）

d. #You must be tall. Han (1999: 483)

（あなたは背が高くなければならない。筆者訳）

しかしながら、義務的モダリティが話し手の願望を表現するときは、個体レベルの状態述語を接続させることができるという。例えば、次の例文(7)は話し手が、自分の初対面のデートにおいて相手の背が高いことを望むことを意味する。

(7) My blind date must be tall. Han (1999: 483)

（私のブラインドデートの相手は、背が高い人であってほしい。筆者訳）

この例文は、話し手のデートで相手の背が高いことを義務付けされているのではない。それよりむしろ、ブラインドデートの相手の背が高い人が必要条件であるという話し手の信条を表現する。また、未来に関することであれば、命令文も義務的モダリティも両方未来に関することを表している。つまり、Han (1999)は(5)と(7)をもって、命令文と義務的モダリティは個体レベルの状態述語の統語的使用について共通点があると述べている。

一方で、must と命令文の異なる点は、いくつか Han (1999)で挙げられているが、そのうちの 1 つに、義務の源が挙げられている。命令文が含意する義務が、話し手以外のものから義務や許可が生じる場合では、不適切だという。(8)を確認してみよう。

(8) A:　Go home.

(家に帰りなさい。筆者訳)

B: # Who says so?

(誰がそう言ったのですか？ 筆者訳)　　Han (1999: 484)

Han (1999) によると、(8)の Go home.は話し手 A が家に帰ることを、聞き手 B に命じている。現在という時間で、話し手が命令内容を聞き手に課していることを表した例文である。次の義務的モダリティの例を見てみる。

(9) A: You must go home.

(あなたは家に帰らなければならない。筆者訳)

B: Who says so?

(誰がそう言ってるのですか？ 筆者訳)　　Han (1999: 485)

この例文から理解できることは、命令文の命題内容は話し手自ら義務付けをしているが、義務的モダリティが接続されている文章は、話し手自身が義務を課していても課していなくても、話し手が発話できる。つまり、義務的モダリティ must の場合では、義務の出どころは話し手でなくてもよい。他の人でもよいし、制度や法律などの場合もある。

また、must が接続された文と命令文が異なる点では、行為が実現するかどうかの観点から、次の例文を挙げている。

(10) a. # Eat this fish! But you won’t.

Han (1999: 487)

(この魚を食べなさい。しかし、あなたは食べないだろう。筆者訳)

b.　You must eat fish. But you won’t.

Han (1999: 487)

(あなたはこの魚を食べなければならない。しかし、あなたは食べないだろう。筆者訳)

Han (1999: 487) によれば、(10a)に関しては、話し手が実現不可能と考える命題は、話し手は要求できないので容認不可能となる。一方で、(10b)の場合では、容認可能となる。その理由については、話し手が義務の行為内容を一般的なほとんどの人に対して実現可能として考えているので発話できるからであるという。

さらに Han (1999: 487)によれば、真理値の割り当てに違いがあるという。命令文は真理値が存在しないが、モダリティの文章は真理値を持つという。この真理値に関する違いは、後の節で先行研究の問題点として挙げるため、ここでは割愛する。

そこで、Han (1999: 492)における義務的モダリティと命令文の比較に関する結論を表 4-2 に載せる。この表は、Kratzer の枠組みの道具立てを利用している。

表 4-2 (cf. Han (1999: 492)).

	Deontic Modal Verbs	Imperative Mood[12]
Modal Force (様相力)	Obligatory (must, should) Permissible (can, may)	Underspecified[13]
Modal Base (様相基盤)	a subset of what the speaker knows	totally realistic
Ordering Source (順序源)	what is moral, what is normal, etc., does not include the core proposition	the obligations issued by the speaker, the permissions issued by the speaker, includes the core proposition[14]

義務的モダリティの様相力は、obligatory と permissible であるという。もともと Kratzer の枠組みにおいて、様相力は、必然性と可能性の 2 つを中心にしていくつか種類があるが、Han (1999)の様相力の扱い方は、正しく Kratzer の枠組みを使いきれていない。一方で、命令文の様相力は、特定されていないようである。

様相基盤については、義務的モダリティでは、可能世界は話し手の知っている可能世界の集合である、と述べられている。一方で、命令文の様相基盤は完全に現実主義的会話背景である。これについては後の節でふれる。

最後に、順序源に関して、義務的モダリティは道徳的・標準的な観点で可能世界の順序が決まる。そして、それは、核になる命題を含んでいない。一方で、命令文は話し手によって出された義務や、話し手によって出された許可の観点から可能世界を順序づけている。そして、核になる命題を含む。この核になる部分を含む・

12 命令法という訳が適切であるが、本論文では命令文として扱う。
13 必然性か可能性かについては、未定ということ。
14 核になる命題のこと。

含まないという説明については、Han (1999: 487)を参照されたい。以上のように、Han (1999)では、Kratzer の可能世界の枠組みを利用して、義務的モダリティと命令文を特徴づけている。

ここで、Han (1999)の結論である表 4-2 をもとに疑問点を二つ挙げる。一つ目は様相基盤について、二つ目は命令文の真理値に関することである。

4.2.2. Han (1999) の問題点①

まず、Han (1999)は命令文の様相基盤を完全に現実主義的会話背景(totally realistic conversational backgrounds)と定めている。しかしながら、筆者は命令文の会話背景は、義務的な会話背景(deontic conversational backgrounds)または願望的な会話背景(bouletic conversational backgrounds)であると考える。以下は Han (1999: 491) が定める命令文の会話背景を説明した具体的な部分の訳である。

(11) 例えば、Go home!という文を例に挙げると、命令法によって述べられる義務的モダリティは $\leq_s (\cap f\,(w))$ における可能世界の集合と *you go home* を満足する可能世界の集合の共通部分を交差する部分を値として出す。これらの世界は *you go home* が真になりうるのが最も早い可能世界（世界と時間の対）である。

話し手は命令文の内容によって描かれる状況が実現されることを信じていることを、思い出してほしい。

Han (1999: 491) 筆者訳

将来あなたが家に帰ること、という命題が真になるような未来の世界のことを指している。つまり、この未来の世界とは、現実世界に近い世界である。話し手が聞き手に対して未来のあるべき姿について命令しており、Han (1999: 492)では命令文の会話背景を完全に現実主義的会話背景と定めている。Han (1999: 491) によ

れば、命令文の様相基盤は、話し手にその時点で知られている事実を含んでいる可能世界の集合を示している。なぜなら、未来に実現不可能であると話し手が考える命題は、命令文として発話できないためである。ここで、Searle (1969:60)の誠実性条件について言及する。例えば話し手が聞き手に依頼する場合で、聞き手が実行不可能と話し手が考えるならば、発話できないという。話し手は聞き手が義務的行為をすることを欲し、聞き手にそれをさせる試みとして見なす。これは誠実性条件と呼ばれるが、実行不可能であると思って話し手が発話した場合では、この条件の違反になる。そもそも Kratzer (2012: 32) によると、完全に現実主義的会話背景とは次のように定められている。(3 章の(50)を(12)として再録。)

(12) Totally realistic conversational backgrounds:

A totally realistic conversational background is a function f such that for any world $w \in W$, $\cap f(w) = \{w\}$. That is, f assigns to any world a set of propositions that characterizes it uniquely. For each world, there are many ways of characterizing it uniquely. (以下の反事実条件文の言及は省略)).

Kratzer (2012: 32)

(完全に現実主義的会話背景: ある完全に現実主義的会話背景とは、どの可能世界の集合 W の要素である w に対しても、$\cap f(w) = \{w\}$であるような関数 f である。すなわち、完全に現実主義的会話背景 f は、どの可能世界の集合に対しても、その可能世界を一義的に特徴付ける命題の集合を割り当てる。どの世界を参照した場合でも、その世界を一義的に特徴づける方法は複数ある。(以下の反事実条件文の言及は省略。筆者訳)

そこで、(10a) をもう一度確認する。

(13) #<u>Eat</u> this fish! But you won't.

Han (1999: 487)

(この魚を食べなさい。しかし、あなたは食べないだろう。筆者訳)

(13)の様相基盤は完全に現実主義的会話背景であるという。話し手は聞き手が魚を食べないことを知っていて、食べないだろうと思っている。この文脈では、$f(w)$は聞き手が魚を食べないという命題を含む。つまり、現実世界では聞き手が魚を食べないことを、話し手は知っている。そのため、現実主義の接近可能な世界の順序源は現実が会話背景として、最も適している。そして、命令文が指示するような、聞き手が魚を食べるという可能世界との交わりでは、否定命題との重なりがないため、発話時の世界から出発すれば、命令文の命題が指示する世界は存在しないので、空集合となるのである。そこで、まず空集合について、Han (1999: 489)を見て、確認する。

(14) John <u>must</u> eat fish. But he won't.

Han (1999: 489)

(ジョンは魚を食べなければならない。しかし、彼は食べないだろう。筆者訳)

次の世界を想定してみる。その世界というのは、ジョンは魚が嫌いなので、全く魚を食べないという世界で、それは、話し手が知っている可能世界 w のことである。さらに、魚を食べることは健康に良い。文脈上では、もし様相基盤 $f(w)$が空集合で順序源 $g(w)$が John eats fish.を含んでいるならば、話し手は John must eat fish.と言うことができる。もし様相基盤が空集合ならば、$\cap\ f(w)$は可能世界 W の集合全体である。$\leq_{g(w)}(\cap\ f(w))$は少なくとも $g(w)$に関して最も理想的な世界に近い世界の集合である。その $g(w)$とは、ジョンが魚を食べるすべての可能世界 Wの部分集合である。John eats fish.は$\leq_{g(w)}(\cap\ f(w))$における全ての可能世界で真であるので、世界 w で John must eat fish.は真である。この文では、ジョンが

魚を食べないだろうということを話し手は知っているので、But he won't.によって続けることができる。

Han (1999) によると、命令文は、空集合を示すことが不可能であるが、命令文を次のように定義している。

(15) $\|\text{imp}\ (p)\|_{w} = \{w' : w' \in \|p\| \cap \leq_{s}(\cap\ f\ (w))\}$

Han (1999:491)

(世界 w における imp (p)は、w'は命題 p が真になっている可能世界であり、かつ同時にその世界は義務命題が真になる世界を順序づける、そのような可能世界 w'の集合である。)

つまり、命令文に関しては Han (1999) では、発話されている現実世界という可能世界だけを示す。その世界は現実世界であっても未来に近い可能世界であり、この状況が、totally realistic となる。この形式の真理値はいつでも偽であり、空集合である。ここで、(16) の例文を軸にして命令文の会話背景を考えてみる。

(16) <u>Pay</u> a fine. 合田 (2015: 46)

(あなたは罰金を払いなさい。筆者訳)

現実世界で、聞き手がダブルパーキングをしてしまい、条例に違反したため、罰金を払わなければならない。未来に聞き手が罰金を払う必要があるということは、つまり、現実世界で払っていない。実際に、このような直接的な言い方は避けられる可能性があるが、ここでは、命令文と義務的モダリティ must の比較のため、取り挙げる。このような中で、様相基盤について考えると、罰金を払うことが理想的であるという、完全に現実主義的会話背景に基づいた可能世界の集合という分析だけでは不十分である。また、そこには、社会の交通規則を破ると罰金を払わなくて

はならないという規則が会話背景にある。従って、この場合では、様相基盤が義務的な会話背景とした方が適切であると、筆者は考える。会話背景はいくつかあるため、この義務的な会話背景は候補の 1 つとして考えている。一方で、話し手は命令文によって、現実世界で聞き手に義務を課しているため、様相基盤は完全に現実主義的会話背景ではなく、願望的な会話背景が関わる可能性がある。

4.2.3. Han (1999) の問題点②

Han (1999: 480) によれば、命令文は、真偽を決めることはできない。そして、真理値を持っていない。前節においても、命令文に関する真理値への言及を載せているが、先行研究に対して筆者は異なる意見を主張する。しかしながら、義務的モダリティは、真理値を持っている。次の例文はその例である。

(17) a. Finish the paper by tomorrow. Han (1999: 487)
(明日までにレポートを終わらせなさい。筆者訳)
b. You must finish the paper by tomorrow. Han (1999: 487)
(あなたは明日までにレポートを終わらせなければならない。筆者訳)

Han (1999: 487) によると、(17a)の文章では、いかなる状況であっても真理値を持つことはできない。なぜなら、未来のことについて述べるので、現実世界のことについて全く断言しないため、現実世界で真理値を持たないからである。一方で(17b)の例文は、可能世界の状況によって、真理値は真と偽の両方が成立する。しかし、筆者は、命令文は真理値が存在すると主張する。その理由は、現実世界で真理値を持っていないため空集合になったとしても、あるべき可能世界では真理値を持つことができるからである。

4.3. 分析①

4.3.1. 問題点①への提案: 枠組みの観点より

この節では、命令文の会話背景に関して提案をする。下記の例文は、合田 (2013) で取り扱った例文と、命令文を比較した。

(18) a. You <u>must</u> go to the bathroom. Lakoff (1972a: 240)
(あなたはトイレに行かなければならない。筆者訳)
b. You <u>have to</u> go to the bathroom. Lakoff (1972a: 240)
(あなたはトイレに行かなければならない。筆者訳)
c. <u>Go</u> to the bathroom. 合田 (2015: 47)
(あなたはトイレに行きなさい。)

まず、澤田 (2006: 64)によると、(18a)に関して言えば、話し手自身がその義務を課している場合に用いられているという。その場合、聞き手自身がトイレに行きたいと思っているかは問題ではなく、話し手は何か別の理由で、(例えば、トイレに飾ってある、珍しい古く人を驚かせるような絵を是非とも見せたい等)、聞き手にトイレに行くように指示しているという。(18a)は「トイレに飾っている絵を見逃すべきでない」と話し手が想定して聞き手に勧めているのであれば、話し手からの強い勧めとも解釈できる。その絵を聞き手が見たいか見たくないかは、話し手は知ることができず、かつ、聞き手にとって利益になる場合であっても、ならない場合であっても、話し手は発話していると考えられる。つまり、義務的な発話とも捉えることができる。話し手が、聞き手が行為を実行することを信じていなくても、発話していることになる。一方で、(18b)では、母親が小さな子供に向かって言っているような状況で、母親は子供の世話をするという親子という力関係がある。ここから考察できることは、何らかのルール、社会的ルールや自然の法則に沿って、話し手はその規則を報告しつつ、義務を課しているのである。(18c)について、Han (1999)の観点を参考に考えると、話し手は発話内容を信じているからこそ、命題内

容を聞き手に向かって発話していると考えられる。話し手が聞き手に向かって、近い将来にトイレに行き、行動しないといけないという命令・指示を課しているのである。つまり、命令文の会話背景では、以下のような義務的なものを含むと考えられる。

(19) Deontic conversational backgrounds:

A deontic conversational background is a function *f* such that for any world *w*, *f* (*w*) represents the content of a body of laws or regulations in *w*.

Kratzer (2012: 37)

(義務的な会話背景: ある義務的な会話背景とは、どの世界 *w* に対しても、*f* (*w*)が世界 *w* における一連の法律や規則の内容を表す世界を表すような関数 *f* である。筆者訳)

(20)では義務や命令を表している。

(20) <u>Clean</u> the mess up at once! Han (1999: 480)

(すぐにちらかっているものを片づけなさい! 筆者訳)

従って、命令文では何らかの規則が存在しており、話し手は聞き手に義務を伝えている。もしくは、話し手が義務を生み出し、それを聞き手に課しているとも考えられる。

また、次に載せた例文は、must の特別な意味の用法である。

(21) a. You <u>must</u> have some of this cake. Lakoff (1972b: 910)

(是非このケーキを食べてください。筆者訳)

b. Have some of this cake. 合田（2015: 48）

（このケーキを食べなさい。(食べて。))

(22) Get well soon. Han (1999: 480)

(早く良くなってね。筆者訳)

(21a)の must は、義務を表す用法ではなく、話し手が聞き手に行為を勧める must の勧誘的な用法である。話し手は聞き手にとって利益になることを勧めている。(21a)の例文から理解できるように、義務的モダリティは、聞き手にとって行為内容が利益になる場合は、勧誘的用法になる可能性がある。聞き手にとって利益にならない場合は、義務的用法になる可能性がある。（21b）の例文については、会話状況によって少し意味が変わってくる。つまり単に行為を命令する意味の場合以外に、行為を勧める場合が考えられる。従って、命令文では、話し手が聞き手に行為の指示を伝えるが、それは、聞き手にとって利益になる場合であっても、ならない場合であっても話し手は発話できる。話し手は、ただ聞き手が行為を実行することを信じている、と考えられる。また、Han (1999: 480) では、命令文で様々な発話行為を表すことができる、とも述べている。(22)では、話し手が聞き手にとって利益になることを提案している。従って、命令文の形式について、話し手の心的態度(願望や望み)を下記のように Kratzer の枠組みの道具立て、特に様相基盤に組み込むことを提案する。(23)は、合田（2015: 48)で提案した意味形式を修正している。

(23) $\|\text{IMP }(p)\|_w$ = {w_1: world w_1 such that speaker ***S*** wishes that the proposition ***p*** is true at w_1 ($w < w_1$): Hearer ***H*** does some act such that p is true at w_1.}

($\|\text{IMP }(p)\|_w$ は $w < w_1$ である w_1 において p が真になることを S は願う w_1 の集合を表す。ここで、H は w_1 において p が真になるような行為を行う。)

(23)を前提として、話し手の願望が含まれるような様相基盤を設定する。Portner (2007: 368) では、命令文の様相基盤で会話背景を bouletic か teleological であると提案されている。一方で、Kratzer (2012: 37) によると、bouletic や teleological などの会話背景は、潜在的に現実的でないものと定めている。Kratzer (1981a: 45) では、願望的な会話背景は願望が関係していて、目的論の会話背景は目標に関係するものである。従って、命令文の様相基盤を願望的な会話背景と結論付ける。また、must の会話背景については、本節では義務的な会話背景であると結論付ける。

確かに、must の義務的な意味を中心に考えると、deontic の会話背景と捉えることが妥当であろう。しかしながら、勧誘的な意味のことも考慮にいれると、願望的な会話背景の可能性も考えられる。具体的に言うと、勧誘的用法の must も、会話背景を考えると話し手から聞き手への何らかの行為の遂行を指示すると考えるからである。ゆえに、本節では must の様相基盤について、会話背景を deontic と結論づける。勧誘的用法は義務の力が弱いという可能性もあるので、本節では、行為遂行の達成までは含んでいないが、可能世界は規則やルールなどの観点から順序づけられていると考える。

上記に挙げた例文は、もちろん話し手が発生源になる義務の場合もあるが、おそらく義務は何らかの規則やルールから発生している場合がある。(21a)のような勧誘的な例文は後の章で取り扱うが、義務的モダリティ must の会話背景は、deontic と考える。

4.3.2. 問題点②への提案: 意味形式の提示

この節では、must と命令文の真理値について比較し、考察する。ここで、前に挙げた例文を分析する。((17)を(24)として再録する。)

(24) a. <u>Finish</u> the paper by tomorrow. Han (1999: 487)

(明日までにレポートを終わらせなさい。筆者訳)

b. You <u>must</u> finish the paper by tomorrow. Han (1999: 487)

(あなたは明日までにレポートを終わらせなければならない。筆者訳)

命令文では真理値を持ち、現実世界では空集合となることが言えると本論では結論付けている。そこで、Portner (2005)の考え方を採用する。Portner (2005: 23)によれば、命令文は、可能世界において「真」か「偽」か、について問うのではなく、命題が可能世界において「充足した世界」なのか「充足してない世界」なのか、を考えるべきであるという。つまり、聞き手が明日までにレポートを終わらせた世界は充足した世界で、それ以外は充足してない世界になる。(24a)の例文で言えることは、レポートを終わらせなければならない、というあるべき姿への命題やルールの提示ではなく、現実を含む可能世界が命題の内容を満たしているか満たしていないか、ということである。従って、命令文とは、話し手の願望が含まれているため、形式を次のように定義する。(25)は、合田 (2015: 49)で提案した意味形式を修正している。

(25) $\|\mathrm{IMP}(p)\|_{w} = \{w' : w' \in \|p\| \cap \leq_{s}(\cap f_{sp}(w))\}$

($\|\mathrm{IMP}(p)\|_{w}$ は次のような可能世界 w'の集合である。すなわち、w'は命題 p が真になる可能世界の集合の要素であり、かつ、その世界 w'は話し手が現実世界 w において望むような命題が真になる世界の集合の交わりの順序付けをも最適なものとして充足している。)

その一方で、(24b)は、話し手があるべき可能世界の姿を聞き手に伝え、義務を課している。また、様相基盤と順序源を満たす全ての可能世界で命題内容が真である全ての可能世界で真である。義務的モダリティの文は、未来の世界を起点にした現在の世界においてあるべき世界、つまり、可能世界における義務や許可について断言する。これはその可能世界で義務と許可があれば真で、それらがなければ偽であることを意味している。モダリティは、真理値を持つことを前提にしている。must

を意味形式で表すと次のように表せる。(26)は合田（2017: 12)で提案した意味形式を修正している。その可能世界の集合図を本章の最後のページ図に載せる。

(26) $\|MUST\ (p)\|_w$ is true iff $\forall w'[\ w' \in W{:}\ \|p\|_{w'}\ \cap\ w' \leq_s (\cap\ f\ (w))\ ]$

(${\|MUST\ (p)\|_w}$が真である必要十分条件は次の場合である。すなわち、全ての可能世界 w'において、発話世界から接近可能であり、義務命題 p が真になるような世界の集合と、$\cap\ f\ (w)$で表せる全ての世界の集合と義務命題が真になるような可能世界の集合の交わりを順序づける。)

4.4. まとめ

以上の考察から、次の表 4-4 を結論として提案する。まず、Kratzer の枠組みの観点から、命令文の会話背景を考察すると、願望的な会話背景が関係すると結論付けられる。これは、must の勧誘的用法と似ている点である。反対に must の会話背景は義務的である。次に、命令文が真理値を持つかどうかについては、Portner (2005)の考え方を採用する。命令文の命題は真理値を持つが、これは、真理値について、「真」か「偽」かについて議論するのではなく、充足しているか・していないかを問題とする。話し手が命令文を発するということは、現実世界では、義務内容が実行されていないので、真理値は「偽」で、空集合となる。しかしながら、話し手の発した命題内容を充足する世界か、そうでないかと考えると、真理値を持つことができる。次のページの表 4-4 は、本章で比較した must と命令文のまとめを記載している。本章の最終節では、must と命令文の可能世界の集合の図を載せている。

表 4-4

	must	命令文
様相力 (Modal force)	必然性	可能世界で命題が充足しているか、していないか、という考え方のため、様相力については定めない。
様相基盤 (Modal Base)	deontic	bouletic
順序源 (Ordering Source)	what is moral, what is normal, etc...	the obligations issued by the speaker

4.5. 可能世界の集合図

図 4-5 ① must の可能世界の集合

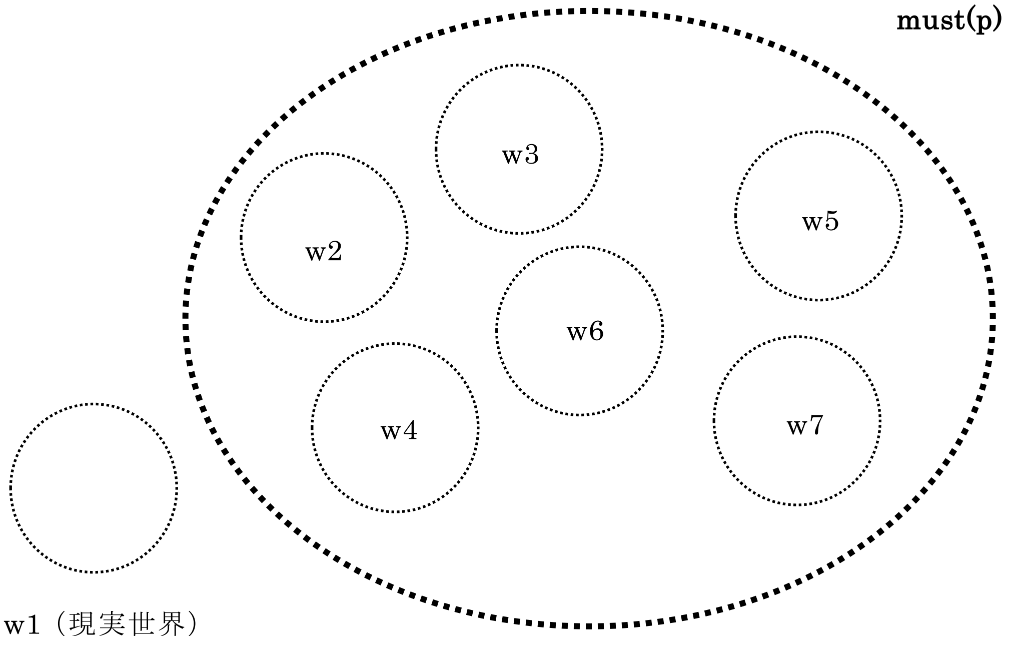

図 4-5 ② 命令文の可能世界の集合

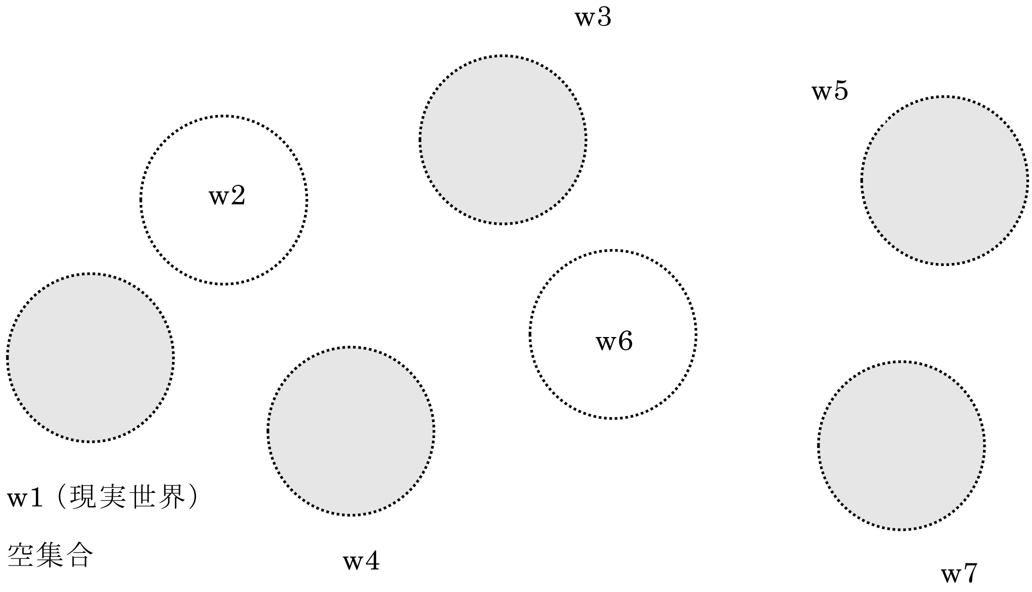

色付きのものが、IMP (p)を充足する世界

5. 可能世界意味論における must の問題点

5.1. Papafragou (2000)を利用した must と have to の考察

本論文の 3 章でとり挙げた Papafragou (2000)の枠組みを本節で再掲し、Papafragou の枠組みで must と have to の比較をする。

まずは、must の義務的な用法である。

(1) I <u>must</u> lose weight. Papafragou (2000: 60)

(私は痩せなくてはならない。筆者訳)

(1)の状況は、話し手のエイミーは魅力的になりたいと思っていて、痩せることによって魅力的になることを達成しようと思っている、という状況である。これを、彼女が示す三段論法で表すと、次のようになる。(2)で帰結プロセスと(3)で論理形式を記載する。

(2) a. Amy wants to become attractive.

(エイミーは魅力的になりたい。 筆者訳)

b. Unless she loses weight, Amy will not become attractive.

(彼女は痩せない限り、エイミーは魅力的にならないだろう。筆者訳)

Therefore, Amy must lose weight.

(それゆえ、エイミーは痩せなければならない。筆者訳)

(3) a. $_q$[Amy becomes attractive] ∈ D_{des},

where D_{des} = what is desirable for Amy

(命題 q「エイミーが魅力的になる」が D_{des} の要素である。

領域 D_{des} とはエイミーにとって望ましいことである。筆者訳)

b. {$_p$[Amy loses weight] ∈ $D_{factual}$ } ∨ {∼$_q$[Amy becomes attractive] ∈

$D_{factual}$ }

Therefore, p is entailed by D_{plan}

where $D_{plan} = D_{des} \cup D_{factual}$

(命題 p「エイミーが痩せる」は $D_{factual}$ の要素であり、または、命題 q「エイミーが魅力的になる」ことが当てはまらないことは $D_{factual}$ の要素である。それゆえ、p は D_{plan} によって含意される。

領域 D_{plan} とは D_{des} と $D_{factual}$ の和集合である。筆者訳)

次に、彼女の枠組みにおいて must の勧誘的な用法をどのように考察しているか再掲する。Papafragou (2000: 23)では「You must come to dinner sometime.」は、「We would like you to come to dineer sometime.」として解釈できることを述べている。3 章でとりあげた(4)の例文を再度確認する。

(4) You <u>must</u> come and have dinner with us sometime. 今井（2001: 129）
（あなたは是非いつか私たちのところに来て、ディナーを食べてくださいね。筆者訳）

今井（2001: 129)によれば、領域 D は話し手にとって願望的であるという。彼は「聞き手ともっと親交を深めたい、とか、聞き手に親切を施したい、などの話し手の気持ちから[聞き手が話し手の家を訪ね夕食を共にすること]が論理的に帰結される旨の表明なので、聞き手はこれを勧誘・提案と受け取るのだ」と説明している。(cf. Papafragou (1998: 25, 2000: 61-62)).

さて、それでは、この勧誘的な用法を、筆者の解釈で Papafragou の枠組みから確認してみる。

(5) You <u>must</u> come to dinner sometime. Papafragou (2000: 23)

（あなたは是非いつか私たちのところに来て、ディナーを食べてくださいね。筆者訳）

Papafragou (2000: 62)を参考に、領域と助動詞の関係を表すと、次のように表せると考える。

(6) $_{p}$[You come to dinner] is entailed by $D_{unspecified}$.

（無指定の領域によって p[You come to dinner]は論理的に帰結される。筆者訳）

must の場合、領域 D は指定されていない。勧誘的な用法の場合では、領域 D は、願望的な領域に該当するとも想定できる。つまり、must の場合で、領域が無指定であるので、語用論を利用して勧誘的用法を捉えることができる。分析の立場としては、柔軟であることが理解できる。

しかし、Papafargou は 3.4.1.節で領域と命題の論理的関係を定めているが、必然性や可能性と可能世界の概念を有効に利用できていない。さらに、分析の立場から Papafagou の枠組みで、どのようにして勧誘的用法と義務的用法を区別するのか明確ではない。その場の状況に応じ、関連する状況によって適切な領域を導き出し、聞き手が勧誘的用法を導き出すことを、分析の立場で的確に結論づけることができるのであろうか。どのような条件や状況によって、勧誘的な解釈を導き出し、また、推論ステップをどのように踏めば良いか定かではないという問題がある。

一方で、Papafragou は have to の特徴付けを行っていないが、have to の例文を確認してみる。

(7) You <u>have to</u> have some of Aunt Marie's pie. Larkin (1976: 397)

（あなたはマリーおばさんのパイを食べなければならない。筆者訳）

(7)について、領域と助動詞の関係について検討すると、(8)のように表せると考える。領域 D は、無指定か規則的(regulatory)もしくは、願望的であると考えられる。領域 D が義務の場合で、論理関係について考えてみると、「パーティの暗黙の了解などのルールにおいて、聞き手にマリーおばさんのケーキを食べさせたい、などの話し手の気持ちから[聞き手がマリーおばさんのケーキを食べること]が論理的に帰結される旨の表明なので、聞き手はこれを義務と受け取るのだ」と筆者は想定する。

(8) $_{p}$[You have some of Aunt Marie's pie] is entailed by $D_{regulatory}$.

(規則的領域によって p[You have some of Aunt Marie's pie]は論理的に帰結される。筆者訳)

一方で、(7)の領域 D が願望的であるならば、(9)のように表せると考える。

(9) $_{p}$[You have some of Aunt Marie's pie] is entailed by $D_{desirable}$.

(願望的領域によって p[You have some of Aunt Marie's pie]は論理的に帰結される。筆者訳)

「聞き手にマリーおばさんのケーキを食べさせたい、などの話し手の気持ちから[聞き手がマリーおばさんのケーキを食べること]が論理的に帰結される旨の表明なので、聞き手はこれを勧誘と受け取る」と筆者は想定する。must の考察と同じで have to の考察でも領域をどのように定めて、どうやって推論のステップを踏めばよい分からない。

以上が、Papafragou の枠組みによる語用論的な must と have to の考察である。彼女の領域 D は、Kratzer の会話背景に似通った点がある。特に、Kratzer の様相基盤と Papafragou の定めた領域は似ている。しかしながら、Papafragou も指摘

しているが、Kratzer の枠組みでは語用論からのアプローチ、言い換えると、話し手の意図や聞き手の推論については詳細に見ることができない。しかし、一方で、Papafragou は Kratzer が提案した意味形式、様相力などの道具を十分に使っていない。ましてや、可能世界の概念を利用していない。Papafragou は Kratzer の枠組みを部分的にしか使っておらず、可能世界の概念から取り外して、論理的分析と助動詞の意味の特徴づけに、語用論の関連性理論を用いていることが分かる。

本論文は Kratzer の可能世界意味論の枠組みのまま、修正を提案していくことをこの場で再度確認した。

5.2. 本研究の意味論分析における問題点

本節により、must の勧誘的用法に着目して Kratzer の可能世界意味論への疑問点を挙げる。本節は合田 (2017, 2018)に基づくものである。

例えば、畠山 (2012)によれば、must と may の比較において、次のような勧誘的な must の表現が記載されている。

(10) You <u>must</u> have some of this cake. 畠山 (2012: 3)

(是非このケーキを食べてください。筆者訳)

畠山 (2012: 3)では、(10)の例文の状況を次のように説明している。ある女性の話し手が、英会話を習い始めた。そして、自宅でティーパーティを企画した。英会話の講師はハンサムであり、彼女は彼を招待して自分で作ったケーキをふるまうことを考えた。そして、当日に自作のケーキを用意してテーブルに置いた。話し手はお茶を用意していて、そのお茶を運ぶと、まだ誰もケーキに手をつけていない状態であった。話し手は「食べてもいいわよ」というつもりで、(11)の発話をした。

(11) You <u>may</u> have some of this cake. 畠山 (2012: 3)

(あなたはこのケーキを食べてもよろしい。筆者訳)

(11)の発話の表現は、不自然であると述べられている。なぜなら、may を使うと話し手と聞き手の間に上下関係があるような表現になるからであるという。この発話状況において may は、「許可」を表す表現になるという。話し手が許可を与える側になる。つまり上位者である。そして、客であるはずの聞き手が許可をもらう側、つまり下位者になるという。

ここで、畠山 (2012: 3)では文化の説明を載せている。英米など主な英語圏には、社交的な場では、お互い対等であるように振る舞う建前について言及されている。彼は対等の建前について言及している。そこで、このような状況では例文(10)のような must を含んだ英文での発話が適切である。この例文ならば、「ぜひ召し上がれ」という強いもてなしの気持ちが伝わり、自分の作ったものならば謙遜のニュアンスを伝えることができるという。

その他の勧誘的用法の例文は、以下に 3 つ載せる。この 3 つの例文は、インフォーマントによって、勧誘のニュアンスになるかどうか判断してもらったものであり、(14)はインフォーマントから提供してもらった。

(12) You must visit there and try a meal! 合田 (2017: 19)

(あなたはそこを是非訪れて料理を食べてください。)

(13) You must read it!

(あなたはその本を是非読んでください。)

(14) You must see it!

(あなたは是非その映画を観てください。)

(12)の状況は、ジョンがたまたま良いレストランを見つけ、そこで食事をした。その後、ジョンは友達に「You must visit there and try a meal!」と言い、勧めるこ

とを想定している。(13)の状況は、ジェーンが宿題のエッセイのために本を借りた。その本はエッセイを書くには参考になる。彼女は友達のボブに会ったときに、その本の長所を話し、勧めることを想定している。(14)の状況は、インフォーマントから提供された発話で、話し手が良い映画を観て聞き手に勧める状況で、発話することができる発話である。

一方で、must の勧誘的用法に似ている表現がある。勧誘が社交辞令に使われる場合もある。これは文化と関わるかもしれない。Leech (2014: 186)で述べられているが、特にアメリカ英語で発話されるものであり、“phoney invitations(偽の勧誘　筆者訳)”として挙げられている。

(15) You must come and have a meal with us sometime soon.

Leech (2014: 186)

(あなたは是非いつか近いうちに来て私たちとごはんを是非食べくださいね。筆者訳)

(15)の発話表現は、招かれる日が決定することを待っていても何も起こらないという。偽善的で無価値なものであり、他国の文化でも見られるようである。

この「偽の勧誘」についてだが、他国の文化でも見られると言及されていることから、日本の文化では、社交辞令であると考える。しかしながら、この Leech (2014)の例文では、「with us」という言葉が接続されているために、必ずしも本論文でとりあげている must の勧誘的用法であると立証することはできない。行為の遂行に話し手が巻き込まれるかどうか、という問題が関わっているため、話し手の意思の程度が変化するからだ。しかしながら、Leech の例文が勧誘用的法に該当するかどうかというのは、本論文の議論の目的ではないため、勧誘的な用法は文化に影響する可能性がある場合もある、という紹介にとどめておく。

つまり、must の勧誘的表現は必ずしも義務づけられた行為の達成がされなくて

も良い。must の勧誘的な表現は、一見義務的な意味を伴うように見えるが、実際はそうではない。話し手が聞き手に「是非〜してください」という強い勧めの表現であるため、例えば、その場の状況では、行為の達成をすることは望まれるが、行為の達成ができないからといって罰金を払うことを迫られたり、警察官に逮捕されるわけではないのである。強制力が低いことを検討する必要がある。それでは、3 章でとりあげた問題を検討する。

助動詞の意味は、会話で様々な要素、場所、時間、環境、話し手や聞き手の性格などが複雑に絡み合って成立する。つまり、コンテクストに依存している。たとえば、must の勧誘的用法は、様々な様相によって、話し手から聞き手への勧誘が成立すると考えられる。しかしながら、意味は、会話状況によっては必ずしも話し手が意図するように聞き手には届かない場合があると想定もできる。これは、文の主語が何であるかについても関係する議論点である。例えば、(15)の例文で考えると、主語は You であり、かつ後半部分に with us が接続されている。一方で、勧誘的な表現の後半に with him などが接続されていれば、伝わる意味も変わる可能性もあると考えることができる。ここで 1 点確認をする。主語の人称の違いに関する must の用法について、例えば Alexander (1988: 228)では次のように述べている。一人称の場合、have to や have got to は外的な権威について言及していて、must より勝るかもしれないという。一方で、must は彼自身に話し手の権威を表現し、have や have got to より勝っているかもしれないという。you などの二人称の場合、must は have to より避け難い義務や緊急な考えをさらに強く伝えるという。

本論文では、考察対象としている must の意味を特徴付けるために、二人称から始まる「You must〜」を対象としている文を例文としている。なぜなら、話し手と聞き手の関係における会話でこそ、must の勧誘的用法が使える発話状況を明らかにすることができるからである。「話し手が聞き手に何らかの行為の遂行を勧める」ことに注目することで、must の勧誘的な意味を分析できると考える。

3 章、4 章と 5 章で概観したが、Kratzer の枠組みは、様相基盤の種類が複数あ

るため、分析と考察においてどれを使用したらよいか判断に迷う。例えば次の例文を確認してみよう。

(16) あなたは今すぐ出発しなければならない。

この例文について、様相基盤を選択する際、その可能世界の会話背景が、法律が規定すること、道徳的なこと、私たちが望んでいること、あなたにとって良いことなど、命題の集合の集合（可能世界の集合の集合)を指定しようとしたとしても、どの様相基盤を選択すれば良いか判断に迷ってしまう。どの集合がより適切にモダリティを表しているのか分からない。そこで、細かく様相基盤の種類を増やすのではなく、各モダリティの、可能世界の集合の指定の仕方の特徴を、意味形式に組み込んだ方が、分析において must の特徴を捉えやすいと考える。

また、Kratzer が設定している会話背景を構成する様相基盤の種類は複数あるが、3 章で挙げた様相基盤の中では、本論文が取り扱っている must の勧誘的な用法を特徴づける様相基盤や会話背景が存在しない。最も近いもので、話し手から聞き手に対する勧誘のため、「what is good for you」であると考えられるが、話し手の真意に沿っているかどうかは、様相基盤の可能世界の集合の指定の仕方では must の意味の特徴が定かではない。

再度、(10)の例文を確認してみよう。(10)を(17)とする。

(17) You <u>must</u> have some of this cake. 畠山（2012: 3)

（是非このケーキを食べてください。筆者訳）

(17)の例文を Kratzer の枠組みで考察すると、I の「全ての可能世界で命題が真になる」という必然性であることは想定できるが、どの様相基盤で可能世界を指定すればよいか結論を出すことができない。なぜなら、must の勧誘的な用法を特徴づ

ける様相基盤が存在しないからである。もしくは、様相基盤の種類が複数あるため、一見どの様相基盤でも使用できそうなので、判断の境界線同士の根拠が曖昧になり、どの様相基盤に該当せず、漏れが発生する可能性もある。つまり、様相基盤が設定できないので、順序源による世界の順序もどのように設定すればよいか決定できない。単義性分析のモダリティの意味の特徴づけに疑問が増えるかもしれない。さらに、Kratzer の枠組みには話し手の意思や気持ちに対応できる道具が欠如している。これは、3.4.1.節で述べたが、Papafragou が指摘しているような、Kratzer の枠組みへの批判と似通っている。Kratzer の枠組みで、会話の詳細について考察できないことが、複数の様相基盤を用意する理由を発生させているかもしれない。Kratzer の枠組みは各会話、個人間の描写について詳細に見ることができない。モダリティで用法が複数ある場合は、様相基盤の種類を複数にしてモダリティを捉えるのではなく、その用法が発生する原因や聞き手の推論のステップを円滑に Kratzer の枠組みに設定することを筆者は提案したい。そこで、Kratzer の枠組み、特に会話背景の仕組みを崩さず、修正を加えるのみで彼女の枠組みをモダリティ分析に役立てることを検討する。

5.3. must の勧誘的用法における義務の強弱

本節では、must の勧誘的用法が Kratzer の枠組みの様相力の弱い必然性(weak necessity)に該当するか検討する。本節も合田 (2018b)に基づく。再び Kratzer の道具立てを確認する。

(18) Ⅰ 様相力（Modal Force）

Ⅱ 様相基盤（Modal Base）

Ⅲ 順序源（Ordering Source）

それでは、(19)を確認してみよう。((12)を(19)と再録する。)

(19) You <u>must</u> visit there and try a meal! 合田（2017: 19）

（あなたはそこを是非訪れて料理を食べてください。）

(19)の例文では、解釈や効力が 3 つある。まず 1 つ目は、強く行為の遂行を勧めることが含まれる、そして、2 つ目は、将来的にいつか行為の遂行を勧めることも含まれる。最後は、話し手と聞き手が一緒に行為の遂行を果たすことも含まれる。must の義務的用法は、もちろん社会的な立場が関わっている場合もあるため、行為の遂行が絶対的な場合もある。しかしながら、そうでない場合もある。

まず、勧誘的とは、行為の実行をしなくても良い場合がある。強制力が弱いと想定できるので、必然性かもしくは弱い必然性なのかを検討する必要がある。それでは、Kratzer (2012: 40)の枠組みの必然性をもう 1 度確認する。

(20) Necessity:

A proposition p is a necessity in w with respect to a modal base f and an ordering source g iff for all $u \in \cap f(w)$,

There is a $v \in \cap f(w)$ such that

(i) $v \leq_{g(w)} u$

and

(ii) for all $z \in \cap f(w)$: if $z \leq_{g(w)} v$, then $z \in p$.

(命題 p が世界 w において様相基盤 f と順序源 g に関して必然的である必要十分条件は、以下の場合である。即ち、w における可能世界の集合の集合の共通部分 $f(w)$の全ての要素 u に対して、$\cap f(w)$の要素である v が存在し、かつ、

(i) v は理想的な順序において u より理想性である。または u と同じくらい理想的である。かつ、(ii) $\cap f(w)$の要素である全ての z に対して、もし、z が v より理想的である（または同じくらい理想的である）ならば、z は p の要素である。

筆者訳)

そもそも Kratzer (1991: 644)で言及されている様相力にはいくつか種類がある。様相力の強い順から、必然性(necessity)、弱い必然性(weak necessity)、良い可能性(good possibility)、可能性(possibility)、かすかな可能性(slight possibility)、より良い可能性(better possibility)[15]である。そして、次の定義は弱い必然性についてのものである。

(21) A proposition *p* is a weak necessity in a world *w* with respect to a modal base *f* and an ordering source *g* iff *p* is a better possibility than –*p* in w with respect to *f* and *g*.

(様相基盤 *f* と順序源 *g* に関してある世界 w において、命題 p が弱い必然性である必要十分条件は、*f* と *g* に関して w において–p (p の否定)よりも命題 p が better possibility であることである。筆者訳)

Kratzer (1991: 644)

Kratzer (1991: 644)によれば、弱い必然性について英語の副詞 probably を例に挙げている。

(22) ⟦probably α⟧^{f,g} = {w∈W: ⟦α⟧^{f,g} is a weak necessity in *w* with respect to *f* and *g*}

Kratzer (1991: 645)

(⟦probably α⟧^{f,g} は、次のような可能世界の集合 W の要素 w の集合であ

[15] より良い可能性(better possibility)について、本論文の 3.2.節で触れているが、Kratzer (1999: 644)を参照とする。

る。すなわち、〚α〛^{f,g}は関数 f と解釈関数 g に関して、世界 w において弱い必然性を表す。筆者訳）

例えば、弱い必然性の例に、Fintel and Iatridou (2008: 118)では ought to を挙げている。そのほか、義務の力が弱いモダリティが例に挙げられるであろう。それでは次の例文を確認してみよう。(3 章の(63)を(23)、(64)の a と b を(24)の a と b として再録。)

(23) You <u>ought to</u> do the dishes but you don't have to.

Fintel and Iatridou (2008: 117)

（あなたは皿を洗うべきである、しかしその必要はない。筆者訳）

(24) a. # You <u>have to</u> do the dishes but you don't have to.

（あなたは皿を洗わなければならない、しかしその必要はない。筆者訳）

b. # You <u>must</u> do the dishes but you don't have to.

（あなたは皿を洗わなければならない、しかしその必要はない。筆者訳）

Fintel and Iatridou (2008: 117)

ought to は must と have to に比べ義務の力が弱い。ought to では、後続文で否定できるが、must と have to は否定できない。命題内容を後で否定できるかできないかは、様相力を判断する 1 つの材料となる。基本的には話し手が義務を課した後で、それをする必要がない、と述べることは、日常言語としても違和感がある。また、勧誘的な意味を持つ must の例文を後続文で否定するのは、それは勧誘的な行為ではないと考えられる。

また、筆者は Kratzer (1991)の枠組みである様相力にいくつかステップが存在することに完全に賛同してはいない。なぜなら、Kratzer (1991)の枠組みの強みは会話背景を考慮した論理学的枠組みなので、この利点をできるかぎり生かすた

めには、様相力は細かく分けない方が適切である。様相力を細かく分類してしまうと、可能性との境界線や区別についても考えなければならず複雑になるからである。

弱い必然性について検討した研究はいくつか存在する。(cf. Fintel and Iatridou (2008), Silk (2012), Rubinstein (2012)). また、Kratzer (2012: 42)では可能性の強弱について議論されていて、可能世界集合内の世界の個数に着目している。

さらに、Silk (2012: 2)では必然性と弱い必然性に関する考察が行われており、(25)の例文では、should と must の義務の強弱が比較されている。様相の強弱について、「ought と should は、可能性のモダリティの may や can に比べて様相の力は強いが、must や have to などに比べては弱い」と述べている。

(25) a. I <u>should</u> help the poor, but I don't have to.

(私は貧しい人を助けるべきであるが、私は助ける必要がない。筆者訳)

b. # I <u>must</u> help the poor, but it's not as if I should.

(私は貧しい人を助けなければならないが、それはまるで私のするべきことではない。筆者訳)

Silk (2012: 44)

(25a)では、「私は貧しい人を助けるべきであるが、私は助ける必要がない」と、話し手は助けるべきと発話するにも関わらず、後半で否定することができる。つまり、should は義務の意味が弱いので、後続文で否定することが可能である。一方で、(25b)の例文では、「私は貧しい人を助けなければならないが、助けるべきでもあるまい」と訳すことができる。この文の意味は逸脱している。話し手は助けなければならないと発話し、そして、それを後続文では否定することはできない。つまり、must は義務の意味が強いので、後続文で否定することは不可能である。以上

のように、例文(25)では、must と should の義務の力について違いがあることが理解できる。Silk (2012: 48)は、「義務が強いモダリティは、最も良い可能世界を量化する。一方で、義務が弱いモダリティは、最も良い可能世界の部分集合を量化する。」と述べている。

それでは、この状況を Kratzer の可能世界意味論で考えてみよう。(25b)は、全ての可能世界において、私が貧しい人を助けるという命題内容は真であり、必然性と想定できる。一方で、(25a)は、複数ある可能世界の中の全ての可能世界において、私が貧しい人を助けるという命題内容が真となる、と解釈される。しかしながら、その真となる可能世界の数は(25b)の可能世界の数より少なくなると想定される。なぜなら、命題が真となる可能世界を網羅すればするほど、強い必然性を表す状態になると考えられ、真である可能世界が少なければ少なくなるほど、条件が限定された状態になるからである。つまり、should は弱い必然性を示すので、可能世界の集合も小さくなると考えられる。

Fintel and Iatridou (2008)でも、弱い必然性に関して、可能世界の集合で網羅する部分が狭いことが主張されている。3 章でも言及したが、Fintel and Iatridou (2008: 117)は、様相基盤に基づいた世界で、その世界は順序源によって好ましい順番に等級づけられており、それを the favored worlds と呼んでいる。Fintel and Iatridou (2008: 119)は「強い必然性のモダリティは the favored worlds の全てで、命題が真であり、弱い必然性は最も良い the favored worlds の全てで、命題が真になる。」と主張している。従って、Fintel and Iatridou (2008: 119)でも言及されているが、ought to や should のような弱い必然性は、妥当する可能世界の領域が、must などの強い必然性よりも狭く小さいと考えられる。従って、必然性と弱い必然性の違いは、可能世界の集合で量化される可能世界の集合の部分的な大きさの違いによるものだと考えられる。

should などの必然性でも弱い義務の力を示す助動詞は、可能世界が接近可能関係と様相基盤によって指定されて、must より可能世界の集合内で網羅する可能性

世界の数量が少ない。

(26) To go to Harlem, you should take the A train. Silk (2012: 48)

(26)の例文の場合、中心となる命題は You go to Harlem である。無数にある可能世界の中で、話し手にとって接近可能な Harlem に行く可能世界の集合が存在する。Harlem に行くためには、電車、バス、飛行機、車や徒歩などの方法が複数存在する。しかしながら、目的地まで早く行ける方法は、電車である。回り道をしなくてよいし、駅が近くにあるからなどの理由が想定できるが、話し手は聞き手にとって都合のよい方法を伝えている。Kratzer の枠組みの様相基盤の観点で考えると、「その都市の状態に関する話し手の知識によれば、A 電車を使うべきである」(in view of what is good for you, you should take the A train)と解釈できる。このように、いくつか条件や情報があるが、Harlem に行く手段について、電車が選択される理想的な可能世界の集合が順序付けられている。その可能世界の集合は、集合の全てを含むものではなく、集合の一部分になる。つまり、理想的な可能世界の集合にのみ妥当するので、範囲が狭い。

一方、次の例文について確認してみよう。

(27) To go to Harlem, you must take the A train. 合田（2018b: 73)

(27)の中心となる命題は You go to Harlem である。(26)と同様に、話し手にとって接近可能な Harlem に行く可能世界の集合が存在する。例えば、Harlem は治安があまり良くないと考えてみよう。そして、その都市の政策によって、電車に警官が配備され、市民は Harlem に行く際には、電車を使うことが法律で決められていると想定する。話し手も目的地で怖い思いをした経験があるとする。このような状況で様相基盤について考慮すると、「法律によると(in view of what the law

provides, you must take the A train)、A 電車を使わなければならない」。これは集合内の全ての可能世界を網羅すると解釈できる。そして、そのすべての可能世界は話し手も目的地に訪れたことがあることから、話し手の意図や共感を含む順序で配列されている。話し手が存在する世界に接近可能である順序によって可能世界の集合が成立する。しかしながら、その可能世界の集合は what is normal という様相基盤で指定されているかもしれない。なぜなら、その法律は 50 年前に定められたものなので、Harlem に行くために A 電車を使うことが当然のことである習慣がその土地では出来上がっているかもしれないからである。従って、様相基盤はそれぞれの助動詞によって対応するものが変化し、それは文脈によっても変化するのである。

さらに、must の勧誘的用法の例文について確認してみよう。

(28) You <u>must</u> have some of this cake. Lakoff (1972b: 910)

会話状況を踏まえると、様相基盤は what the law provides では不適切である。なぜなら、聞き手が、話し手の発した命題内容を義務的ではなく、勧誘的であると理解できるからである。様相基盤は what I want, what is good for you のどちらかになるかと考えられるが、助動詞の意味は文脈に依存しているため、どちらを選択するのかという判断が難しい。いずれにせよ、指定された可能世界の集合の、全ての可能世界で命題は真となるので、弱い必然性でなく必然性と考えることができる。そして、話し手の共感や意図が含まれ、話し手に責任があることから、話し手と聞き手の立場や力関係を考慮に入れた順序で可能世界が並べられている。また、(29)に関してインフォーマントチェックを行った。

(29) #You <u>must</u> have some of this cake, but you don't have to.

インフォーマントは、(29)に関して違和感があると判断しており、意味的に逸脱していると考えることができる。従って、must の勧誘的用法の様相力は、弱い必然性でなく必然性と考えることができる。しかしながら、Kratzer が提示した様相基盤は種類が複数あることを確認した。(cf. 3 章 (48)から(56))。この点が、分析の立場から Kratzer の枠組みの道具立てにおいて、どう解釈するのかという曖昧性を引き起こすと考えられる。様相基盤を簡潔にすることを提案し、彼女の枠組みの修正が必要であると筆者は主張する。

5.4. 意味論と語用論

言語学の中には、様々な領域が存在する。意味論とは、言葉の意味を研究する分野である。Wilson and Wharton (2009: 20)によれば、単語の意味や単語の並べ方によって決定され、コンテクストに左右されることのない不変の意味がそれぞれの文にはあり、その意味を扱うのが意味論である。本節は合田 (2017, 2018b)に修正し、加筆したものに基づく。

Portner (2015: 15)によると、意味は言語の内部にあるものでなければ、また、心のなかにあるわけでもない。意味は現実・実在に指示するものがあり、それに基づいている。例えば Portner (2015: 15)では、「犬」という単語の意味はこれが現実に犬であるモノすべて記述することを含意している。「犬」という音声、単語、指示するモノなどの要素で構成される。もちろん、指定した個体の「犬」について記述することもできる。基本的に意味論はこのような考えに基づくものである。

英語助動詞の研究において、意味論からのアプローチが必要である理由を述べる。確かに、英語の助動詞は文脈に依存するところが大きいが、文脈に依存したままでは、(30)の例文のような must と should の意味を判別する判断が曖昧となってしまう。

(30) a. You <u>must</u> do a paper.

(あなたはレポートをしなければならない。)

b. You <u>should</u> do a paper.

(あなたはレポートをするべきである。)

合田（2018b: 76）

文脈に依存したままでは、(30a)と(30b)に関して、要求の度合いが強いものを判別し得ない場合もある。従って、意味論からのアプローチによって、助動詞それぞれの特徴付けを行う必要性は明白である。つまり、文脈に依存する傾向が強いモダリティの考察のためには、意味論と語用論の両方の観点からアプローチすることが必要である。

次に、語用論の必要性について述べる。Wilson and Wharton (2009: 20)によると、語用論とは、いつ、どこで、誰がといった、情報が分かる具体的な存在の発話を取り扱う。話し手が用いて、聞き手がそれを理解する、実際に行われている出来事について取り扱う。コンテクストと話し手の意図に左右される発話の意味、つまり話し手の意味を扱うのが語用論である。そして、コンテクストとは、先行する文章、その場の環境、状況や文化的知識、科学的知識、常識的想定などがある。それでは、次の例文を確認してみよう。

(31)　すみません。　合田（2017: 7）

この「すみません」という言葉は基本的には、2 通りの意味で表現されることがある。例えば、職場でお土産をもらったとしよう。その時に、私たちは感謝を表現するときに「すみません。」と言う。もちろん、「ありがとうございます。」と言う場合もある。一見、「すみません。」という表現は、謝罪を表す表現と考えられるが、感謝を表す場合にも使われるのである。

must は基本的に主観的で、義務や確信の意味が強いとされている。(cf. 柏野

(2002: 127))。さらに、must に勧誘的な意味があるにも関わらず、先行研究では、この用法の定義づけはされていない。前の章で、must を中心とした根源的(義務的)モダリティの意味形式を記載したが、その意味形式では、must の勧誘的な意味を表現することは不十分である。なぜなら、must の勧誘的表現は必ずしも義務づけられた行為の達成がされなくても良いからである。前節でも述べたが、must の勧誘的な表現は、一見義務的意味を伴うように見えるが、実際はそうではない。

本論文での目標は、must の意味形式を提案することである。Kratzer (1977, 1981a, 1991, 2012)の可能世界意味論のみで、勧誘用法を含めた意味形式を提案することは難しい。確かに、可能世界意味論の枠組みでは、それぞれの可能世界の集合について考えることができるため、例文と枠組みに照らし合わせてどのようなモダリティが取り扱われているか理解できた。Kratzer の枠組みの様相基盤と順序源の道具立てを使えば、可能世界と話し手が想定する事実に対する心的態度を理解することができる。しかしながら、話し手と聞き手の力関係や会話背景の詳細、2 人が存在する可能世界について深く考察することができない。つまり、彼女の枠組みは、意味論から語用論への橋渡しの役目を担っているにもかかわらず、会話状況を含めて各世界を考察するには不十分である。会話状況の考察をするためには命題内容、会話状況とそれに関係すると想定される要素を 1 つ 1 つ取り出してみることが必要である。そのためには、彼女の枠組みの可能世界の集合の概念の下で、語用論領域における言語行為理論の発語内行為が成立する条件や間接的言語行為の枠組みを利用し、must において勧誘的な使われ方が発生する流れを考察することが必要であると筆者は考える。

5.5. 義務の源について

5.5.1. 澤田 (2006)

本稿の must の考察では、Kratzer の可能世界意味論を語用論領域で補うことを目標としているが、本節では発話状況の義務の源に着目する。「義務」という行為

は、義務が発生する源があると考えられる。本節では、澤田（2006)の義務の構造を確認する。

澤田（2006)では、義務的モダリティを束縛的モダリティと呼んでいるが、このモダリティの動機付けを紹介している。義務づけのスキーマを次のように表している。

図 5-5-1 澤田（2006: 312）

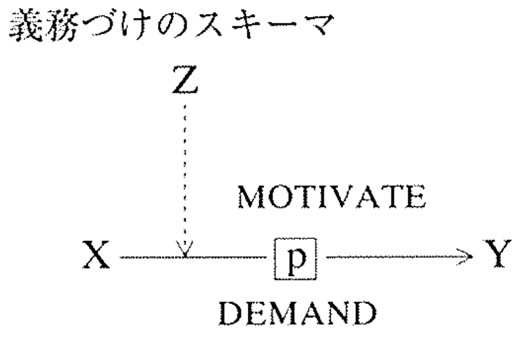

上のスキーマにおいて、X は義務を課す主体であり、義務の起点である。Y は義務を課される存在であり、義務の着点である。p は義務の内容である。Z は理由、目的、条件、動機づけの内在化などである。

まず、Z＝理由は、次のような例である。

(32) This is a terrible party. We really <u>must</u> go home.

澤田（2006: 314）

（これはひどいパーティだ。私たちは本当に家に帰らなければならない。筆者訳）

「これはひどいパーティだ」という部分が「すぐにおいとましないといけない」と感じる理由になっている。義務の発生が、何らかの理由を表している。次は、Z＝

目的の例である。

(33) To be granted tenure in this university you <u>must</u> have been on the staff for at least eight years.

澤田（2006: 319）

（この大学で任期を得るためには、それまで最低 8 年間在職していなければならなかった。筆者訳）

(33)の例文では、義務の発生は、「何らかの目的」になっている。次に述べるのは、Z＝条件である。

(34) You may be reluctant to take these measures, but you <u>will have to</u> if the riots do not stop.

澤田（2006: 319）

（あなたはこのような強行的な手段に訴えたくはないかもしれないが、もし反乱が止まなければそうせざるを得なくなる。筆者訳）

(34)の例文については、発話時に存在している義務ではなく、if 節の命題内容が実現すれば、その時に生じる義務に言及している。最後の動機の内在化については、発話の主語に内在的に存在する義務の源について言及されているが、これは、時代背景、時代の考え方や思想など、複雑な考え方が含まれるので、本論文では、割愛したい。

以上、澤田（2006)は、義務の源を機能的観点から分類している。これを参考にして、本論文の分析・考察において、適切な義務の源の観点を述べる。

5.5.2. Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012)

Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012)では、現代イギリス英語の should と ought to と be supposed to の比較をして、義務的モダリティにおける義務の源と義務の力について論じている。そもそも義務の源とは、次のように論じられている。

(35) ‘Source’ has generally been recognized as an important concept in root modal sentences to refer to the authority that creates an obligation.

Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012: 213)

(“源と”は、一般的に根源的なモーダルの文で、義務を作る権威について言及するための重要な概念と見なされている。筆者訳)

Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012) では、Deontic Source には主に 3 つの種類があると述べている。①Discourse-internal sources (subjective), ② Discourse-external sources (objective), ③ mixed sources (intersubjective)である。下の表 5-5-2 は、Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012)から引用したものである。

表 5-5-2 Type of source

Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012: 7)

subjective[16]	Discourse-internal→3 types of subjectivity～who benefits from fulfilment of the necessity: (必然性の遂行から利益を得られる人や物による場合分け 筆者訳) - the discourse-internal source (Type A) - somebody other than the discourse-internal source (Type B) - nobody in particular (Type C)
intersubjective[17]	mixed
objective[18]	Discourse-external (circumstances, condition, rule)

① Discourse-internal sources (subjective)

そもそも Discourse-internal sources での義務の源とは、談話状況で、話し手か談話の一部を担っている別の人間が源になりうる。

まず、Type A についてだが、談話内から発生する源や起こっている状況に対して、話し手の願望や別の談話内から発生する必然性に分類できるものである。必然性の実現は談話内の源の利益になる。例えば、次のような例である。

(36) If someone in my position is saying I believe this is the best opportunity for lasting peace, ... you should listen to what I have to say.

(私のポジションにいる誰かが、私はこれが平和を持続するための最も良い機会

16 subjective は discourse-internal とも表現できる。(cf. Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012: 7)).

17 intersubjective は mixed とも表現できる。(cf. Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012: 7)).

18 objective は discourse-external とも表現できる。(cf. Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012: 7)).

だと信じる、と言っているならば、あなたは私が言わなければならないことを聞くべきだ。筆者訳)

Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012: 8)

(36)の例文の場合、話し手と聞き手の間に緊張状態があり、話し手によって、聞き手は聞かされていることから利益を得る、話し手が必然性の起源になる。

次に、Type B についてだが、必然性の起源は談話内から発生するが、必然性の実行は談話内の源ではなく他の人間に利益が与えられるものである。いくつかの状況の実現性は、談話内部の源とは異なる人々にとって良いことのための必然性と考えられるかもしれない。

(37) ‘Well, now that you are here, you must stay until you are really well, mustn’t she[19], David? ’ David leaned forward to replace his tea cup on the table and then he straightened up. ‘I think she [my sister] ought to do exactly as she wishes, Mama.’

(ええ、あなたがここにいる今こそは、あなたは本当に良くなるまでここにいるべきだわ、そうでしょう、David？ David は机の上にティーカップを置きなおして、背筋をのばした。「僕は彼女が願っているようにすべきだと思うよ、ママ。」筆者訳)

Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012: 9)

この例文では、聞き手と話し手以外の第三者の行為の実現性や利益に関係するもので、自分の妹のしたいようにしたらいいという話し手の考えは、話し手以外の誰かのための願望によって、動機づけられている。

最後に、Type C では、状況の実現性に関して有益である人が特にいない場合に

[19] 原文のまま記載している。Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012: 9)参照。

おいて、話し手が自分の意見を発話している可能性がある。

(38) The price is enough to make one weep. In the flyer produced by Oxford University Press, Peter Fusco, Curator of European Sculpture and Works of Art at the J. Paul Getty Museum, writes that the catalogue is 'a work which every art library and student of sculpture will need to own'. Perhaps, at ￡325, he should have written 'will want to own'.

(その値段は人を泣かせるには十分な値段である。Oxford University Press で作られたチラシでは、Peter Fusco、J. Paul Getty 博物館のヨーロッパ彫刻と芸術作品部門の学芸員は、次のように書いている。そのカタログは「全ての芸術の図書館と学生が所有する必要のある作品だ」ひょっとすると、325 ポンドで、彼は「所有したいと思うだろう」と書くべきであっただろう。筆者訳)

Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012: 9)

(38)の例文では、義務付けされた行為の実現によって、修正されたとしても利益を得る人は誰もいない。

以上に挙げたものが、Discourse-internal sources の種類に分けられるもので、利益を得るものが 3 つに場合分けされていた。

② Discourse-external sources (objective)

これは、義務の源が談話の外にある場合である。談話の外部にある義務の源とは、Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012)によると、社会における規則・パターンや伝統、状況や環境である。

(39) To reach a solution several fundamental questions ought to be answered:(以下省略)

Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012: 6)

(解決策に到達するためには､いくつかの基本的な質問には答えられるべきである。筆者訳)

(39)では、いくつかの問題に答えることの必然性は談話の外部にある。もし、解決策が見つかったならば、質問に答えることは必然である。条件の用法である。

(40) One <u>ought to</u> do what one <u>ought to</u> do.

Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012: 6)

(人はす<u>べき</u>ことをし<u>なければならない</u>。筆者訳)

(40)での義務の源は人生の本質に関係する。義務の源は、自然の理や環境によるものである。

③ Mixed Source (intersubjective)

Mixed Source は､談話内のものと談話外のものが混在している義務の源である。

(41) What we do know from research is that children who smoke are more likely to smoke the brands that are heavily advertised. And we also know that advertising reinforces smoking, it makes people think that smoking is okay. So <u>I think</u> these are two very valid reasons why we <u>ought to</u> ban all forms of tobacco advertising.

(私たちが調査から知ることは、喫煙をする子供たちはおそらく、盛んに宣伝されているブランドのタバコを吸っている。そして､私たちは宣伝が喫煙を促進させることを知っているし、これにより人々は喫煙することが大丈夫だと思う。ゆえに、私はこれらの 2 つの妥当な理由で、私たちは全ての形のタバコ

の宣伝を禁止すべきであると思う。筆者訳）

Verhulst, Depraetere and Heyvaert (2012: 7)

(41)の例文では、話し手の意見だが、それは、調査結果に基づいている。つまり、談話内のことと談話外のことが義務の源になっている場合が、mixed Source であることがわかる。以上の言及から、義務の源には、いくつか種類があるが、主観的と、客観的か混合されたものがある。

本章では、Papafragou の枠組みにより must と義務的モダリティを考察し、Kratzer の可能世界意味論への疑問点とそれを補うために語用論領域、特に言語行為理論からのアプローチが必要であることを述べた。

6. 言語行為理論からのアプローチ

6.1. 言語行為理論(speech acts)

6.1.1. 言語行為理論とは

本章では、言語行為理論の大まかな内容について述べる。前の章で述べたように、本研究では語用論が必要なため、言語行為理論を利用する。また、本章は合田(2017, 2018b)に修正と加筆したものである。

まず、次の例文を考えてみよう。

(1) 今日、暑いね。

(1)を夏の時期に話し手が大学院生室で発話したと想定する。その部屋では、別の院生も勉強している状況である。このような場合で、発話はいくつかの意味が存在する。話し手は「暑いことに共感してほしい」と聞き手に確認している場合もあれば、「事実について報告」している場合もある。「窓を開けてね」と依頼している場合もある。推論される意味が前者 2 つである場合、聞き手は文字通りの意味を推論する。一方で、後者の場合であれば、話し手は聞き手へ窓を開けるという行為の依頼を含意していることになる。聞き手は(1)の発話を依頼として推論する。このように、話し手と聞き手の間で交わされる発話で、行為の遂行が関わる領域を言語行為と言う。そして、(1)の「今日、暑いね」という発話によって、「窓を開けてね」という意味が成立し、別の行為が成立することを間接的言語行為(indirect speech acts)と言う。本節では、Searle (1979)が提案した間接的言語行為の枠組みを利用して、検討課題の考察を進める。

言語行為理論は複数の研究者が発展させてきた理論である。(cf. Austin (1962), Searle (1969, 1979), Vanderveken (1990), 久保 (2014))。筆者はその中でも Searle の枠組みを利用したい。なぜなら、彼の枠組みでは、会話が成り立つため

の条件や規則を前提としていて、聞き手側の推論のステップに注目しているからである。

Austin (1962: 6-7)によれば、話し手が何らかの発話をしたとすれば、それはただ単に何かを言っただけでなく、何らかの行為を遂行することになる。また、行為を遂行する文は、物事の陳述をしたわけでなく真か偽などの真理値を持たないという。このような行為の遂行に関わる文のことを、彼は遂行文(performative sentence)と呼んだ。例えば、高原・林・林（2002: 49)によれば、賛同の気持ちを述べることは、賛同の意思表示をすることであり、それは賛同という行為につながるという。このような言語と行為の関係について論じる領域が言語行為理論である。この理論は Austin (1962)よって提唱され、後に Searle (1969, 1979)によって深められた。その言語行為の内容について順を追って確認する。Austin (1962)による言語行為は 3 つに区別される。

(2) Ⅰ発語行為(locutionary act)

Ⅱ発語内行為(illocutionary act)

Ⅲ発語媒介行為(perlocutionary act)

Austin が述べた発語行為とは、何かを言う、という行為を指す。また、単に何らかの言葉を音として発する音声行為と、語彙を文法的な文として一定の音声を生成する用語行為、そして、単語や文に関して明確な意味を伴い、かつ、指示物を伴って使用するものが、意味行為である。

次に発語内行為とは、言葉を発する行為ではなく、言葉を発することにおいて遂行する行為のことであるという。具体的に言うならば、彼が発語内行為として挙げた種類のものが例として挙げられる。これらの発話による行為は、発語内の力(illocutionary forces)から生じるものである。

3 つ目の発語媒介行為とは、発話がされた結果として生じる効果や影響のことで

ある。これは、慣習的な力というよりも発話の特定の状況によって生じるものであり、発話により聞き手にもたらされる感情、思考、行動等の影響を指す。

(3)

発語行為: 彼は私に「彼女を射て」と言い、「射つ」で射つことを意味し、「彼女」で彼女に言及していた。

発語内行為: 彼は私に、彼女を射つように促した。(あるいは助言・命令した等。)

発語媒介行為: 彼は私に対して、彼女を射つことを説得した。

行為: 彼は私に彼女を射たせた。

Austin (1962: 101-102 参照, 1978: 176 一部修正)

一方で、Searle (1969)は発話行為を 4 つに分類している。

(4) I 発語行為(locutionary act)

Ⅱ命題行為(proposition act)

Ⅲ発語内行為(illocutionary act)

Ⅳ発語媒介行為(perlocutionary act)

彼によると発語行為は、音声行為、音韻行為と形態素行為に区別されている。命題行為は命題を表現することである。発語媒介行為はAustinのものと似通っており、行為のその結果や効果を指す。高原・林・林 (2002: 54)によると、Searle の発話行為理論の 1 つの特徴は、命題を発語内行為から切り離してとらえることである。次の例文で、確認してみる。

(5) a. Sam smokes habitually.

(サムはいつもタバコを吸う。筆者訳)

b. Does Sam smoke habitually?

(サムはいつもタバコを吸うか？ 筆者訳)

c. Sam, smoke habitually!

(サム、いつもタバコを吸え！ 筆者訳)

d. Would that Sam smoke habitually.

(サムはいつもタバコを吸えばいいのに。筆者訳)

高原・林・林（2002: 55)

上記の 4 つの例文は「サムはいつもタバコを吸う」という共通の命題内容を持つ。従って、話し手はいずれの文の発話においても、「サムという名前を挙げる」(言語行為)、「サムについて述べる」(叙述行為)という共通の命題行為を遂行する。(5a)では「断定」、(5b)では「質問」、(5c)では「命令」、(5d)では「願望表現」という発語内行為を遂行する。

Searle (1979: 30)によれば、基本的に誰かが何かを意味する、ということは、話し手が文を発話し、自分が言うことを厳密にかつ言葉どおりに意味する。このような場合については、話し手は聞き手の内に何らかの発語内効果を生じさせることを意図し、その効果を生じさせようとする話し手の意図を聞き手に認識させることによってその効果を生じさせようと意図し、そして文の発話が従う規則に関する聞き手の知識によって聞き手がこの意図を認識するようにさせることを意図する。つまり、「話し手が言うこと」は「話し手が意味すること」とは区別されるという。一方で、発話で、何かを意図する時、上記のような単純な場合ではない時がある。例えば、話し手がある文を発話し、自分が言うことを意味し、さらに命題内容とは別の発語内行為を行う場合がある。これが間接的言語行為である。間接的言語行為については後の節で概観する。

Searle の発語内行為は 5 つに分けられる。①断言型(assertive) ②指令型(directive) ③行為拘束型(commissive) ④表現型(expressive) ⑤宣言型

(declaration)の 5 つである。must はどの行為に該当するかについては 4 節で検討する。

6.1.2. 条件

Searle の枠組みでは、言語行為が成立する条件がいくつかある。この規則は、構成的規則(constituitive rule)の性質を持つ。まず、構成規則とは異なった規則である、統制的規則(regulative)とは、高原・林・林 (2002: 55)によると次のようなものである。人間の行動に制約を加える性質のものである。例えば、交通規則やエチケットの規則などである。一方で、構成的規則は、それを遵守することによりある行動が成立するような性質のものであり、例えば、スポーツやゲームの規則が含まれる。「X は Y を成立させる」とか「X は C の状況では Y となる」という形式の表現があてはまる。また、統制的規則はたとえそれが守られていなくても当該の行為が成立するが、構成的規則が守られていない場合にはその状況での行為は成立しない。したがって、「食事のときはナイフを右手に、フォークを左手に持つ」というような統制的規則が破られても、「食べる」という行為自体は成立するが、アメリカンフットボールで、「ボールを相手チームのエンドゾーンに持ち込む」という規則が遵守されない場合には、「タッチダウンする」という新しい行為は成立しない。Searle (1969: 41)は発話とは、規則に支配された行動形態に関与すると主張した。また、発話行為における構成的規則とは次のようなものである。高原・林・林 (2002: 56)によれば、Searle の構成的規則とは、「話し手と聞き手は、会話の場で使用される言葉を話し、理解できること」といったことを含んでいるという。

Searle の発語内行為が成立する条件には 4 つのものがある。その 4 つの条件とは、命題内容条件(propositional content condition)、準備条件(preparatory condition)、誠実条件(sincerity condition)、本質条件(essential condition)である。それでは、その条件を確認する。Searle (1969: 57)による「約束」という言語行為はどのように成立しているか確認する。そして同時に、それぞれの条件を確認する

が、下記のものは、合田 (2017: 13-14)からの引用である。

(6)

話し手 S は聞き手 H がいるときに文 T を発話することになる。このとき、S が T を字義通りに発話しつつ、かつ欠陥なく H に対して p という約束をするならば、そして、その場合に限って次の条件が成立する。

Searle (1969: 57)

①正常入出力条件が成立している。 Searle (1969: 57)

次の 2 つは<u>命題内容条件</u>である。

②S は T という発言において、命題 p を表現する。 Searle (1969: 57)

③p と表現することによって、S は、S 自身について将来の行為 A を述定している。

Searle (1969: 57)

次の 2 つは<u>事前条件</u>である。

④H は、S が A をしないよりはする方を好むであろう。また、S は、H が A をしないよりはする方を好むと思っている。

Searle (1969: 58)

⑤事態の通常の推移において、S が A をするということは、S にとっても H にとっても自明のことではない。 Searle (1969: 59)

次は<u>誠実性条件</u>である。

⑥S は A を行うことを意図している。 Searle (1969: 60)

次は<u>本質条件</u>である。

⑦S は T という発言によって自分が A を行うという義務を負うことになるということを意図している。 Searle (1969: 60)

⑧S は、T という発言によって S が A を行う義務を負うことになるという認知 K を H の中に生じさせることを意図する。(*i*[20]- 1) S は *i*- 1 の認知によって K を生じさせることを意図し、さらに、*i*- 1 の認知が、T の意味を H が知っているということによってなされるように意図している。

Searle (1969: 60)

⑨S および H によって使用されている方言の意味論的規則は T が正しくかつ誠実に発せられるとき、かつそのときに限って、条件①〜⑧が成立するという規則である。 Searle (1969: 61)

Searle (1969: 58)によると、「約束」は、例えば招待とは異なり、約束を必要とする機会や状況を必要とする。そのような機会や状況に不可欠の特性は約束の相手がそうしてもらうことを望んでいる(必要としている、願っている)ということ、および、約束する本人がその望み(必要、願いなど)に気づいているということである。

6.1.3. 発語内行為の種類

それでは、本節で発語内行為の分類について述べる。Austin では発語内行為を 5 つのカテゴリーに分けている。判定宣告型、言明解説型、権限行使型、態度表明型、行為拘束型である。一方、Searle は 5 つの発語内行為について再検討している。前節でも一度ふれたが、①断言型 ②指令型 ③行為拘束型 ④表現型 ⑤宣言型の 5 つである。Searle (1979: 3-4)では、発語内の力は、その内容が世界とどう関係するとみなされるかを決定している。Searle はこの相違を適合方向と呼んでいる。適合方向は常に発語内の目標の帰結である。それでは、以下よりこの 5 つ

---

[20] *i* とは、意図のことである。

のタイプを1つずつ確認する。適合方向についても述べる。塩田（2012: 101)では、適切性条件について規則の形で示された条件という形を提案しているため、本論文でも同様の形をとる。

①断定型

Searle (1979: 12-13)によれば、このクラスのメンバーの目標または目的は、何かが事実であること、表現されている命題が真であることに話し手をさまざまな程度でコミットさせることである。このクラスのメンバーのすべては、真と偽について考えることができる。そして、表現されている心理状態は「～であると信じていること」である。断言型が単なる「言明」ではないような発語内行為を表示する多くの遂行動詞が存在し、それらの動詞が発語内の力に含まれる発語内の目標以外に他の特徴があるという。適合方向は、「言葉を世界へ」である。断定型の条件は次に載せる。

(7) [例: 主張・陳述・肯定]

命題内容行為: (記載はないが、）話し手Sが命題 p を主張することと考えられる。

事前条件: 1. 話し手Sは命題 p が真であるということを支持する証拠(あるいは理由その他)をもっている。

2. 聞き手Hが命題 p を知っている（あるいは、あえてそれを思い出させる必要がないなど）ということは、話し手Sと聞き手Hにとって自明ではない。

誠実性条件: 話し手Sが命題 p を信じているということ。

本質条件: 命題 p が現実の事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。

Searle (1969: 66 参照, 1986: 124 一部修正, 合田（2018b: 79)一部修正

②指令型

Searle (1979: 13-15)によると、このクラスのメンバーの発語内の目標は、話し手がある行為によって聞き手に何かを行わせようと試みるという事実のうちにある。それらの行為は、何かをするように聞き手に促したり、示したりするときのように、大変控え目な「試み」でもありうるし、そうするよう主張するときのように、大変激しい試みでもありうるという。適合方向は、「世界を言葉へ」である。

(8) [例: 依頼]

命題内容規則: 聞き手 H による将来の行為 A

事前規則: 1. 聞き手 H は A をする能力を持つ。話し手 S は聞き手 H が A をする能力を持っていると信じる。

2. 話し手 S と聞き手 H の両者にとって、通常の事態の進行において聞き手 H が A をすることは自明ではない。

誠実性規則: 話し手 S は、聞き手 H が A をすることを欲する。

本質規則: 聞き手 H に A をさせる試みとしてみなす。

Searle (1969: 66)

④ 行為拘束型

Searle (1979: 14-15)によると、この型は、行為の未来における経過に(さまざまな程度で)話し手をコミットさせるという目標を持つ発語内行為である。行為の例と規則に関しては、本節で「約束」の例を挙げたので、ここでは、割愛する。適合方向は、「世界を言葉へ」である。

④表現型

Searle (1979: 15-16)によると、このクラスの発語内の目標は、命題内容におい

て特定される事態に関する、誠実性条件で特定されるような心理状態を表現することである。表現型の行為をするとき、表現された命題が真であることが前提とされている。例えば、Searle (1979: 15)では、X が Y の足を踏んだとして、X が Y に謝る場合、X の目的は、Y の足が踏まれたと主張することでもなく、Y の足が踏まれるようにすることでもない。表現された命題が真であるだけなのだ。適合方向は、存在しない。

(9) [例: 感謝]

命題内容規則: H によって行われた過去の行為 A

事前規則: A は S に対して利益を与え、かつ S もそうであることを信じている。

誠実性規則: S は A に対して感謝あるいは評価している。

本質規則: 感謝あるいは評価の表現として見なされる。

Searle (1969: 67)

⑤宣言型

Searle (1979: 16-20)によると、このクラスの特徴は、発話行為が成功的に遂行されるならば命題内容と現実との対応がもたらされるということ、成功したその遂行が命題内容世界との対応を保証するということである。宣言型のものは、断言型のものと重複するという。例えば、X と Y がいて、Y を議長に任命するという行為をもし X が成功裡に遂行するならば、Y は議長である。適合方向は、存在しない。

(10) [例: 警告]

命題内容規則: 未来の出来事あるいは状態などである E

事前規則: 1. H は、E が生じるということと、E が H の利益にならないということを信じている。2. E が生じるということは、S と H にとって自

明ではない。

誠実性規則: S は、E が H にとって最大の利益ではないと信じている。

本質規則: E は H にとって最大の利器にならないという趣旨を引き受けること

として見なされる。

Searle (1969: 67)

以上、5 つの発語内行為の分類を記載した。それでは、次節で間接的言語行為を概観する。

6.2. 間接的言語行為

本節は合田 (2017, 2018b)に修正と加筆に基づくものである。

Searle (1979: 31)によると、間接的言語行為とは、他の発語内行為が遂行されることによってある発語内行為が間接的に遂行される事例のことである。

(11) I want you to do it. Searle (1979: 30)

(私はあなたにそれをしてほしい。筆者訳)

(11)の発話は付随的に言明として意味されているが、第一次的には依頼として意味されている。つまり、それは言明することによってなされる依頼である。このような場合には、ある種類の発語内行為を示す発語内の力の標識を含む文が、それに加えて別の種類の発語内行為を遂行するためにも可能なのである。また、話し手がある文を発話し、自分が言うことを意味し、さらに命題内容の違う別の発語内行為を行う場合もある。次がその例である。

(12) Can you pass the salt? Searle (1979: 46)

(あなたは塩を渡せますか？　筆者訳)

会話において(12)の発話は、話し手が聞き手に対して質問だけでなく塩を取って渡すように、という依頼を意味することもある。一方で Searle (1979: 31-32)によると、間接的言語行為では、話し手は実際に言う以上のことを聞き手に伝達するが、それは、両者が相互に共有する背景知識(言語的なものも非言語的なものも)と聞き手の側の合理性と推論の一般能力に頼ることによってである。さらに具体的に言うと、必要な理論装置は、言語行為論、協調的会話の一般原理、話し手と聞き手の間で共有された事実的背景情報、聞き手の側の推論する能力を含む。(12)の例文を、聞き手がただの質問でなく依頼だと理解することができるようになるためには、Searle (1979: 46-47)によれば、次のようないくつかのステップが必要になる。

(13)

ステップ 1: 話し手は私に、塩を渡す能力があるかどうかについての質問をした。(会話についての事実)

ステップ 2: 話し手は会話に協調しており、それゆえその発話には目的や目標があると私は仮定する。(会話的協調の原理)

ステップ 3: 会話の背景は、私の塩を渡す能力について理論的な関心を表すようなものではない。(事実的な背景情報)

ステップ 4: その上、おそらく話し手はその答えがイエスであることをすでに知っている。(事実的な背景情報)

ステップ 5: それゆえ、話し手の発話はおそらく単なる質問ではない。おそらく何か隠された発語内の目標がある。それはいったい何だろうか。(ステップ 1～4 からの推論)

ステップ 6: どの指令型の発語内行為でも事前条件は、命題内容条件において述語づけられた行為を遂行する聞き手の能力である。(言語行為論)

ステップ 7: それゆえ、話し手は私に、私が塩を渡すよう依頼するための事前

条件が充足されていることを、肯定的な答えが含意するような質問をした。(ステップ 1 と 6 からの推論)

ステップ 8: 私たちは今ディナー中であり、人々は通常ディナーで塩を使用する。塩をあちこちに渡し、また他の人に塩をあちこちに渡してもらおうとする。(背景情報)

ステップ 9: 話し手はそれゆえ、私が実現することを話し手が欲する見込みのきわめて高い遵守条件をもつ依頼のための事前条件の充足をほのめかした。(ステップ 7 と 8 からの推論)

ステップ 10: それゆえ、他にもっともらしい発語内の目標がなければ、話し手はおそらく私に塩を渡すよう依頼している。(ステップ 5 と 9 からの推論)

Searle (1979: 46-47)参照, 合田 (2017: 15)

上記のステップをふむことによって、間接的言語行為は理解される。もちろん、それぞれ前節でとり挙げた条件も考慮に入れる必要がある。また、命令文を表す熟語表現でないにもかかわらず、慣用的な依頼の形式として機能する文がある。

(14) Can you do A? Searle (1979: 49)

(あなたは A をすることができますか？ 筆者訳)

(14)は言葉どおりの意味を保ちながら、例えば依頼の丁寧形式として慣習的に使用される。Searle は意味と使用を区別すべきだと主張している。

Searle (1979: 32)によると、間接的言語行為が哲学的に重要である理由がさらにある。倫理学では「よい」、「正しい」や「べきだ」などの言葉は、命令的な意味または「行為を導く」意味を持つと考えられている。この見方は、「You ought to do it.(あなたはそれをすべきだ。筆者訳)」のような文が、聞き手に何かをするよう命

じるために発話されるという事実に由来している。しかし、そのような文が指令型として発話される場合もあるため、「ought」が命令的な意味を持つことが導かれないのは、「塩を渡せますか？」が塩を渡すようにという依頼として発話される場合もあるという事実から、「can」が命令的な意味を持つことが導かれないのと等しいという。

以上のように、間接的言語行為を理解することは、人間言語活動にとって役に立つものであると考える。

6.3. 分析②: 可能世界意味論と言語行為理論からの分析

6.3.1. must の分析の前提

本節は、合田（2017, 2018, 2020)に基づいている。本節では間接的言語行為の枠組みを利用して例文を分析するために、分析の前提を確認する。本分析に当たって、Kratzer の可能世界意味論における、4 章の意味形式 (26)を前提としていることをここで確認し、(15)として再録する。

(15) $\|MUST(p)\|_w$ is true iff $\forall w' [\, w' \in W{:}\ \|p\|_{w'} \cap w' \leq_s (\cap f(w))\,]$

($\|MUST(p)\|_w$ が真である必要十分条件は次の場合である。すなわち、全ての可能世界 w'において、発話世界から接近可能であり、義務命題 p が真になるような世界の集合と、∩ f (w)で表せる全ての世界の集合と義務命題が真になるような可能世界の集合の交わりを順序づける。)

まず、様相力に関しては、must を含む文の命題内容は接近可能である全ての可能世界について真である。また、様相基盤については、義務的な会話背景が関与していて、可能世界が指定される。そして、順序源は、義務的な観点によって可能世界が順序づけられている。そこで、must の義務的用法は、5 つの言語行為のうちどれに該当するのであろうか。筆者は①断定型であると予測する。なぜなら、2 章の

例文でいくつか確認したが、must は話し手の意図を含む表現であるため、①断定型の事前条件と誠実性条件に対応していると考えるからである。つまり、各可能世界では話し手が命題の遂行を信じて発話していることが関係する。それでは、もう1 度、①断定型の条件を確認する。6 章の(7)を(16)として再録する。

(16) [例: 主張・陳述・肯定]

命題内容行為: (記載はないが、) 話し手 S が命題 *p* を主張することと考えられる。

事前条件: 1. 話し手 S は命題 *p* が真であるということを支持する証拠(あるいは理由その他)をもっている。

2. 聞き手 H が命題 *p* を知っている（あるいは、あえてそれを思い出させる必要がないなど）ということは、話し手 S と聞き手 H にとって自明ではない。

誠実性条件: 話し手 S が命題 *p* を信じているということ。

本質条件: 命題 *p* が現実の事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。

Searle (1969: 66)参照, 合田（2018b: 79)一部修正

さらに、モダリティ表現 must は真理値を持つと 4 章で結論付けているため、①断定型であると主張する。

6.3.2. must の分析

本節では must を分析しているが、義務的な用法から確認する。

(17) You <u>must</u> go to the bathroom. Lakoff (1972a: 240)

(あなたはトイレに行かなければならない。筆者訳)

澤田（2006: 64)の解説では、(17)は話し手自身が聞き手にその義務を課している場合に用いられる。話し手は何かの理由で、聞き手にトイレに行くように指示している。このような場合では、聞き手自身がトイレに行きたいと思っているかどうかは問題でないという。「命令」は、話し手が命令を発し、聞き手に課す。合田（2015: 49)では、義務的モダリティの会話背景は義務的な会話背景(deontic conversational background)(3 章の(54)を(18)として再録。)で、命令文では願望的な会話背景(bouletic conversational background)であると述べた。

(18) Deontic conversational backgrounds:

A deontic conversational background is a function *f* such that for any world *w*, *f* (*w*) represents the content of a body of laws or regulations in *w*.

Kratzer (2012: 37)

(義務的な会話背景: ある義務的な会話背景とは、どの世界 *w* に対しても、*f* (*w*)が世界 *w* における一連の法律や規則の内容を表す世界を表すような関数 *f* である。筆者訳)

可能世界意味論の観点を含めて、(16)の言語行為が成立する条件を検討すると、次のような結果が得られる。この must 文は義務的な意味を持つと判断できる。断定型の事前条件の 1 つ目は「話し手 S は命題 *p* が真であるということを支持する証拠(あるいは理由その他)をもっている。」と 2 つ目は「聞き手 H が命題 *p* を知っている（あるいは、あえてそれを思い出させる必要がないなど）ということは、話し手 S と聞き手 H にとって自明ではない。」とされているが、本論文の must に関しては 1 つ目を「話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。」に変更する。なぜなら、話し手は、聞き手が命

題の遂行をすることの根拠を持っているかどうかについては、その瞬間では話し手には知っている必要がないからある。むしろ、聞き手がその行為を達成できることが重要である。2 つ目を「話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。」という言葉に簡略化する。なぜなら、表現が曖昧であるからである。

(19) 命題内容行為: 聞き手がトイレに行く。

事前条件: 1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。

2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。

誠実性条件: 話し手がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。

本質条件: 命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。

4.2.2.節でも述べたが、話し手が聞き手に依頼する際は、聞き手が実行不可能と話し手が考えるならば、発話できない。誠実性条件において、話し手は命題行為の遂行が真であると信じていることから、「話し手がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。」となり、ゆえに、5.5.節　義務の源において、源が話し手に関わる主観的なものに該当すると考えられる。Type A に該当すると考えられる。また、本質的条件について must の観点も含めると、「命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。」とする。

それでは、次の例文を確認してみよう。(5 章の(27)を(20a)として再録。)

(20) a. To go to Harlem, you <u>must</u> take the A train.　　　　合田（2018b: 73, 80)

(20) b. 命題内容行為: 聞き手が A 電車に乗る。

事前条件: 1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。

2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。

誠実性条件: 話し手がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。

本質条件: 命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。

誠実性条件において、話し手は命題行為の遂行が真であると信じていることから、義務の源は、源が主観的なものに該当すると考えられる。Type A に該当すると考えられる。

次の例文を確認しみよう。(5 章の(30a)を(21)として再録する。) 例えば、学校で教員が生徒に向けて(21a)を発話したとする。

(21) a. You <u>must</u> do a paper. 合田 (2018b: 76)

(あなたはレポートをしなければならない。)

(21) b. 命題内容行為: 聞き手がレポートをする。

事前条件: 1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。

2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。

誠実性条件: 話し手がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。

本質条件: 命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けてい

ることとして見なす。

誠実性条件において、話し手は命題行為の遂行が真であると信じていることから、義務の源は主観的なカテゴリーの Type A に該当すると考えられる。

義務的用法は(17)と(20a)のような命題内容が、聞き手にとって、利益になる場合とならない場合がある。また、(21)のような話し手と聞き手の上下関係が義務的表現に関係する場合もある。しかしながら、共通していることは、誠実性条件、事前条件と本質条件である。(21)に関しては、何らかの話し手と聞き手の立場が関係しており、強制力が発生していると理解できると筆者は想定している。

以上のことから、可能世界意味論の観点も加えると、must の義務的用法では、話し手にとって聞き手の行為の遂行が事実的に必要で、それを話し手は信じている、ということが考えられる。

6.3.3. must の勧誘的用法, have to との比較

本節において、Searle の間接的言語行為に基づいて勧誘的用法を考察する。ある発話を間接的言語行為として、別の意味として理解するためには、いくつかのステップが必要になるが、そのことは前々節で述べた。次の発話とその条件、そして、ステップを考察する。

それでは、次の例文を確認しみよう。4 章の(21)を再録して(22a)としている。

(22) a. You <u>must</u> have some of this cake. (Lakoff 1972b: 910)

(22) b. 命題内容行為: 聞き手がケーキを食べる。

事前条件: 1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。

2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。

誠実性条件: 話し手がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。

本質条件: 命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。

(22) c.

ステップ 1: 話し手は私に、ケーキのいくつかを食べなければならないという趣旨の言明をした(会話についての事実)。

ステップ 2: 話し手は会話に協調しており、その発話には目標や目的があると私は仮定する(会話的協調の原理)。

ステップ 3: 会話の背景は私がケーキを食べる必要性を迫るような義務、命令や指示などといった行為が求められているような緊迫した状況ではない(事実的な背景状況)。

ステップ 4: その上、聞き手にとって、聞き手がケーキを食べることが利益になることは明らかである(事実的な背景状況)。

ステップ 5: それゆえ、話し手はおそらく単なる義務や命令ではない。話し手の発言に関連性があると仮定すると、その一次的な発語内目標は言葉通りのものとは異なっているに違いない。おそらく何か隠された発語内の目標がある。それはいったい何であろうか(ステップ 1～4 からの推論)。

ステップ 6: 主張または他の断定型の発語内行為を発話するための事前条件は、

「1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。」と「2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。」の 2 つである(言語行為の理論)。

ステップ 7: それゆえ、おそらく話し手は私に、私がケーキを食べるよう勧

めるための事前条件が充足されていることを、肯定的な答えが含意するような、主張をした(ステップ 1 と 6 からの推論)。

ステップ 8: パーティなどの場においては、ホストがゲストをもてなすことがわかっている。そして、ゲストはホストからもてなされることがわかっている、など(背景情報)。

ステップ 9: 話し手はそれゆえ、その命題行為の遂行が真であると信じていて、その実現性の見込みのきわめて高い遵守条件を持つ主張のための事前条件の充足をほのめかした(ステップ 7、8 からの推論)。

ステップ 10: それゆえ、他にもっともらしい発語内の目標がなければ、恐らく話し手は私にいくつかのケーキを食べることを勧めている(ステップ 5 と 9 からの推論)。

義務の源は(17)の考察と同様に Type A に該当すると考えられる。他の例文も確認してみよう。

(23) a. Hey, come to my house, and you <u>must</u> have dinner with me.

Sanada (2009: 63, 74)

(ねえ、私の家に来て、そしてあなたは私と一緒に是非ディナーを食べてください。筆者訳)

(23) b. 命題内容行為: 聞き手がディナーを話し手と一緒に食べる。

事前条件: 1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。

2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。

誠実性条件: 話し手がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。

本質条件: 命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。

(23) c.

ステップ 1: 話し手は私に、ディナーを食べなければならないという趣旨の言明をした(会話についての事実)。

ステップ 2: 話し手は会話に協調しており、その発話には目標や目的があると私は仮定する(会話的協調の原理)。

ステップ 3: 会話の背景は私が家に行きディナーを食べることの必要性を迫るような義務､命令や指示などといった行為が求められているような緊迫した状況ではない(事実的な背景状況)。

ステップ 4: その上、聞き手にとって、聞き手がディナーを食べることが利益になることは明らかである(事実的な背景状況)。

ステップ 5: それゆえ、話し手はおそらく単なる義務や命令ではない。話し手の発言に関連性があると仮定すると､その一次的な発語内目標は言葉通りのものとは異なっているに違いない｡おそらく何か隠された発語内の目標がある。それはいったい何であろうか(ステップ 1～4 からの推論)。

ステップ 6: 主張または他の断定型の発語内行為を発話するための事前条件は、

「1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。」と「2. 話し手と聞き手にとって､聞き手が命題を知っていることは､明らかでない｡また、聞き手は知らなくても良い。」の 2 つである(言語行為の理論)。

ステップ 7: それゆえ、おそらく話し手は私に、私が家に行き、ディナーを食べるよう勧めるための事前条件が充足されていることを､肯定的な答えが含意するような、主張をした(ステップ 1 と 6 からの

推論)。

ステップ 8: 人間は食欲があり、食事をすることが分かっている。人はよりおいしい食事を求めることも分かっている。人は自分以外の人と一緒に食事することも分かっている。そして、時間帯が夜ならば、他の人に食事を誘う場合あることを分かっている、など(背景情報)。

ステップ 9: 話し手はそれゆえ、その命題行為の遂行が真であると信じていて、その実現性の見込みのきわめて高い遵守条件を持つ主張のための事前条件の充足をほのめかした(ステップ 7、8 からの推論)。

ステップ 10: それゆえ、他にもっともらしい発語内の目標がなければ、恐らく話し手は私に、家に行きディナーを食べることを勧めている(ステップ 5 と 9 からの推論)。

義務の源は(22)の考察と同様に Type A に該当すると考えられる。その他の例文も確認してみよう。5 章の(12)を(24a)として再録。

(24) a. You <u>must</u> visit there and try a meal!

合田 (2017: 19)

(あなたは是非そこを訪れて料理を食べてみてください。)

(24) b. 命題内容行為: 聞き手がそのレストランに行き、料理を食べる。

事前条件: 1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。

2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。

誠実性条件: 話し手がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。

本質条件: 命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。

(24) c.

ステップ 1: 話し手は私に、そのレストランに行き、料理を食べなければならないという趣旨の言明をした(会話についての事実)。

ステップ 2: 話し手は会話に協調しており、その発話には目標や目的があると私は仮定する(会話的協調の原理)。

ステップ 3: 会話の背景は私がそのレストランに行き、料理を食べることの必要性を迫るような義務､命令や指示などといった行為が求められているような緊迫した状況ではない(事実的な背景状況)。

ステップ 4: その上、聞き手にとって、聞き手がそのレストランに行き、料理を食べることが利益になることは明らかである(事実的な背景状況)。

ステップ 5: それゆえ、話し手はおそらく単なる義務や命令ではない。話し手の発言に関連性があると仮定すると､その一次的な発語内目標は言葉通りのものとは異なっているに違いない｡おそらく何か隠された発語内の目標がある。それはいったい何であろうか(ステップ 1～4 からの推論)。

ステップ 6: 主張または他の断定型の発語内行為を発話するための事前条件は、

「1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。」と「2. 話し手と聞き手にとって､聞き手が命題を知っていることは､明らかでない｡また、聞き手は知らなくても良い。」の 2 つである(言語行為の理論)。

ステップ 7: それゆえ、おそらく話し手は私に、そのレストランに行き、料理を食べることを勧めるための事前条件が充足されていること

を、肯定的な答えが含意するような、主張をした(ステップ 1 と 6 からの推論)。

ステップ 8: 人間は食欲があり、食事をすることが分かっていて、外で食事することが分かっている。人はよりおいしい食事を求めることも分かっている。そして、人はおいしい食事を食べると他の人にその場所と食事を勧めることが分かっている、など(背景情報)。

ステップ 9: 話し手はそれゆえ、その命題行為の遂行が真であると信じていて、その実現性の見込みのきわめて高い遵守条件を持つ主張のための事前条件の充足をほのめかした(ステップ 7、8 からの推論)。

ステップ 10: それゆえ、他にもっともらしい発語内の目標がなければ、恐らく話し手はそのレストランに行き、食事を食べることを勧めている(ステップ 5 と 9 からの推論)。

義務の源は(22)の考察と同様に Type A に該当すると考えられる。次の例文は 5 章の(13)を再録して(25a)としている。

(25) a. You <u>must</u> read it!

(あなたはそれを是非読んでください。)

(25) b. 命題内容行為: 聞き手が図書館に行き、その本を借りて読む。

事前条件: 1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。

2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。

誠実性条件: 話し手がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。

本質条件: 命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けて

いることとして見なす。

(25) c.

ステップ 1: 話し手は私に、図書館に行き、その本を借りて読まなければならないという趣旨の言明をした(会話についての事実)。

ステップ 2: 話し手は会話に協調しており、その発話には目標や目的があると私は仮定する(会話的協調の原理)。

ステップ 3: 会話の背景は私が図書館に行き、その本を借りて読むことの必要性を迫るような義務､命令や指示などといった行為が求められているような緊迫した状況ではない(事実的な背景状況)。

ステップ 4: その上、聞き手にとって、聞き手が図書館に行き、その本を借りることが利益になるということが明らかである(事実的な背景状況)。

ステップ 5: それゆえ、話し手はおそらく単なる義務や命令ではない。話し手の発言に関連性があると仮定すると､その一次的な発語内目標は言葉通りのものとは異なっているに違いない｡おそらく何か隠された発語内の目標がある。それはいったい何であろうか(ステップ 1～4 からの推論)。

ステップ 6: 主張または他の断定型の発語内行為を発話するための事前条件は、

「1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。」と「2. 話し手と聞き手にとって､聞き手が命題を知っていることは､明らかでない｡また、聞き手は知らなくても良い。」の 2 つである(言語行為の理論)。

ステップ 7: それゆえ、おそらく話し手は私に、図書館に行き、本を借りて読むことを勧めるための事前条件が充足されていることを､肯定的な答えが含意するような、主張をした(ステップ 1 と 6 からの

推論)。

ステップ 8: 学生はエッセイを出さなければならないことが分かっている。そして、参考となる良い本を借りると、より良くエッセイが書けることも分かっている、など(背景情報)。

ステップ 9: 話し手はそれゆえ、その命題行為の遂行が真であると信じていて、その実現性の見込みのきわめて高い遵守条件を持つ主張のための事前条件の充足をほのめかした(ステップ 7、8 からの推論)。

ステップ 10: それゆえ、他にもっともらしい発語内の目標がなければ、恐らく話し手は図書館に行き、本を借りて読むことを勧めている(ステップ 5 と 9 からの推論)。

義務の源は(22)と同様に Type A である。次の例文は 5 章の(14)を再録して(26a)としている。

(26) a. You <u>must</u> see it!

(あなたは是非その映画を観てください。)

(26) b. 命題内容行為: 聞き手が映画館に行き、その映画を観る。

事前条件: 1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。

2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。

誠実性条件: 話し手がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。

本質条件: 命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。

(26) c.

ステップ 1: 話し手は私に、映画館に行き、その映画を観なければならないという趣旨の言明をした(会話についての事実)。

ステップ 2: 話し手は会話に協調しており、その発話には目標や目的があると私は仮定する(会話的協調の原理)。

ステップ 3: 会話の背景は私が映画館に行き、その映画を観ることの必要性を迫るような義務、命令や指示などといった行為が求められているような緊迫した状況ではない(事実的な背景状況)。

ステップ 4: その上、聞き手にとって、聞き手が映画館に行き、その映画を観ることが利益になるということが明らかである(事実的な背景状況)。

ステップ 5: それゆえ、話し手はおそらく単なる義務や命令ではない。話し手の発言に関連性があると仮定すると、その一次的な発語内目標は言葉通りのものとは異なっているに違いない。おそらく何か隠された発語内の目標がある。それはいったい何であろうか(ステップ 1～4 からの推論)。

ステップ 6: 主張または他の断定型の発語内行為を発話するための事前条件は、

「1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持っていると信じている、もしくは知っている。」と「2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。」の 2 つである(言語行為の理論)。

ステップ 7: それゆえ、おそらく話し手は私に、映画館に行き、その映画を観ることを勧めるための事前条件が充足されていることを、肯定的な答えが含意するような、主張をした(ステップ 1 と 6 からの推論)。

ステップ 8: 人はより良い映画を観たくなることが分かっている、など(背景

情報)。

ステップ 9: 話し手はそれゆえ、その命題行為の遂行が真であると信じていて、その実現性の見込みのきわめて高い遵守条件を持つ主張のための事前条件の充足をほのめかした(ステップ 7、8 からの推論)。

ステップ 10: それゆえ、他にもっともらしい発語内の目標がなければ、恐らく話し手は映画館に行き、その映画を観ることを勧めている(ステップ 5 と 9 からの推論)。

義務の源は(22)と同様に Type A である。

上記のように、本来義務的な意味の must が勧誘的用法として機能するステップを考察した。must は、事前条件「1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持つと信じている、もしくは知っている。」と「2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。」と、誠実性条件「話し手がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。」と示しているが、これは義務の源 Type A に関わるものである。話し手発信の義務の源であるため、命題遂行の達成を信じているからこそ義務を課している。本質条件は「命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。」である。must は基本的には義務的な意味を持つが、会話状況においては、勧誘的に使われる。

以上の考察から、must には言語行為理論の発語内行為の成功条件について確認できた。これは Kratzer の様相基盤に関わるため、条件を must の意味形式に組み込むことを提案する。次の(29)で命題を含む must 文の集合について定義する。(27)は合田 (2018b: 82)を修正したものであるが、(29)はさらにそれを修正したものであり、合田 (2020)を参考にしている。(27)は、4 章の(26)と本章の(15)でも提示した。4 章の(26)と本章の(15)の意味形式は、条件が厳しく、指定する集合の世界が極端に限定されるため、修正し(29)をここに記す。

(27) $\|\text{MUST}(p)\|_w$ is true iff $\forall w'[\, w' \in W: \|p\|_{w'} \cap w' \leq_s (\cap f(w))\,]$

(‖MUST (*p*)‖$_w$ が真である必要十分条件は次の場合である。すなわち、全ての可能世界 *w'*において、発話世界から接近可能であり、義務命題 *p* が真になるような世界の集合と、∩ *f*（*w*)で表せる全ての世界の集合と義務命題が真になるような可能世界の集合の交わりを順序づける。)

(28) $\|\text{MUST}(p)\|_w = \{w_1$: world w_1 such that the speaker ***S*** thinks that the proposition ***p*** designated by the conditions of success is true at w_1 ($w < w_1$): Hearer ***H*** does some act such that p is true at w_1.}

(‖MUST (*p*)‖$_w$ は、$w < w_1$ において、発語内行為が成立する条件によって指定された *p* が真になることを *S* が信じる w_1 の集合を表す。ここで、*H* は w_1 において *p* が真になるような行為を行う。

(29) $\|\text{MUST}(p)\|_w$ is true iff $\forall w'[\, w' \in W: w' \leq_s (\cap f_{\text{cond.}}(w))\,]\, \|p\|_{w'}$

(‖MUST (*p*)‖$_w$ が真である必要十分条件は次の場合である。すなわち、全ての可能世界 *w'*において、発語内行為が成立する条件によって指定された義務命題が真になり、発話世界から接近可能で、順序源で順序付けられている。その接近可能な集合は命題 *p* が真になる集合である。)

一方で、have to の例文を考察してみよう。

(30) a. You <u>have to</u> go to the bathroom. Lakoff (1972a: 240)

(あなたはトイレに行かなければならない。筆者訳)

have to は 5 章の考察により、様相力は must と同様に必然性に該当すると考えられる。様相基盤については、社会的な意味合いが関係するとも考えられ、in view of what is normal /what the law provides, you have to go to the batheroom.「標

準的なこと・法律が規定することによると、あなたはトイレに行かなければならない。」となる。順序源は、法律やルール、社会的な立場などの話し手以外の外的なものの観点によって可能世界の順序が決定されると考える。ゆえに、発語内行為が成立する条件の誠実性条件を「話し手がその命題行為の遂行が真であると確信しているということ。」とする。これは、親子という自然の法則や標準的考え方、社会におけるルールなどを考慮し、話し手が聞き手の行為の遂行の達成を確信していることを意味する。つまり、話し手は聞き手が行為を遂行し達成することを確信していて、それはすべての可能世界で真である。それでは、発語内行為の成功条件について考えてみる。

(30) b. 命題内容行為: 聞き手がトイレに行く。

事前条件: 1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持つと信じている、もしくは知っている。

2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。

誠実性条件: 話し手がその命題行為の遂行が真であると確信しているということ。

本質条件: 命題が社会的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。

(30a)の例文の場合、聞き手は発話を文字通りに解釈すると考えられるので、間接的言語行為の推論のステップは働かないと考える。本質条件を「命題が社会的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。」とする。

義務の源は、intersubjective と考えられる。なぜなら、子供がトイレに行かず、その場所を汚してしまったら、話し手である母親はその場所を掃除する必要性があるため、母親の意見が多少含まれると考えられるからである。

次の have to の例文を確認してみよう。(1 章の(3)を再録している。)

(31) a. You <u>have to</u> have some of Aunt Marie's pie. Larkin (1976: 397)

(あなたはマリーおばさんのパイを食べなければならない。筆者訳)

(31)の例文の発話状況は、勧誘的な must 例文と似通っている。話し手か、またはマリーおばさんがパーティを開き、作ったケーキをゲストに提供するというものである。Larkin (1976)によれば、(31)の例文の場合は、ただ外部からの命令を述べているだけであるという。have to について社会的な必要性を伝える状況を想定して、発語内行為が成立する条件を考える。従って、誠実性条件を「話し手がその命題行為の遂行が真であると確信しているということ。」とする。have to の様相力は must と同様に必然性に該当すると考えられる。様相基盤については、in view of what is normal /what the law provides, you have to have some of Aunt Marie's pie.「標準的なこと・法律が規定することによると、あなたはマリーおばさんのパイを食べなければならない。」と考える。そして、順序源は、法律やルールなどの話し手以外の外的なものの観点によって可能世界の順序が決定されると考える。(31a)の例文について考察すると、(31b)になると考えられる。

(31) b. 命題内容行為: 聞き手がマリーおばさんのパイを食べる。

事前条件: 1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持つと信じている、もしくは知っている。

2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。

誠実性条件: 話し手がその命題行為の遂行が真であると確信しているということ。

本質条件: 命題が社会的な事態を表示しているということを引き受けてい

ることとして見なす。

義務の源は、intersubjective と考えられる。なぜなら、話し手は標準と、自分の意向を含ませていると考えられるからである。この意向が勧誘と捉えることもできるが、have to は社会的な必要性を伝え、文字通りに聞き手が解釈すると考えるので、間接的言語行為の推論のステップについては働かないと考える。

Sanada (2009: 63, 74)では、(23a)と対になっている(32a)について考察する。

(32) a.?? Hey, come to my house, and you <u>have to</u> have dinner with me.

Sanada (2009: 63, 74)

(?? ねえ、私の家に来て、そしてあなたは私と一緒に是非ディナーを食べてください。筆者訳)

(32) b.

命題内容行為: 聞き手が話し手と一緒にディナーを食べる。

事前条件: 1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持つと信じている、もしくは知っている。

2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。

誠実性条件: 話し手がその命題行為の遂行が真であると確信しているということ。

本質条件: 命題が社会的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。

例えば、話し手と聞き手の関係が社会的な関係であれば、義務の源は objective の可能性が高いと考えられるが、そのような関係でない場合は、義務の源で、該当するものが存在しないと考えられる。なぜなら、聞き手が発話を命令と受け取った場

合は源が objective に該当すると考えられるが、話し手と聞き手が友達同士場合、源が objective ではないと考えられるからである。ゆえに、have to が勧誘的ではない使われ方で発話されると考えると、そもそもどの義務の源に該当するか検討する必要がない。

以上の考察から、must の意味形式は言語行為理論の成功条件によって特徴づけられ、それに伴って推論される意味も勧誘的となるが、have to では義務の源が外的と考えられるので、間接的言語行為のステップを踏まずに義務の報告が行われると考えた。(32)は(31)と同様に、have to は社会的な必要性を伝える状況を想定して、発語内行為が成立する条件を考えた。従って、誠実性条件を「話し手がその命題行為の遂行が真であると確信しているということ。」とする。have to は、事前条件「1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持つと信じている、もしくは知っている。」と「2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。」で、誠実性条件「話し手がその命題行為の遂行が真であると確信しているということ。」と示しているが、これは義務の源に社会的な立場や関係性が関わるものであるため、話し手はその義務の発生を認識しており、命題遂行の達成を確信しているからこそ義務を課していると考えられる。本質条件は、must では「命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。」とし、have to では「命題が社会的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。」とする。have to は社会的な必要性を伝えると考えるので、間接的言語行為の推論のステップについては取り扱っていない。

6.4. まとめ

本章では、発話行為と間接的言語行為の枠組みを利用して must と have to の比較を行った。must と have to は①断定型に分類できる。must の事前条件は「1. 話し手は、聞き手が命題内容を遂行できる能力を持つと信じている、もしくは知っ

ている。」と「2. 話し手と聞き手にとって、聞き手が命題を知っていることは、明らかでない。また、聞き手は知らなくても良い。」となり、誠実性条件は「話し手がその命題行為の遂行が真であると信じているということ。」としている。一方で、have to は、事前条件は must と同じだが、誠実性条件は「話し手がその命題行為の遂行が真であると確信しているということ。」となる。本質条件は must は「命題が理想的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。」で、have to は「命題が社会的な事態を表示しているということを引き受けていることとして見なす。」である。そして、must の義務的用法が勧誘的に推論されるステップを確認したが、must は話し手が義務の源となるので、発語内行為が成立する成功条件を意味形式に組み込むことによって、Kratzer の可能世界意味論を言語行為理論で補った。つまり、must は、話し手が発話の中で勧誘的に発話し、聞き手は発語内行為が成立する成功条件と推論のステップによって、勧誘的な must を推論できることを、must の特徴付けとして提案できた。一方で、have to は社会での必要性の意味が含まれる。have to と must は発語内行為の誠実性条件と本質条件の観点で異なることが両者の異なる点であると想定している。

7. 終わりに

7.1. 結論

本論文では、根源的モダリティの must について、命令文や have to と比較して考察を行った。また、Papafragou (1998, 2000)に対する疑問点を挙げた。本論文の前半部分では、可能世界意味論を利用した。後半部分では、本枠組みに言語行為理論の考え方を組み込み、Kratzer (1977, 1981a, 1991, 2012)の可能世界意味論を補った。重複するが、must にはいくつか意味がある。「～しなければならない」という根源的用法と、「～にちがいない」という認識的用法である。そして、根源的用法には、大きく分けて 2 つ意味があり、「～しなければならない」という義務を表すものと、「是非～してください」という勧誘を表すものがある。その 2 つを踏まえ、意味形式によって特徴付けを行った。

4 章について、must と命令文を可能世界意味論の枠組みから比較した。比較する理由は、命令文は、must と似通っているからである。様相力に関しては、命令文は未定で、義務的モダリティ must は必然性である。様相基盤は、命令文の会話背景は bouletic で、義務的モダリティ must の会話背景は deontic である。順序源に関しては、must は道徳的やで標準的な観点で可能世界の集合が定められている。命令文は、話し手から発生する義務と、話し手から発生する許可の観点により可能世界の集合が存在している。そして、可能世界の集合を考えた場合に、命令文は「充足した世界」の集合となる。しかしながら、Kratzer の枠組みはまだ不十分な点がある。様相基盤の種類が複数あるため、一見どの様相基盤でも使用できそうで、判断の境界線同士の根拠が曖昧になるからである。語用論の観点をも含めて考察する必要があり、話し手と聞き手の状況や立場に着目して発話を考察する必要があると想定した。

そこで、語用論の枠組みに関しては、Searle (1969, 1979)の言語行為理論を利用した。本論文の 6 章で考察を行った。must は①断定型であると考えられる。must

の義務的用法では、義務の源は話し手にあると考えられる。一方で、勧誘的な用法の考察では、Searle (1979)の間接的言語行為を利用した。Searle (1969, 1979)の発語内行為が成立する条件を確認し、それを must の意味形式の様相基盤の部分に組み込んだ。これによって、可能世界意味論を利用して、話し手と聞き手を深く考察することが可能になった。話し手が発話の中で must を勧誘的に発話し、聞き手は発語内行為が成立する成功条件とステップによって推論できることを must の特徴付けとして提案した。must と have to の違いは、細かな点であるが、発語内行為の条件のうち、事前条件、誠実性条件と本質条件で差があると考えた。

Kratzer の可能世界意味論は、モダリティ考察に適しているが、抽象的である。Papafragou (1988, 2000)の枠組みでは Kratzer の枠組みを大きく変えて、可能世界の概念を使わずに、論理関係と語用論の領域を利用して、彼女の枠組みを作った。しかしながら、本論文では考察を通して、可能世界の集合という概念に重きを置くことによって、Kratzer の枠組みを大きく変えずとも語用論と相性が良いことを主張した。さらに、彼女の道具立ての 1 つである様相基盤の種類を提示する方法ではなく、会話を確認し、言語行為理論領域から話し手と聞き手について考察し、可能世界の枠組みを利用した上で、意味形式に発語内行為が成立する条件を組み込んだ。Searle の言語行為理論と融合させることによって、単義性分析のモダリティ考察が成り立つことを提示した。

さらに、本論文の考察によって、must が話し手の自分の気持ちを表現しやすく、かつコンテクストに依存する部分が大きいことが明確になったため、会話においても、must の発話が人間関係を構築する際の 1 つのステップになると考える。

7.2. 今後の課題

今後の課題として現在考えている研究テーマは、認識的用法における must と have to の比較である。本論文において結論付けた内容と認識的モダリティの must と have to を比較しながら、可能世界意味論と言語行為理論からのアプロー

チを試みることを今後の課題とする。また、合田（2018a)の議論を発展させることを考えている。次の例文は合田（2018a)で取り扱ったものである。

(1) a.? I guess he <u>has to</u> be rich.
(? 彼は豊かであるに違いない。筆者訳)
b. I guess you <u>must</u> be from New York. 柏野（2002: 137)
(あなたはニューヨークにいるに違いない。筆者訳)

統語的には、have to は根拠のないことを表す I guess と共起すると、不自然になるという。一方で、must は共起できるという。(1a)は、話し手の「とっさの判断」に基づき聞き手がニューヨーク出身であると話し手が判断しているが、(1b)は「以前からの知識に基づく判断」により聞き手がお金持ちであることを推測している。have to は以前からの知識からの判断を表すため、根拠のない I guess とは共起できないのである。また、柏野（2002: 141)は認識的用法の場合では、must より have to の方が決めつけたような印象を与えるという。この点を踏まえ、must に関して、根源的用法と認識的用法の考察を進め、意味形式を提案することを目標としたい。

さらに、命令文の考察に関して、可能世界意味論と言語行為理論の観点からの再考が必要であると考える。(2)は命令的で、(3)は勧誘的である。4 章で扱った例文再録している。

(2) <u>Go</u> to the bathroom. 合田（2015: 47)
(トイレに行きなさい。)
(3) <u>Have</u> some of this cake. 合田（2015: 48)
(このケーキを食べなさい。(食べて。))

上記に挙げた命令文について、命題が可能世界において、充足しているか、してな

いか、という考え方を言語行為理論の枠組みを使って考察することを今後の課題として考えている。まず、可能世界の集合の概念と発語内行為が成立する 4 つの条件について注目する。おそらく命令文は 5 つの発語内行為のうち、②指令型に該当すると想定できる。そして、可能世界意味論の意味形式に関連させることができれば、Kratzer の可能世界意味論がモダリティ考察の分野の中で、さらに利用しやすい枠組みであることを主張できると考える。

参考文献

Alexander, L.G.（1988） *Longman English Grammar* . Harlow: Pearson Education Limited.

Allwood, J. and Andersson, L. and Dahl, Ö.（1977） *Logic in Linguistics* . Cambridge: Cambridge University Press. [邦訳 オールウド, J.・アンデソン,L.・ダール, Ö.著. 公平珠躬・野家啓一訳.（1979）『日常言語の論理学』東京： 産業図書.]

Austin, J.（1962） *How to Do Things with Words* . Oxford: Oxford University Press. [オースティン, J. 坂本百大訳.（1978）『言語と行為』 東京: 大修館.]

Coates, J.（1983） *The Semantics of the Modal Auxiliaries .* London and Canberra: Croom Helm.

Curme, G.（1931） *Syntax* . Boston: D.C. Heath.

Fintel, K.（2006）"Modality and Language ." *Encyclopedia of Philosophy－Second Edition* . In D. M. Borchert. (ed.) Detroit: MacMillian Reference USA. 1-16.

Fintel, K. and Iatridou, S.（2008）"How to Say Ought in Foreign: The Composition of Weak Necessity Modals ." *Time and Modality .* In J. Guéron and J. Lecarme (eds.) Berlin.: Springer. 115-141.

合田優子（2013） 「義務的モダリティの考察」修士論文, 広島大学.

合田優子（2015）「義務的モダリティと命令文の比較―可能世界意味論を通して―」, 『欧米文化研究』 22 号、 37-52. 広島大学.

合田優子（2017）「根源的モダリティ must の分析: 可能世界意味論と言語行為の観点から」, 『欧米文化研究』 24 号、 5-22. 広島大学.

合田優子（2018a）「must と have to の比較－根源的用法と認識的用法の観点か

ら－」 日本英文学会 中国四国支部 第 71 回大会．鳥取大学．（口頭発表）

合田優子（2018b）「must と should の比較分析－可能世界意味論と言語行為理論を利用してー」、『日本英語英文学』 No.28、 61-86.

合田優子（2020）「可能世界意味論における *must* と *have to* の比較－ポライトネスの視点を組み込んでー」、『吉田光演先生退官記念論集（仮）』 ひつじ書房．（初校前）

Groefsema, M. (1995) "*Can*, *May*, *Must* and *Should*: A Relevance Theoretic Account ." *Journal of Linguistics* 31, 53-79.

Hacqard, V. (2006) *Aspects of Modality* . Doctoral dissertation, MIT.

Han, C. (1999) "Deontic Modality, Lexical Aspect and the Semantics of Imperatives ." *Linguistics in Morning Calm* 4, Seoul: Hanshin Publications. 479-495.

畠山雄二（2012）『くらべてわかる英文法』東京： くろしお出版.

氷川雅則（2000）「可能世界意味論の問題点と日常的様相概念の分析」、『東京大学人文自然科学論集』 東京経済大学人文自然科学研究会編、 109 号、 13-27.

氷川雅則（2003）「時制と存在的可能性」、 『国士舘哲学』 7 号、 83-94.

飯田隆（1985）「トポスと世界」、 『トポス　空観　時間』東京： 勁草書房.

飯田隆（1995）『言語哲学大全Ⅲ 意味と様相（下)』　東京： 勁草書房.

今井邦彦（2001） 『語用論への招待』 東京： 岩波書店.

Jespersen, O. (1949) *A modern English grammar on histrical principles* . Part 5, Londn: George Allen & Unwin Ltd.

柏野健次（2002）『英語助動詞の語法』 東京： 研究社.

金水敏・今仁生美（2000）現代言語学入門 『意味と文脈』 東京： 岩波書店.

Kratzer, A. (1977) "What "must" and "can" Must and Can Mean ." *Linguistics and Philosophy* 1, Dordrecht: Reidel. 337-355.

Kratzer, A. (1980) "Possible world semantics and psychological reality ." *Linguistische Berichte* 66, 1-14.

Kratzer, A. (1981a) "The Notional Category of Modality ." *Words, Worlds, and Contexts* . In H.-J. Eikmeyer and H. Rieser (eds.) Berlin: de Gruyter. 38-74.

Kratzer, A. (1981b) "Partition and revision: The semantics of counterfactuals ." *Journal of Philosophical Logic* 10, Dordrecht: Reidel. 201-216.

Kratzer, A. (1989) "An investigation of the lumps of thought ." *Linguistics and Philosophy* 12, Netherlands: Kluwer Academic. 607-53.

Kratzer, A. (1991) "Modality", *Semantics: An International Handbook of Contemporary Research* . In Stechow, A. and Wunderlich, D. (eds.) Berlin: Mouton de Gruyter. 639-650.

Kratzer, A. (2012) *Modals and Conditionals .* New York.: Oxford University Press.

Kripke, S. (1980) *Naming and Ncessity* . Oxford: Basil Blackwell.

久保進（2014）『言語行為と調整理論』 東京： ひつじ書房.

黒滝真理子（2005）『Deontic から Epistemic への普遍性と相対性』 東京： くろしお出版.

Lakoff, R. (1972a) "The Pragmatics of Modality ." *CLS* 8, Chicago. 229-246.

Lakoff, R. (1972b) "Language in Context ." *Language* Vol. 48, No. 4, Linguistic Society of America. 907-927.

Larkin, D. (1976) "Some Notes on English Modals ." *Notes from the Linguistic Underground* . New York: Academic Press. 387-398.

Leech, G. (1983) *Principles of Pragmatics* . New York: Lomgman.

Leech, G. (2004) *Meaning and the English verb .* Third Edition. Harlow: Pearson Education Limited.

Leech, G. (2014) *The Pragmatics of Politeness* . Ney York: Oxford University Press.

Lewis, D. (1973) *Counterfactuals .* Oxford: Basil Blackwell.

Lyons, J. (1977) *Semantics .* vol.2*,* Cambridge: Cambridge University Press.

三木那由他 (2012) 「直喩の形式意味論」、 *Contemporary and Applied Philosophy* 3, Japanese Association for the Contemporary and Applied Philosophy. 46-66.

三浦俊彦 (1997) 『可能世界の哲学 「存在」と「自己」を考える』 東京： 日本放送出版協会.

森英樹 (2006) 「3 つの命令文：日英語の命令文と潜在型／既存型スケール」、『言語研究』 129, 135-160.

野本和幸 (1997) 『意味と世界―言語哲学論考』 東京： 財団法人法制大学出版局.

野村忠央 (2012) 「法助動詞単義分析再考―根源的用法と認識的用法―」、『日本英語英文学』22 号、35-51.

Palmer, F. (1986) *Mood and Modality .* Cambridge: Cambridge University Press.

Palmer, F. (1990) *Modality and the English modals .* Ney York: Longman, New York.

Papafragou, A. (1998) "Inference and Word Meaning: The case of Modal Auxiliaries ." *Lingua* 105. 1-47.

Papafragou, A. (2000) *Modality: Issues in the Semantics ― Pragmatics Interface .* Amsterdam: Elsevier.

Patterson, T. (2011) *Clearly, it must be…: An analysis of theories surrounding clearity and epistemic must .* Senior Honors Thesis, Swarthmore College.

Perkins, M. (1983) *Modal Expressions in English* . London: Frances Printer.

Portner, P. (2005) *What is Meaning?: Fundamentals of Formal Semantics* .

Oxford: Blackwell Publishing. (邦訳 『意味って何？－形式意味論入門』 (2015) 片岡宏仁訳. 東京： 勁草書房.)

Portner, P. (2007) “Imperatives and modals .” *Natural Language Sematics* 15(4), Springer. 351-383.

Portner, P. (2009) *Modality* . New York: Oxford University Press.

Quirk, R. and Greenbaum, S. and Leech, G. and Savartvik, J. (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language* . London: Longman.

Rubinstein, A. (2012) *Roots of Modality.* Doctoral thesis. University of Massachusetts Ampherest.

Sadock, J. and Zwicky, M. (1985) “Speech act distinctions in syntax .” L*anguage Typology and Syntactic Description* vol. 1 Cambridge University Press. 169-191.

Sanada, H. (2009) *English Root Modals Must and Have to: A Cognitive Linguistic Analysis* . Doctoral theisis. Hokkaido University.

澤田治美 (2003) 「モダリティの多義性と単義性をめぐって－認知言語学的アプローチと関連性理論－」、『語用論研究』5 号、111-124.

澤田治美 (2006) 『モダリティ』 東京： 開拓社.

澤田治美 (2014a) 「英語モダリティの分類と否定の作用域」、ひつじ意味論講座第 3 巻 『モダリティ: 理論と方法』 東京： ひつじ書房. 153-173.

澤田治美 (2014b) 『現代意味解釈講義』東京： 開拓社.

Searle, J. (1969) *Speech Acts: an essay in the philosophy of language* . New York: Cambridge University Press. [邦訳 サール, J. 著. 坂本百大・土屋俊訳. (1986) 『言語行為』 東京： 勁草書房.]

Searle, J. (1979) *Expression and meaning: Studies in the Theory of Speech Acts* . Cambridge: Cambridge University Press. [邦訳 サール, J. 著. 山田友幸監訳. (2006) 『表現と意味－言語行為論研究－』東京： 誠信書房.]

塩田英子（2012)「発話行為」『語用論』朝倉日英対象言語学シリーズ 7、中島信夫編集．東京：朝倉書店．93-104.

Silk, A. (2012) “Modality, Weights, and Inconsistent Premise Set .” *Proceedings of SALT* 22. 43-64.

白井賢一郎（1987）『形式意味論入門』 東京： 産業図書.

Swan, M. (2005) *Practical English Usage third edition .* Oxford: Oxford University Press.

高原脩・林宅男・林礼子（2002）『プラグマティックスの展開』 東京： 勁草書房.

田村早苗（2009）「様相論理にもとづくタメニの分析論:「目的」と「因果」の接点」、『京都大学言語学研究』 28 号、 159-184.

Thomson, A. and Martinet, A. (1986) *A Practical English Grammar* . Oxford: Oxford: University Press.

恒川正巳（2013)「非現実世界のミス・レイビー: E.M. フォスター「永遠の瞬間」」、『富山大学人文学部紀要』58 号、 138-152.

Vanderveken, D. (1990) *Meaning and Speech Acts .* Volume 1, Cambridge University Press. [原題 ヴァンダーヴェーケン, D. (1997) 『意味と発話行為』 久保進監訳・西山文夫・渡辺扶美枝・渡辺良彦訳．東京： ひつじ書房.]

Verhulst, A. and Depraetere, I. and Heyvaert, L. (2012) “Source and strength of modality: an empirical study of root *should, ought to* and *be supposed to* in Present-day British English .” *Leuven Working Papers in Linguistics.*

Wilson, D. and Wharton, T. (2009) 『最新語用論入門 12 章』 今井邦彦編集．井門亮・岡田聡宏・松崎由貴・古牧久典・新井恭子訳．東京： 大修館書店. [大学で使っている教科書を修正したもの]

吉田光演（1990）「『やっぱり』の意味論」『金沢大学独文研究室報』 7 号、17-34.

吉田光演（2018)「大学院研究室ゼミ発表資料」　広島大学.
吉川洋（2014）「stage-level 叙述詞と individual-level 叙述詞について」、『兵庫県立大学環境人間学部　研究報告』16 号、兵庫県立大学.
吉本啓・中村裕昭（2016）『現代意味論入門』　東京：くろしお出版.

[辞書]
日本国語大辞典　第二版　編集委員会小学館国語辞典編集部（編）(2001）日本国語大辞典　第二版　第 3, 7, 9 巻　小学館.

[URL]
新「ことば」シリーズ 12「言葉に関する問答集—言葉の使い分け—」(2000）問 9, 国立国語研究所
https://www.ninjal.ac.jp/publication/catalogue/shin_kotoba_series/11_19/pages/12q09/

謝辞

本論文は合田（2013, 2015, 2017, 2018b)の議論を発展させ、そしてそれを深めたものとして提出させて頂きます。

まず、本研究と本論文作成にあたり、約 9 年間の長い時間ご指導して頂いた広島大学　吉田光演先生に感謝の意を述べます。本当にありがとうございました。吉田先生がご教授してくださったお姿、方針や心意気を模範とし、今後も教職と研究活動に一生懸命取り組んで参りたいと思います。

次に、約 9 年間副指導教官としてご指導してくださった広島大学　町田章先生に感謝を申し上げます。町田先生には、研究だけでなく英語教育の面にもご助言頂きました。ありがとうございました。また、言語哲学について、副指導教官としてアドバイスを頂きました広島大学　宮園健吾先生に謝意を表します。ありがとうございました。

また、広島大学　井口容子先生と広島大学　井上永幸先生に感謝申し上げます。予備・本審査会で貴重なご意見をくださり、また、お時間を頂きましてありがとうございました。合田（2020)の執筆の際には、金沢大学　橋本将先生から意味形式のご提案を頂きました。ありがとうございました。

さらに、博士論文の執筆で相談に乗ってくださり、励ましてくださった広島経済大学の英語科の先生方、また、教職員の皆様に謝意を表します。ありがとうございました。

最後に、本論文執筆を温かく見守り、サポートをしてしてくださった吉田研究室のメンバー、応援してくださった皆様と家族に感謝の意を述べます。ありがとうございました。